

2017（平成 29）年度版

**第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン**

**年次報告**

2017(平成 29)年 10 月

三 重 県

2017（平成 29）年度版  
第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン  
年次報告

目次

	ページ数
I 年次報告の考え方	1
1 年次報告について	
2 施策の体系と推進の考え方	
II 平成 28 年度をふりかえって	3
1 数値目標の達成状況について	
2 人権をめぐる国際社会と国内の状況	
<施策分野別>	
●施策分野 1 「人権が尊重されるまちづくりのための施策」	
人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり	11
●施策分野 2 「人権意識の高揚のための施策」	
人権施策 201 人権啓発の推進	16
人権施策 202 人権教育の推進	30
●施策分野 3 「人権擁護と救済のための施策」	
人権施策 301 相談体制の充実	35
人権施策 302 さまざまな人権侵害への対応	42
●施策分野 4 「人権課題のための施策」	
人権施策 401 同和問題	47
人権施策 402 子ども	53
人権施策 403 女性	59
人権施策 404 障がい者	66
人権施策 405 高齢者	73
人権施策 406 外国人	79
人権施策 407 患者等（患者の権利、HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）	84
人権施策 408 犯罪被害者等	87
人権施策 409 インターネットによる人権侵害	91
人権施策 410 さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）	94
III 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム	98

# I 年次報告の考え方

## 1 年次報告について

「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「第三次行動プラン」という。）は、「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成9年10月施行）に基づき策定した「三重県人権施策基本方針」（平成27年12月改定）を多様な主体で着実に推進していくものです。

人権施策の進捗管理については、第三次行動プランに基づく取組状況を「年次報告」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討等に活用することとしています。

今回の年次報告は、2016（平成28）年度の取組状況について取りまとめました。

なお、第三次行動プランでは、進捗管理を客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととしています。

## 2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけ推進することとしています。

### 施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現するために基本となる、豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進

### 施策分野2 人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体を形成

### 施策分野3 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済

### 施策分野4 人権課題のための施策

前述の3つの施策分野をベース（基礎）にした個別の人権課題への対応

【三重県人権施策基本方針（第二次改定）】施策体系図】

人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくり

人権意識の高揚のための施策

人権啓発の推進

人権教育の推進

人権擁護と救済のための施策

相談体制の充実

さまざまな人権侵害への対応

人権課題のための施策

同和問題

子ども

女性

障がい者

高齢者

外国人

患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）

犯罪被害者等

インターネットによる人権侵害

さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

## Ⅱ 平成 28 年度をふりかえって

### 1 数値目標の達成状況について

第三次行動プランでは、以下の表のとおり、プラン全体の数値目標として1項目、4つの施策分野のうち、個別の「人権課題のための施策」を除く3施策分野について、4つの数値目標を設定しています。

目 標 項 目		平成27年度 下：実績値	平成28年度 上：目標値 下：実績値	目標達成 状況
プラン全体	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合 (※1)		39.5%	0.99
		38.5%	39.2%	
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数 (※2)		35 団体	1.00
		34 団体	37 団体	
人権意識の高揚	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度 (※3)		98.0%	0.99
		97.0%	97.5%	
	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合 (※4)		82.2%	1.00
		73.3%	83.0%	
人権擁護と救済	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度 (※5)		97.0%	0.99
		95.6%	96.0%	

#### 【数値目標の説明】

- ※1 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施した団体数
- ※3 人権イベント・講座等の参加者へのアンケートにおいて、当該イベント等によって「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合
- ※4 子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校及び県立学校の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケートにおいて、「人権に関する知識の習得・相談対応力の向上につながった」と回答した受講者の割合

なお、プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別の人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

## 2 人権をめぐる国際社会と国内の状況

### 【国際社会の状況】

人権は、人びとが社会において幸せな生活を営むために必要な固有の権利であり、人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であることが、世界人権宣言でも明記されています。しかし、現在も人権をめぐるさまざまな問題が生じており、ヘイトクライムやヘイトスピーチの発生、移民や難民の受け入れを停止する措置を行う国も出てきました。国連の発表によると、紛争などが原因で居住地を追われて国外に逃れた難民や国内で避難民となった人たちの総数が2015（平成27）年末時点で6,530万人に達し、第二次世界大戦後の最多記録を更新しています。

国際社会においては、国連を中心に人権への取組が進められており、2016（平成28）年4月には、意見及び表現の自由についての調査に、国連人権理事会が任命した特別報告者デイビッド・ケイ氏が来日し、日本政府に対して、メディアの独立性保護と国民の知る権利促進のための対策を緊急に講じるよう要請しました。この調査結果に関する報告書は、2017（平成29）年に国連人権理事会に提出されることになっています。

また、国連本部において、日本政府が、北朝鮮による拉致問題について国際社会の理解促進を図るとともに、一日も早い北朝鮮の人権状況の改善に向けた国際連携のあり方を探求することを目的とした国際シンポジウムを5月に開催しました。12月にも、オーストラリア、EU、日本、韓国及び米国の共催でパネル・ディスカッション「北朝鮮の人権状況－現状及び国際社会の取組」が開催されました。そこでは、全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現を含む、北朝鮮の人権状況の改善に向けた国際連携の在り方につき、活発な議論が行われました。

### 【国内の状況】

#### 〈人権が尊重されるまちづくり〉

国連は、1994（平成6）年の「『人権教育のための国連10年』行動計画」等において、人権という普遍的文化を創造することの重要性を示してきました。人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進する機運が高まり、全国で人権尊重のまちづくり条例の制定、県や市町の人権施策基本方針等が策定されています。

また、企業等の社会的責任（CSR）に基づいた取組については、2010（平成22）年11月に、人権を含む企業等の社会的責任に関する国際規格であるISO26000が発行されました。このISO26000は、JIS（日本工業規格）化され、2012（平成24）年3月21日にJIS Z 26000（社会的責任に関する手引き）として制定され、人権への配慮を中心に、社会的責任の具体化が求められている状況にあると考えられます。

2016（平成28）年度は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた

取組の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 68 号)、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 109 号)がそれぞれ施行されました。これらの法の趣旨に則り、啓発や人権相談等の差別の解消をめざした取組をより一層推進することが求められています。

### 〈人権意識の高揚～人権啓発・人権教育の推進〉

国連においては、世界人権宣言が採択された 12 月 10 日を「人権デー」と定めています。また、国(法務省)においては、12 月 4 日～10 日の 1 週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動を展開しています。

法務省では、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を構築し、相互に連携・協力して、当該都道府県内における各種人権啓発活動を総合的に推進しています。また、ホームページや Twitter(ツイッター)を活用して、人権擁護機関等の活動の情報を提供しています。

国連は、人権教育を強化するため「人権教育のための世界計画」を 2005(平成 17)年からスタートさせ、現在は、その第三段階となっています(2015(平成 27)年～2019(平成 31)年)。第三段階は、第一段階の初等・中等学校における人権教育や第二段階の高等教育とあらゆる教員、教育者、公務員、法執行官等の人権教育への取組を強化しつつ、メディア従事者及びジャーナリストに対する人権教育を促進することとしています。

国においては、2002(平成 14)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。また、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等のあり方について、2004(平成 16)年から 2008(平成 20)年にかけて、3 次にわたる取りまとめを公表しました。文部科学省は、2009(平成 21)年と 2013(平成 25)年の 2 回にわたって全国の教育委員会・学校に対して取組状況調査を実施し、その結果を公表するとともに、2011(平成 23)年から 2015(平成 27)年にかけて、人権教育に関する特色ある実践事例の収集・公表を行い、人権教育に関する特色ある実践事例を、ウェブサイトにて紹介しています。

### 〈人権擁護と救済～相談体制の充実 さまざまな人権侵害への対応〉

法務局は、人権侵害事件に対する被害者等からの申告を受け、救済手続を開始しています。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。また、「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権 110 番」を開設し、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。

都府県及び政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換及び今日的課題についての研修や意見交換、国への要望活動を行うとともに、インターネット上における差別書き込み等に係る削除依頼等の取組を行っています。

いじめ、体罰、不登校等の子どもをめぐる人権問題への適切な対応のために、人

権擁護委員の中から子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度が設けられています。これらに加え、ヘイトスピーチに対処するため、2015(平成27)年1月よりヘイトスピーチに関する相談を強化しました。また、英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を特定の法務局において曜日を指定して開設し、相談に応じています。高齢者や障がい者をめぐる人権問題の解決を図る取組として、2016(平成28)年度は9月5日から11日まで、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しました。

内閣府では、東日本大震災によって生じた女性のさまざまな不安や悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を岩手県、宮城県及び福島県において、2011(平成23)年度から継続して実施しています。事業は、地元及び全国の民間支援団体から派遣された女性相談員が、相談者の気持ちに寄り添いながら話を聞き、相談者が抱える不安や悩みを整理し、必要に応じて専門の支援窓口を紹介することにより、必要な相談、支援につなげることを目的としています。

## 〈個別の人権課題〉

### (1) 同和問題

2016(平成28)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることをふまえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としています。

この法制定の背景となった一つには、インターネット上で差別を拡散・助長するような看過できない行為の発生があります。それに対して、全国の関係自治体で組織する「全国人権同和行政促進協議会」では、都府県市から削除対応の要請があったインターネット上の差別表現について、法務省への削除要請等を行っています。

住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」が、全国の市町村に広がっています。

### (2) 子ども

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った、2015(平成27)年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は56,806件、いじめの認知件数は225,132件となっています。法務局が扱った人権侵犯事件においても、2016(平成28)年には、学校におけるいじめ事案が3,466件、教育職員による体罰に関する事案が651件、児童に対する暴行・虐



待事案が914件となっており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっています。

2013（平成25年）の「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）を受け、文部科学省では、同年に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定、2017（平成29）年3月には、その改定を行いました。また、いじめの問題への対応の充実をめざして、体系的に児童生徒の道徳性を育む「道徳科」を、小学校は2018（平成30）年度、中学校は2019（平成31）年度から実施することとしており、2015（平成27）年度から、一部改正学習指導要領の趣旨をふまえた取組が可能となり、取組が始まっている地域もあります。

東京電力福島第1原発事故で福島県外に避難している子どもへのいじめが各地で問題となっています。文部科学省は、各学校で避難児童生徒らがいじめられていないか確認し、被害者支援等の対応を取るよう全国の教育委員会等に通知しました。また、全国の避難児童生徒らに対するいじめの発生件数や学校の対応、解決状況等についても調査しました。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が、2017（平成29）年4月に完全施行されました。全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとしています。

### （3）女性

日本国憲法では、両性の本質的平等が明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）等の法整備が進んでいます。しかし、現実には、「固定的性別役割分担意識」が社会に残っています。また、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等（いわゆるマタニティハラスメント等）の問題も近年多く発生しています。

2016（平成28）年3月、男女雇用機会均等法を改正する法律等が公布され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設され、2017（平成29）年1月1日から施行されました。また、2016（平成28）年8月2日には、事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針、並びに子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針が公布されました。この指針は、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置の適切かつ有効な実施を図るために定められたものです。

2016（平成28）年6月に、民法の一部を改正する法律が施行され、女性の再婚禁止期間が前婚の解消又は取消しの日から起算して100日に短縮されるとともに、再婚禁止期間内でも再婚することができる場合が明らかになりました。

法務局が新規に救済手続を開始した人権侵犯事件は、女性に対する暴行・虐待に

関して「夫の妻に対するもの」は 1,338 件でした。また、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するために、全国 50 の法務局・地方法務局の本局に設置された専用相談電話「女性の人権ホットライン」に寄せられた相談は、暴行・虐待 1,591 件、セクハラ・ストーカー除く強制・強要 1,202 件、セクハラ 368 件、ストーカー 321 件となっています。

#### (4) 障がい者

2016（平成 28）年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。差別解消の推進に関する基本的な事項や、国等における差別を解消するための措置等について定め、取組を推進していくことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざしています。

2016（平成 28）年 7 月に発生した神奈川県相模原市の障がい者支援施設における事件をふまえ、政府に設置された事件の検証・再発防止策検討チームが取りまとめた報告書において、措置入院後の継続的な患者支援のあり方等が課題とされました。

障害者雇用促進法では、民間企業に対し、2.0%の以上の障がい者雇用を義務付けています。2016（平成 28）年の障がい者雇用の状況について、事業主に対し一定割合の民間企業における雇用障がい者数、実雇用率とも過去最高を更新し、それぞれ 47 万 4,374 人（対前年 4.7%増）、1.92%（対前年比 0.04 ポイント上昇）となりました。

#### (5) 高齢者

少子高齢化等を背景として、人口の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者に対する就職差別、介護施設等における身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）等といった高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

また、今後の高齢化の進展に伴い、これまで以上に認知症の人が増えていくことが予測されることや、高齢化に伴う認知症の人への増加への対応が世界共通の課題となっていることを受け、国では、2015（平成 27）年 1 月に策定した「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）に基づき、早期診断・早期対応を軸とした、認知症の容態に応じた切れ目のない適時・適切な医療・介護等の提供が図られる仕組みを構築するなど、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進しています。

#### (6) 外国人

日本に入国する外国人は長期的に増える傾向にあり、2016（平成 28）年における外国人入国者数（再入国者を含む）は約 2,322 万人で、前年に比べ約 353 万人増加し、過去最高となりました。こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐるさまざまな人権問題が発生しています。

また、近年、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われている

ことが、マスコミ等によって「ヘイトスピーチ」であるとして取り上げられる状況となる中、2016（平成28）年5月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立し、同年6月に施行されました。

## **（7）患者等**

私たちは誰でも、自由に、人間らしく生きる権利「人権」を持っています。

しかし、さまざまな病気、特に感染症に対する正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえ、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者等の方々は、誤った知識や偏見等から人権が侵害されてしまうことがあります。

厚生労働省や法務省では、感染者・患者等に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、都道府県や関係団体等と連携し、普及啓発イベントを開催するなど正しい知識等についての啓発活動を推進しています。

偏見・差別をなくすためには、一人ひとりがHIVやハンセン病等に対する正しい知識を持つこと、また、患者・元患者、その家族等が置かれた立場を理解することが必要です。

## **（8）犯罪被害者等**

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要です。そして、このような取組がより実効性を持つためには、国民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況等を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運の醸成を図ることが重要であり、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進と配慮・協力を一層促していく必要があります。

2016（平成28）年4月からこれまで内閣府が担ってきた犯罪被害者等施策が国家公安委員会（警察庁）に移管され、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会をめざして、2016（平成28）年度から2020（平成32）年度までの5か年を計画期間とする第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者等施策を推進しています。

## **（9）インターネットによる人権侵害**

インターネット上に流通する人権侵害情報は、伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、法務省では、迅速な対応に努めています。被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っています。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な場合は、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令等に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請しています。

2016（平成28）年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,736件を

173 件上回る 1,909 件（10.0%増）で、過去最高の件数を記録し、10 年前の 2006（平成 18）年の件数（282 件）と比較すると 6.8 倍の増加となっています。

## **(10) さまざまな人権課題**

### **(刑を終えた人・保護観察中の人等)**

検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。そこで、国では、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2016（平成 28）年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）を公布・施行しました。罪を犯した者等の多くが、定職・住居を確保できないなどの理由により、社会復帰が困難なことをふまえ、罪を犯した者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることができるよう必要な施策を推進していくこととしています。

### **(災害と人権)**

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人びとが差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。文部科学省では、各地で震災に関するいじめが発覚したことを受け、被災した子どもが心身に受けた影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行うと明記した新たな国のいじめ防止対策の基本方針を 2017（平成 29）年 3 月 14 日に決定し、全国の教育委員会等に通知しました。

### **(性的マイノリティの人びと)**

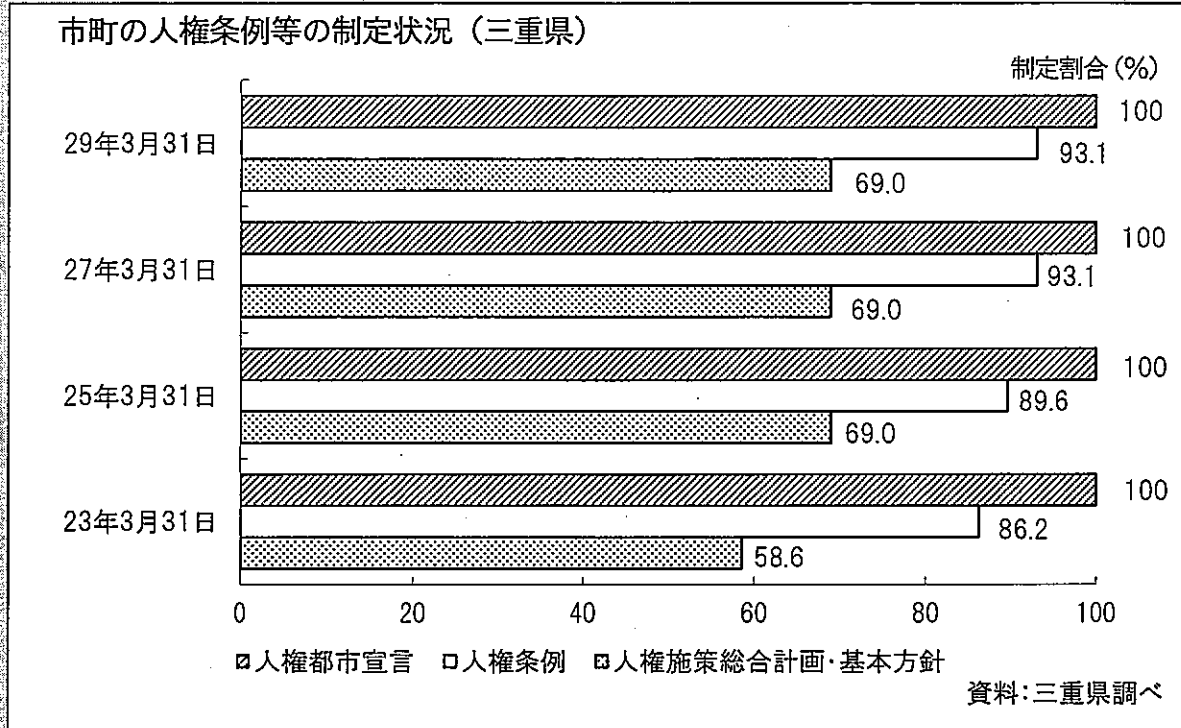
性的指向に関する少数派の人びとへの根強い偏見があり、社会生活のさまざまな場面で人権問題が発生しています。近年、LGBT 支援に取り組む企業が増える中、国では、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める」と記載し、性的マイノリティの人びとに対する理解の促進と社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることとしています。また、5 月には、野党 4 党が LGBT の差別解消をめざす法案を国会に提出しました。

(施策分野1) 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権施策 101

人権が尊重されるまちづくり

■ データからみた状況



データに関するコメント

平成 29 年 4 月 1 日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は 27 市町で 93.1%となっています。

1 県の主な取組状況（平成 28 年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動をするための取組の推進

- ① 企業、住民組織・NPO等への活動支援
- ② 人権に関する講座を修了した人材への支援
- ③ 企業等社会的影響の大きい組織の組織運営、経営に人権の視点が浸透するような取組

「人権が尊重されるまちづくり」に取り組もうとする地域の団体等を支援するため、37 団体（延べ 43 回）に講師を派遣し、団体等の活動の充実や、新たな地域での事業の活用につながりました。そのうちの 6 団体には継続して講師を派遣したり、企業、法人 4 社には、組織運営や経営に人権の視点が浸透するような研修を支援したりしました。また、「人権が尊重されるまちづくり」に取り組もうとする地域の団体等の拡大を図るため、学習事例集『みんなで取り組もう 人権が尊重されるまちづくり』を作成しました。今後も「人権のまちづくり研修会」が県内全域で開催されるよう支援していきます。  
[すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業/環境生活部人権課]

- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる、さまざまな主体の生き生きとした実践例を把握するため、県内の企業、住民組織、NPO・団体等から12団体を選び、活動状況を調査しました。調査した内容は年次報告等に掲載し、他の団体等の取組の参考にしてもらえるようにしています。〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課〕

## (2) 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 地域の状況に応じたさまざまな主体のネットワークの形成と充実
- ② さまざまな主体による人権のまちづくりの促進
- ③ 人権のまちづくりを推進するための課題の明確化と取組促進
- ④ 人権のまちづくりの人材育成を行う学びの場づくり

- ・ 同和問題をはじめとする人権問題に関する行政を推進するため、その方策の検討と各種の調査研究を行うとともに、県及び市町相互の連絡調整を図ることを目的に三重県人権・同和行政連絡協議会が運営されています。人権・同和問題に関する啓発や、人権・同和行政推進の研修に県、各市町が連携して取り組みました。〔三重県人権・同和行政連絡協議会への参加／環境生活部人権課〕
- ・ 人権擁護委員法に基づき、人権相談や人権啓発活動を行っている人権擁護委員連合会と「性的マイノリティの人権」についての意見交換を行いました。〔三重県人権擁護委員連合会との意見交換会／環境生活部人権課〕
- ・ 「人権が尊重されるまちづくり」に取り組もうとする地域の団体等に対して、「地域・家庭・学校で支える絆づくりのヒント」、「市民が支える高齢社会」、「人権の基本」、「性的マイノリティとLGBT」等の自主的な研修会の開催を支援しました。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ ボランティア活動に参加しやすい体制を整備するため、ボランティアコーディネーターの養成等を実施する県ボランティアセンターの活動を支援しました。引き続き、県ボランティアセンターの活動への支援を通じて、ボランティア活動の推進を図っていきます。〔ボランティアセンター事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる、さまざまな主体の活動状況を調査しました。その結果から、活動が持続可能なものとなるためには、さまざまな主体との協働が必要であることが明らかになってきました。調査内容は年次報告等に掲載し、他の団体等の取組の参考にしてもらえるようにしています。〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課〕

## (3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① ユニバーサルデザインの意識づくり
- ② 安全で自由な移動や安心して快適な施設利用ができる環境づくり
- ③ 施設整備を担う人たちへの啓発等
- ④ わかりやすい情報の提供のための意識づくり
- ⑤ 誰もが住みよい住宅の普及

- ・ 次世代を担う子どもたちを対象に、ユニバーサルデザイン学校出前授業を30校に対して実施しました。広く県民へユニバーサルデザインの考え方を普及するため、UDアドバイザーを中心として、さまざまな主体相互間の連携を図りながら、次世代を

担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのネットワークづくり推進事業／健康福祉部地域福祉課〕

- ・ 障がい者や妊産婦、けが人等、歩行が困難な方の外出を支援する「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、平成 29 年 3 月末現在の利用証交付者数は 46,579 人(累計)、「おもいやり駐車場」の登録届出数は 2,075 施設、4,149 区画となるなど、着実に制度が定着しつつあります。一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多くみられることなどから、引き続き制度の啓発を行うなど、ユニバーサルデザインの意識づくりを進める必要があります。〔三重おもいやり駐車場利用制度展開事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ・ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、数値目標を設定し、県立学校の多機能トイレやエレベーター等の整備に取り組んでいます。平成 28 年度においては、かがやき特別支援学校あすなる分校・草の実分校（平成 29 年 3 月完成）に多機能トイレやエレベーター等を整備するとともに、東紀州くろしお学園（平成 28 年 12 月完成）に多機能トイレ等を整備しました。引き続き、誰もが過ごしやすい学習環境の整備に向けて、未整備校における設置場所及び必要性を勘案し、整備を推進していきます。〔学校施設のバリアフリー化／教育委員会学校経理・施設課〕
- ・ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備基準に適合する施設を増やしていくため、ホームページ等を通じて事業者、設計者等へ周知に取り組みました。また、同条例に基づき、商業施設や公共施設について設計段階で事前協議を行い、完成した施設に対して適合証を交付しました。各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解、賛同を得るための啓発が必要です。〔ユニバーサルデザインのまちづくり整備推進事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ・ 職員等がわかりやすい情報提供を日常的に意識してもらうように、職員研修、職員セミナー等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を配布して啓発を行いました。引き続き、職員等への研修を通して、わかりやすい情報の提供について、啓発を行います。〔「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の活用／健康福祉部地域福祉課〕
- ・ 高齢者等に配慮した住宅供給や居住環境の向上を進めるため、18 戸の高齢者仕様改善を実施しました。住戸内の改善は入居したまま実施するため、入居者の理解を得るとともに、調整を円滑に行う必要があります。〔公営住宅ストック総合改善事業／県土整備部住宅政策課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例 1) 農山漁村男女共同参画推進協議会が主催する「農山漁村女性・シニア活動表彰」のシニア起業・地域活性化部門において、特定非営利活動法人あわてんぼう（伊

賀市)が農林水産大臣賞を受賞しました。過疎化や少子高齢化等が進む地域の中で、高齢者の豊富な経験や女性目線で課題を解決し、地域住民が健康で安心して暮らせる里づくりに取り組んでいることが評価されました。

(事例2) 封建的な考えの残る地域に向け、人権尊重のまちづくりへの具体的な取組を続けてきた団体があります。住民に向けて課題を発信することで、課題の共有がなされ、寄り合いにおける女性の「まかない」の廃止や、安全で利用しやすいバス停づくりなど、住民が地域を変革していく取組につながりました。こうした活動の広がりとともに、地域に若者が残るようになりました。取組が広がることで住民の中には、自分の地域が好きになり、誇りを感じる人が出てきました。

(事例3) 過疎化、高齢化が進む地域において、買い物弱者支援として軽トラックで食品中心の移動販売を行う企業があります。利用者は高齢者が多く、認知症の症状のある人もいるため、販売する商品の種類だけでなく、販売の場所や回数などお客さんのニーズにきめ細やかに対応しています。

(事例4) 子どもや子どものいる家庭をはじめ、多くの人に防災意識を高めてもらう活動をしている団体があります。緊急地震速報に身体を慣らすなどの五感に訴える学習会や、スタンプラリーなど楽しみながら参加できる防災ツアーを実施しています。

(事例5) ユニバーサルデザインアドバイザーが中心となって設立した市民団体が県、市町等と連携しながら、学校への出前授業や講演会を開催するなど、ユニバーサルデザインのまちづくりの取組が行われています。

## (2) 市町の取組事例

- 津市では人権尊重の地域づくりの実現をめざして、さまざまな団体、個人が集い話し合える人権ネットワークづくりを進めています。幼稚園、学校、各種団体、地域住民で組織された団体が主体となって開催する人権フェスティバルや人権教育講演会では、地域住民や児童生徒が人権課題への理解を深めたり、人権意識を見直したりする場となっています。
- 松阪市では、官民協働の組織が中心となり、差別のない、多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。
- 伊賀市では、人権が尊重されるまちづくりの活動を継続しているまちづくり協議会があります。各区の会議等では、身近な人権問題についての話題を設定し、人権啓発につなげています。

## ■ 今後の取組方向 (平成29年度以降の取組方向)

- 人権が尊重される社会を実現するため、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して、人権施策を推進します。
- 地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われる「人権が尊重されるまちづくり」の取組が県内全域に広がるよう、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。研修会では、学習事例集「みんなで取り組もう 人権が尊重されるまちづくり」を提供することで、人権のまちづくりについての学びを支援するとともに、日常生活に密着した人権問題や「災害と人権」、「貧困等に係る



人権問題」等の新しい課題についての学習機会等を提供していくことで、県内の全域に人権のまちづくりを促進します。また、事業未実施の地域に向けたPRを積極的に進めていきます。

- 人権が尊重されるまちづくりの促進を図るため、市町、教育関係者、企業、住民組織、NPO・団体等さまざまな主体の活動状況を把握し、レポート化して人権が尊重されるまちづくりの促進に活用します。具体的な活動例を参考にして、人権が尊重されるまちづくりについての実践が他団体でも促進されるよう、調査結果をまとめて、啓発資料等に活用します。
- ユニバーサルデザインの普及啓発や研修等の取組を通じ、UDアドバイザー、市町、社会福祉協議会、地域の団体、企業等をつなぐネットワークづくりや、地域における自主的、自律的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を支援します。

また、「障害者差別解消法」の施行等、ユニバーサルデザインを取り巻く社会の変化をふまえて策定された「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2015～2018）」に沿って取組を進めます。

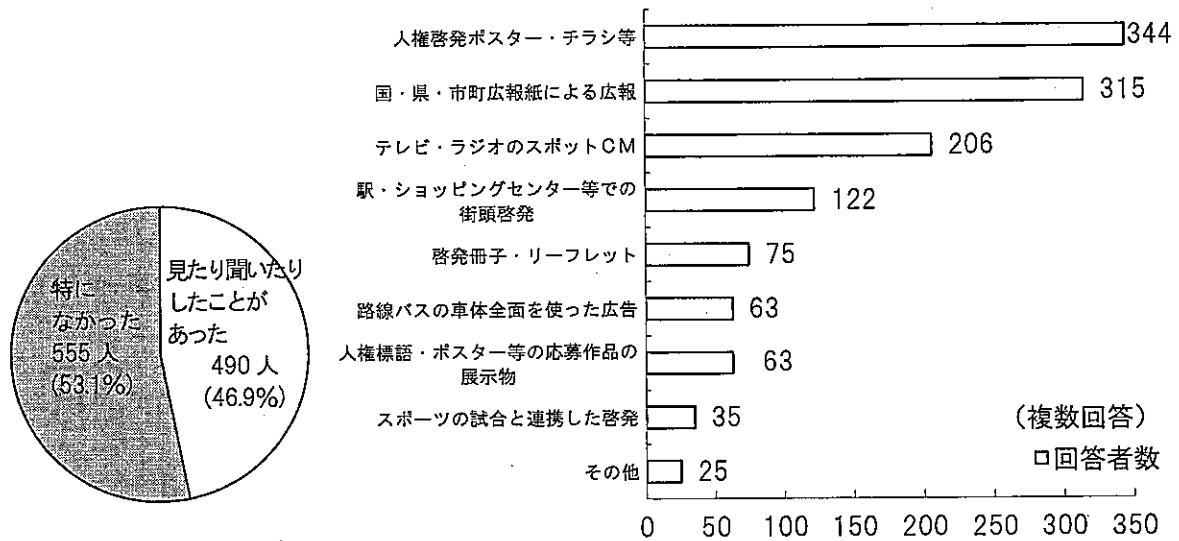
(施策分野2) 人権意識の高揚のための施策

人権施策 201

人権啓発の推進

■ データからみた状況

人権に関する啓発の機会（三重県）



資料：「人権に関するe-モニターアンケート」（平成28年度）三重県調べ

データに関するコメント

「人権が尊重される社会づくり」に関して、e-モニターによるアンケート調査を行ったところ、人権啓発について、最近1年間で人権に関する啓発等を見たり聞いたりしたことがあった人は490人（46.9%）で、特になかった人は555人（53.1%）でした。

1 県の主な取組状況（平成28年度）（取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 効果的な啓発活動の推進

- ① 「世界人権宣言」「人権が尊重される三重をつくる条例」等の理念・内容の普及・啓発
- ② 人権啓発の機会の充実
- ③ 多様な手法による啓発活動の実施
- ④ 人権啓発拠点機能の活用
- ⑤ 「差別をなくす強調月間」・「人権週間」における重点的な啓発活動の実施

「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく三重県人権施策審議会に対して、県の人権施策の推進状況について報告を行うとともに、意見を伺いました。平成29年度は、条例制定20周年にあたり、これを契機に、条例の理念や内容をさまざまな場面において啓発する必要があります。〔人権施策総合推進事業／環境生活部人権課〕  
三重県人権センターでは、あらゆる差別が解消され、人権が尊重される社会の実現

を図るため、「差別をなくす強調月間(11月11日～12月10日)」を中心に県広報紙、テレビ・ラジオ等の各種媒体や三重県人権センターの施設を活用したイベント・講演会の開催等、さまざまな機会を通じて啓発事業を実施しました。

- 県民人権講座 「外国人の人権」について、「『“新”時代のコミュニケーション』～にしゃんた博士と学ぶ『じんけん』～」と題して県民人権講座を開催しました。
- 電波による啓発事業 人権啓発は身近に感じとれることが必要であり、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポット番組を放映するとともに、人権メッセージを募集し、2,588点の応募の中から選定した優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。
- 企画パネル展 特別企画展「知っていますか?『ハンセン病』のこと」を8月に開催しました。また、「差別をなくす強調月間」中には、企画パネル展「さまざまな人権課題に関するパネル」を開催するなど、三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。
- 人権フォトコンテスト事業 「自分らしく生きる姿・共に生きる姿・命の大切さ」をテーマに募集し、入選作品をパネル化して、三重県人権センター及び各県庁舎において展示しました。(応募数 235点)
- 移動人権啓発事業 幅広い人権啓発を実施するため、「連携と協力による包括協定」締結企業等の協力を得て、休日のショッピングセンター等に啓発ブースを設け、普段、人権啓発と関わりの少ない方々へ、広く呼びかけを行いました。(10市町で13回開催)
- 人権啓発車内広告事業 近鉄電車及び三重交通の車内広告を活用して、差別をなくす強調月間及び月間中における主な人権啓発イベントの周知を図りました。
- 街頭啓発事業 差別をなくす強調月間中に市町等と連携して、県内主要駅やショッピングセンター等において街頭啓発を実施しました。
- スポーツ組織と連携した啓発 日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。
- 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町や人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め、各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するために連続講座等を実施しました。

機 関 名	事 業 概 要
桑名地域防災 総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 北勢地域人権啓発推進研修 人権フィールドワーク H28.10.27 参加者 34 人 滋賀県甲賀市 天保義民メモリアルパーク等</li> <li>• 北勢地域人権啓発推進研修 H28.10.17 参加者 48 人 「じぶん まる!～性って誰かに決められるもの?～」 セクシュアルマイノリティのこどもたちの居場所づくり にじいる i-Ru (アイル) 田中一步 近藤孝子</li> </ul>

<p>四日市地域防災総合事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 北勢地域人権啓発推進研修 H28.8.29 菰野町役場 参加者 50 人 「あらためて、子どもの人権を考える～子どもたちを取り巻く環境の中で寄り添うには～」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 中村尚生</li> <li>• 北勢地域人権まちづくりトップセミナー H28.11.22 県四日市庁舎 参加者 91 人 「災害時における人権保障について～熊本学園大学避難所運営から見えてきたこと」 熊本学園大学教授 花田昌宣</li> </ul>
<p>鈴鹿地域防災総合事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 北勢地域人権啓発推進研修 H28.11.25 県鈴鹿庁舎 参加者 42 人 「新ちゃんのお笑い人権講座～笑顔でくらす、願いに生きる～」 落語家 露の新治</li> <li>• じんけんフェスタ in 亀山 (亀山市と共催) H28.12.10 亀山市立井田川小学校 参加者 400 人 人権講演 パフォーマンス パフォーマー ちゃんへん.</li> </ul>
<p>津地域防災総合事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 津地域ミニ人権大学講座 H28.9.9～12.7 (全7回) 県津庁舎 参加者延べ 747 人 「じぶん まる！～性って誰かに決められるもの?～」 セクシュアルマイノリティのこどもたちの居場所づくりにじいる i-Ru (アイル) 田中一步・近藤孝子 他6講座</li> <li>• 津地域人権まちづくりトップセミナー H28.8.4 参加者 41 人 「障害者差別解消法がめざすもの～差別禁止・差別解消戦略を考える」 三重短期大学非常勤講師 脇田愉司</li> </ul>
<p>松阪地域防災総合事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 松阪地域人権啓発事業 H29.1.21 斎宮歴史博物館 参加者 110 人 映画「みんなの学校」上映会 関西テレビ放送株式会社 迫川 緑</li> <li>• H29.2.19 松阪市産業振興センター 参加者 160 人 「新ちゃんのお笑い人権講座」 落語家 露の新治</li> <li>• 松阪地域防災総合事務所管内人権トップセミナー H28.11.28 県松阪庁舎 参加者 93 人 「大人の発達障がい者の人権について」 有限会社アズ 代表取締役 アズ直子</li> <li>• 人権出前講座(松阪市多文化推進協議会講演会)</li> </ul>

	<p>H29.2.1 松阪市産業振興センター 参加者 86 人 「共に生きる～外国人住民を地域住民に」 (公財) 三重県国際交流財団 筒井美幸</p>
伊賀地域防災 総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊賀地域ミニ人権大学講座 (関係団体・機関共催) H28.8.4～H29.2.11 期間中 15 講座 参加者延べ 2,223 人 「じぶん、まる！～性って誰かに決められるもの?～」 セクシュアルマイノリティのこどもたちの居場所づくりに じいる i-Ru (アイル) 田中一步・近藤孝子 他 12 講座</li> <li>伊賀地域人権まちづくりトップセミナー H29.1.12 県伊賀庁舎 参加者 106 人 「日本＝GDP世界3位、リオ五輪メダル数世界7位、○○○ ○世界101位」 弁護士 菊地幸夫</li> </ul>
南勢志摩地域 活性化局	<ul style="list-style-type: none"> <li>南勢志摩地域人権啓発講座 (人権問題懇話会) H28.7.12 参加者 110 人 「障害者差別解消法がめざすもの～差別禁止・差別解消戦略を考 える」 三重短期大学非常勤講師 脇田愉司</li> <li>南勢志摩地域人権啓発講座 (地域人権セミナー) H28.8.8～10.17 (全4回) 県伊勢庁舎及び県志摩庁舎 参加者 290 人 「差別・人権問題を考える基礎基本ー「同対審」答申に学ぶ」 近畿大学人権問題研究所教授 奥田均 他3講座</li> <li>人権出前講座 H29.2.22 ホテル志摩スペイン村 参加者 28 人 「気づき」から始める人権学習 (公財) 反差別・人権研究所みえ 稲垣満佐代</li> </ul>
紀北地域活性 化局	<ul style="list-style-type: none"> <li>紀北地域ミニ人権大学講座 H28.10.31～11.10 (全4回) 参加者延べ 269 人 「インターネットと人権」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 松村元樹 他3講座</li> <li>人権トップセミナー H29.2.24 県尾鷲庁舎 参加者 48 人 「組織の社会的責任と人権」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 本江優子</li> <li>みんなでつくる啓発ツール 人権に関する絵・ポスター・標語の募集とカレンダー作成</li> </ul>
紀南地域活性 化局	<ul style="list-style-type: none"> <li>紀南地域ミニ人権大学講座 H28.11.16～12.4 (全3回) 県熊野庁舎 参加者延べ 165 人 「障がい者の人権」</li> </ul>

	<p>(公財)反差別・人権研究所みえ 三輪真裕美 他2 講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 紀南地区人権トップセミナー H29.2.15 御浜町役場 参加者 33 人 「人権をめぐる社会状況の動向と人権行政の今後の方向について」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 本江優子</li> <li>• 紀南地域出前人権講座 H29.2.3 熊野市文化交流センター 参加者 60 人 「みんなで考えよう。『LGBT』って何？」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 三輪真裕美</li> <li>• 人権ポスターの募集、啓発ツールの作成 人権ポスターを募集し、ポスターを活用してカレンダーを作成、配布</li> </ul>
--	---

- ・ [人権啓発事業/環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局]  
三重県人権センターのホームページを活用して、人権センターの啓発イベントや講座、県内市町の事業等を紹介しました。引き続き、人権センター・ホームページの工夫を行い、県民にわかりやすい情報を提供していく必要があります。[インターネットを活用した情報提供/環境生活部人権センター]
- ・ テレビにおける人権啓発として、スポット放送「いのちの輝きはみんな同じ」を実施しました。また、ラジオにおいては、心に訴える啓発放送として、人権メッセージを募集(2,588点応募)し、スポット放送を行いました。また、人権啓発ポスターとして、「認め合い、支えあい、人はつながっていく」を制作するとともに、県内小中高生等を対象に人権ポスターを募集(取組生徒数24,745人)し、入選作品を巡回展示や人権カレンダーに使用し、啓発に活用しました。[同和問題等啓発事業/環境生活部人権センター]
- ・ テレビ及びラジオによる県広報番組を活用し、テレビ、FMラジオ、AMラジオ放送において、随時人権意識の高揚を図るテーマを取り上げ、番組内で放送しました。特に11月11日～12月10日の「差別をなくす強調月間」の期間中に、三重テレビ「県政チャンネル～輝け！三重人」において、「共に生きる～人権が尊重される三重をめざして」と題し、三重県人権センター開設20周年記念事業の様子等について放送しました。[電波広報事業/戦略企画部広聴広報課]
- ・ 県広報紙「県政だより みえ」及び県データ放送「暮らしの便利帳」において、随時人権意識の高揚を図るテーマを取り上げました。広報紙では、「差別をなくす強調月間」にちなみ、平成28年11月号で、前年度に改定した「三重県人権施策基本方針」等を紹介するとともに、三重県人権センター開設20周年記念事業の案内等を行いました。また、データ放送では、人権意識の高揚を図るため、さまざまなテーマに関する啓発を継続して行いました。[県政情報発信事業/戦略企画部広聴広報課]
- ・ 新聞広告を活用し、朝日、伊勢、産経、中日、毎日、読売の県内主要6紙において、「差別をなくす強調月間」にあわせて、差別や偏見のない社会を呼びかける啓発を行うとともに、三重県人権センター開設20周年記念事業の案内を行いました。[新聞広告事業/戦略企画部広聴広報課]
- ・ テレビにおける人権啓発として、スポット放送「いのちの輝きはみんな同じ」を実

施しました。また、ラジオにおいては、心に訴える啓発放送として、人権メッセージを募集（2,588点応募）し、スポット放送を行いました。また、人権啓発ポスターとして、「認め合い、支えあい、人はつながっていく」を制作するとともに、県内小中高生等を対象に人権ポスターを募集（取組生徒数 24,745人）し、入選作品を巡回展示や人権カレンダーに使用し、啓発に活用しました。〔同和問題等啓発事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 特別企画展「知っていますか？『ハンセン病』のこと」を8月に開催しました。また、「差別をなくす強調月間」中には、企画パネル展「さまざまな人権課題に関するパネル」を開催するなど、三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「差別をなくす強調月間」中に、国や市町、人権擁護委員等と連携し、県内各所での街頭啓発に取り組みました。〔人権啓発事業（街頭啓発事業）／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 県政だより11月号の特集記事で、「三重県人権施策基本方針」と差別をなくす強調月間事業の周知を図りました。また、テレビでスポット放送「いのちの輝きはみんな同じ」を、ラジオで県民から募集した人権メッセージ等を放送しました。今後も、県民にわかりやすく、感性に訴える啓発を行っていく必要があります。〔差別をなくす強調月間における広報事業／環境生活部人権センター〕

## （2）さまざまな主体との協働による啓発活動の推進

- ① さまざまな主体と連携した啓発の実施
- ② 地域の特性を生かした啓発活動の実施
- ③ 隣保館との連携による啓発活動の推進
- ④ 企業・団体等に対する啓発の推進及び活動支援

- ・ 日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。〔スポーツ組織と連携協力した啓発／環境生活部人権センター〕
- ・ 県内各地の商業施設やイベント等（計13か所）に出向いて、人権啓発事業に取り組みました。今後も、関心の度合いや年齢層に応じて啓発方法を工夫し、県民一人ひとりに届く啓発活動に取り組んでいきます。〔移動人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 隣保館において、地域社会の実情をふまえて実施されている啓発活動に支援をしました。隣保館が地域の福祉と人権の拠点施設として活動ができるよう、支援を行う必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者42人／24社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者51人／36社・団体）を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

## （3）効果的な啓発の調査・研究

- ① さまざまな主体との連携による調査・研究
- ② 人権学習資料や啓発資料の調査・研究

- ・ 「三重県人権施策基本方針」で掲げる人権課題のうち、「性的マイノリティの人びと」に関する正しい理解と認識を深めるための啓発パネルを作成しました。今後も時代のニーズや関心の高まりを敏感に捉え、わかりやすい啓発資料を作成する必要があります。  
〔人権啓発事業(学習・啓発資料の調査・研究)/環境生活部人権センター〕

#### (4) 啓発活動を担う人材の養成

##### ① 地域において啓発活動を担う人材の養成

- ・ 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、ミニ人権大学等の地域で人権啓発を推進する指導者を養成するための講座を開催しました。今後も、各地域の実情に応じて、地域や職場で啓発を推進していくリーダーを養成する仕組みづくりが必要です。  
〔人権啓発指導者養成研修事業/環境生活部人権センター〕
- ・ 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町長や市町の幹部職員等を対象に、障害者差別解消法や災害時における人権保障などをテーマとした「人権トップセミナー」等を開催しました。今後も、県と市町との連携強化を図るとともに、市町がより主体的に人権課題に取り組むことができるよう、各自治体が情報や意識を共有することが必要です。  
〔人権啓発事業(人権トップセミナー等の開催)/地域連携部地域連携総務課、各地域防災総合事務所・地域活性化局、環境生活部人権センター〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 三重県人権センターの近隣の津市一身田地区で11月に開催される地域の祭りである寺内町まつりに啓発ブースを設けて、来場者に人権啓発を行いました。

### (2) 市町の取組事例

市町名	事業概要
桑名市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権・同和問題学習講座 H28.8.31～10.5 計6講座 参加者延べ180人 「みんなで考えよう～性的少数者の人権～」 (公財)反差別・人権研究所みえ 三輪 真裕美 他5講座</li> <li>・ 長島人権講演会 H28.11.22 参加者113人 「ちひろトーク&amp;コンサート～金子みすゞの心とともに～」 ちひろ(歌手)</li> <li>・ 人権フェスタ in くわな 人権講演会 H28.11.26 参加者557人 「天使の正体～翔子の子育てから学んだこと～」 書家 金澤泰子・翔子</li> <li>・ 多度人権講演会 H28.12.9 参加者43人</li> </ul>



	<p>「貧困と部落問題」  (公財) 反差別・人権研究所みえ 松村元樹</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発物品作成・配布(随時)</li> </ul>
いなべ市	<ul style="list-style-type: none"> <li>映画会  H28.7.9~10.10 計4回 参加者 1,209人  「あん」 他3作品</li> <li>市民つながり人権講座  H28.9.24 参加者 200人  「夢と絆」  新潟産業大学 蓮池薫</li> <li>人権フェスティバル「障害がある人もない人も共に生きる社会をめざして…」  H28.12.4 参加者 579人</li> <li>人権啓発物品作成・配布</li> </ul>
木曽岬町	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権講演会  H28.12.11 参加者 87人  「人を傷つけない本当の笑い」  笑福亭鶴笑</li> </ul>
東員町	<ul style="list-style-type: none"> <li>映画会  H28.12.3 参加者 314人  人権啓発映画「くちづけ」上映</li> <li>人権講演会  H29.3.4 参加者 49人  「タッピングタッチ～お互いをやさしくケアする～」  臨床心理学博士 中川一郎</li> <li>人権啓発物品作成・配布</li> </ul>
四日市市	<ul style="list-style-type: none"> <li>じんけんフェスタ 2016  H28.12.3~H28.12.4 参加者 4,552人  人権週間記念講演会 「ひとつひとつ。少しずつ。」  プロフィギュアスケーター 鈴木明子  子ども向け映画 「ナッツジョブ」上映</li> <li>人権啓発リーダー養成講座(人権大学8回講座, ステップアップ講座4回講座) 参加者延べ 1,476人</li> <li>デートDV予防教育  H28.7.14~H29.3.16 12校実施 参加者延べ 2,853人</li> <li>映画「アリスのままで」上映  H28.6.25 参加者 494人</li> <li>自己尊重講座 「わたしを大切にするための3ステップ講座」  H29.9.17 臨床心理士 石田ユミ 参加者 78人  H28.11.16 「男性から見たDV」 参加者 37人</li> </ul>

菰野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発物品作成・配布等 H28.12.4</li> </ul>
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権講演会 H29.2.25 参加者 150人 「しあわせマウンテンをめざして」 登天ポール</li> </ul>
川越町	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加型人権学習会(町内10地区のうち5地区ずつ隔年実施) H28.11.7～11.16 5地区 「みんなで一緒に考えよう～今、私にできること～」 (公財)反差別・人権研究所みえ 三輪 真裕美</li> <li>人権啓発物品作成・配布等 (H28.12.4)</li> <li>人権の花運動 川越南小学校</li> </ul>
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> <li>じんけんフェスタ in すずか 延べ2,039人 H29.1.21 参加者 参加者500人 「世界からのメッセージ～平和と命の大切さ～」 渡部陽一(戦場カメラマン)</li> <li>H29.1.22 参加者501人 人権ふれあい劇場 映画「インサイド・ヘッド」上映 H29.1.21～22 参加者180人 人権を考える市民のつどい チムチムサービスによる大道芸</li> <li>啓発手帳の作成・配布</li> <li>人権の花運動 井田川小学校</li> </ul>
亀山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ヒューマンフェスタ in 亀山」 H28.12.10 人権講演 パフォーマンス ちゃんへん。 他に中学生による人権作文発表、人権スピーチ、小中学生が作成した人権ポスターや人権習字の展示</li> <li>人権啓発物品作成・配布等</li> </ul>
津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権講演会 H28.11.13～H29.2.18 計5会場 参加者延べ1,200人 「そっとやさしく(人権トークライブ)」 音楽工房「夢のかぼちゃ」店主 長島りょうがん 他講師4名</li> <li>市民人権講座(津地域) H28.8.12～8.30 計8講座 参加者延べ148人 「認知症とは何か」 県立こころの医療センター 田中徹 他7講座</li> <li>市民人権講座(安芸地域) H28.12.1～H29.3.2 計8講座 参加者延べ237人 「高齢者の人権」</li> </ul>

	<p>(公財) 反差別・人権研究所みえ 大谷徹 他7講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民人権講座(久居・一志地域) H28.9.26~12.9 計7講座 参加者延べ318人 「部落問題に関する津市内の保護者の意識と『津友』の活動」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 原田朋記 他7講座</li> <li>人権啓発物品作成・配布 H28.12</li> </ul>
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発強調月間(H28.6.1~6.30) 講演会 H28.6.26 参加者 350人 人権講演会(心をつなぐ集い) 「働くことは生きること~逆境が私を育ててくれた~」 中園ミホ</li> <li>人権文化フェスティバル松阪 H28.12.4 参加者 300人</li> <li>人権啓発映画会「はなちゃんのみそ汁」参加者 300人</li> <li>人権図画ポスター表彰</li> <li>人権関係職員等養成講座</li> </ul>
多気町	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権講演会 H28.10.2 参加者 50人 「子どもの育ちを守る眠育」 熊本大学名誉教授 三池輝久</li> </ul>
明和町	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉と人権のまちづくり講演会 H28.11.23 参加者 220人 「食と健康 ~心のふれあい~」 俳優 村野武範</li> <li>街頭啓発活動(斎王まつり他)</li> </ul>
大台町	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権フェスティバル H28.12.10 参加者 190人</li> <li>人権の花運動 三瀬谷小学校</li> </ul>
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> <li>第11回人権を考える市民の集い H28.7.29 参加者 350人 「子どもを叱れない大人たちへ~少年院面接委員が語る現代青年の心~」 落語家 桂 才賀</li> <li>伊勢市人権講演会 H28.12.11 参加者 400人 「戦場の現場から祈りを捧ぐ ~命の大切さ 互いを愛し敬いあうこと~」 戦場カメラマン ジャーナリスト 渡部陽一 伊勢市人権啓発講座(市内小中学校の保護者を中心に参加者募集 年4回開催) 参加者 延べ189人 ①H28.8.7子どもの人権、②H28.11.6同和問題、③H28.12.18犯罪 被害者とその家族の人権、④H29.1.22インターネットと人権</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ISE HUMAN RIGHTS MOVIE JAM H29. 2. 18 参加者 270 人 *人権をテーマとする自主制作映像作品を募集し、上映会を実施</li> <li>• 人権啓発推進事業 H28. 11. 11~12. 12</li> <li>• 企業訪問、街頭啓発等で啓発物品配布</li> </ul>
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人権講演会 H28.11.19 参加者 40 人 「嘶家が考える人権～ダウン症のアニキをもって～」 露の団六</li> <li>• 街頭啓発活動（鳥羽駅 他）</li> <li>• 人権ポスター募集&amp;掲示</li> <li>• 広報紙への人権コラム掲載(毎月)</li> <li>• 男女共同参画連携映画祭開催「夫婦フーフー日記」上映(6月19日)</li> <li>• 鳥羽水族館人権啓発(6月1日「人権擁護委員の日」)</li> </ul>
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 非核・平和パネル展開催 H28.7.11~8.18 阿児アリーナ及び志摩市役所 市所蔵の原爆パネル、及び鹿児島県鹿屋市から借用した特攻隊員記念パネル等の展示</li> <li>• 人権パネル展「3・11から学ぶ～震災（災害）と人権～」 H28.11.11~11.18</li> <li>• 人権を考える市民の集い開催 H28.11.30 参加者 100 人 「困難を乗り越えて強く生きる」 濱宮郷詞</li> <li>• 人権講座開催 H28.7 全 4 回 参加者延べ 95 人 「ハラスメントを正しく理解するために」「防災・減災と男女共同参画」「LGBT課題の取組み」「部落差別の解消に向けて」</li> <li>• 街頭啓発活動 啓発メッセージ入りフラットトートバッグを作成。イベント参加者や街頭啓発で配布</li> </ul>
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 男女共同参画映画祭 H28.7.30 参加者 270 人 「きみはいい子抱きしめられたい子どもだって。おとなだって。」</li> <li>• 街頭啓発活動</li> </ul>
度会町	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人権講演会 H28.11.4 参加者 220 人 「転んだら、どう起きる？」 俳優 宇梶剛士</li> </ul>

南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発推進事業講演会 H28.8.21 参加者 375 人 「拉致 24 年間の苦悩を乗り越えて」 新潟産業大学 蓮池薫</li> </ul>
大紀町	<ul style="list-style-type: none"> <li>大紀ふれあいまつり H28.10.16 エコバッグ配布</li> </ul>
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>上野地区人権啓発草の根運動推進会議人権講演会 H28.6.18 他 参加者延べ 1,609 人 「心にとどく人権コンサート」 たなかきょう 他</li> <li>ひゅーまんフェスタ 2016 H28.7.17 参加者 210 人 「在日ブラジル人からのラブコール」 武蔵大学 アンジェロ イシ 「南米の楽器チャクチャを作ろう」 NPO法人伊賀の伝丸 他 2 体験講座</li> <li>同和問題講演会 H28.8.27 参加者 203 人 「心にとどく人権コンサート」 社会福祉法人プロップ・ステーション 竹中ナミ</li> <li>平和の集い H28.9.10 参加者 520 人 「戦没者遺族の思い『父を求めて』」他 伊賀市遺族会 川本真澄 他 2 人</li> <li>大山田人権フェスティバル 2016 H28.11.20 参加者 120 人 新ちゃんのお笑い人権高座「笑顔でくらす、願いに生きる」 露の新治</li> <li>阿山地区人権フェスティバル 2016 H28.11.23 参加者 120 人</li> <li>差別をなくす強調月間 霊中のつどい・人権フェスティバル 他 3 件 H28.12.2～ 参加者延べ 707 人 「部落問題と向き合う私たち」 石井真澄・石井千晶 他 5 人 2016 人権のつどい 映画「さとにきたらええやん」上映 H28.12.3 参加者 349 人</li> <li>人権を考える市民の集い H28.12.4 参加者 672 人 「音楽の力～みんなで繋げよう明日へ～」</li> </ul>

	<p>HILL STONE</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権学習講座 H28.11.10 参加者 110 人 「かけはし～ハンセン病回復者との出会いから～」 三重テレビ放送 小川秀幸</li> <li>人権啓発地区別懇談会研修会 H28.10.4～H29.1.10 延べ 245 人 (公財) 反差別・人権研究所みえ</li> <li>人権・同和地区別懇談会モデル事業リーダー研修 H28.7.28、8.25、9.25 参加者延べ 176 人 (公財) 反差別・人権研究所みえ</li> <li>人権啓発作品集作成</li> <li>街頭啓発活動(各地区講演会他)</li> </ul>
名張市	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会 H28.11.10 参加者 37 人 『『ある精肉店のはなし』 命をいただき、いのちは生きる』 貝塚市人権協会会長 北出昭</li> <li>人権啓発資料作成</li> <li>広報なびり掲載「ひまわり～人権尊重を暮らしのなかに～」</li> </ul>
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>街頭啓発活動 H28.7.24 きほく燈籠祭会場で啓発物品配布、人権キャラクターの着ぐるみでの啓発 H28.12.7 スーパーマーケット等 啓発物品の配布等</li> <li>人権の花運動 紀北中学校 人権標語を生徒から募集。人権標語のコンクール実施。プリンターに人権標語を添え、花の贈呈を行った。</li> </ul>
熊野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権講演会 H28.11.12 参加者 110 人 音楽工房「夢のかぼちゃ」</li> <li>啓発物品の配布</li> </ul>
御浜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権講演会 H29.2.14 参加者 47 人 「子どもNOW(なう)～インターネットを取り巻く子どもたちの現状と課題～」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 松村元樹</li> </ul>
紀宝町	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権講演会 H28.11.28 参加者 200 人 「あきらめない心」 伊藤真波</li> </ul>

## ■ 今後の取組方向（平成29年度以降の取組方向）

- 三重県人権センターにおいて、常設展示や図書室等の機能を活用した啓発を推進するとともに、人権ポスター・人権メッセージの募集など参加型の人権啓発を実施します。また、メディアを活用した啓発やイベント・講座の開催、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、人権啓発活動を推進します。
- スポーツ組織と連携した人権啓発イベント等、親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。また、今までに人権啓発に接することのなかった県民に人権啓発を届けられることができるよう、商業施設や地域のイベントで移動人権啓発等を実施します。
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権課題に係る県民一人ひとりの意識の高揚をめざした啓発を、さまざまな主体と連携を図り、より一層推進していきます。
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の目的を実現するため、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。

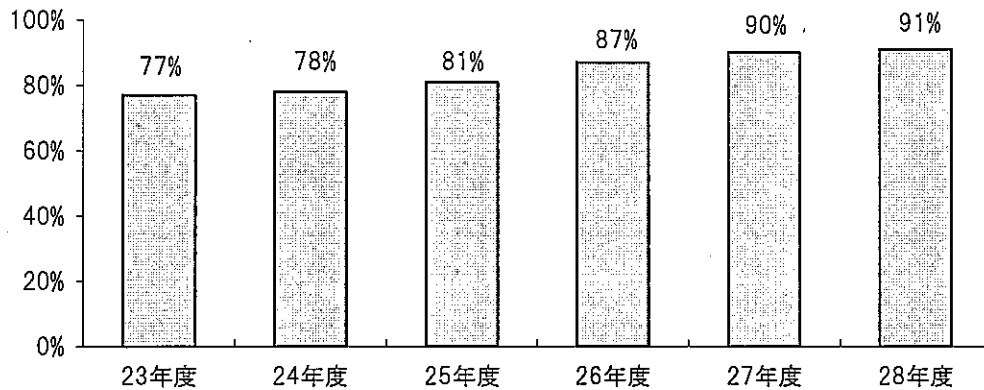
(施策分野2) 人権意識の高揚のための施策

人権施策 202

人権教育の推進

■ データからみた状況

「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合



※人権教育推進協議会：人権教育を推進するために、学校と保護者・地域住民が連携して取り組むことをめざして、各中学校区及び県立学校に設置された協議会  
資料：三重県教育委員会調べ

データに関するコメント

学校や地域において、校区住民を対象に、人権に関する体験的な活動、講演会・学習会等の啓発的な活動等の人権意識を高める活動に取り組んでいる「人権教育推進協議会」の割合は着実に増えました。

1 県の主な取組状況 (平成 28 年度の取組実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 学校教育における人権教育の推進

- ① 総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践
- ② 子どもの主体的な人権学習の促進
- ③ 人権学習教材の活用・定着と開発

- ・ 指導主事が、各市町等教育委員会や学校を訪問し、人権教育カリキュラムの作成や授業内容の改善・充実に向けた助言等を行いました。また、市町人権教育主管課長会議と市町人権教育担当者会議を開催し、市町等教育委員会と人権教育の総合的な推進について、情報共有を行いました。今後も、県全体の人権教育の方向性を示しながら、市町等教育委員会との連携をさらに深め、各地域の実態に応じた支援を行う必要があります。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 県内全ての学校において人権教育カリキュラムが作成されることをめざし、各学校の管理職や人権教育担当者に対して、人権教育カリキュラムの目的や意義について説



明しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

- ・ 各私立学校の人権教育推進担当者の活動の条件整備や、教職員人権教育研修及び人権教育推進協議会等の運営、人権を考える児童・生徒の集いなどを推進する 14 校に対して支援しました。〔私立学校人権教育推進補助金／環境生活部私学課〕
- ・ 人権学習教材及び人権学習指導資料の活用促進や実践事例集などの作成をとおして、学校における「個別的な人権問題に対する取組」の推進を図りました。今後も、人権学習指導資料等を有効活用しながら、子どもや地域の実態に応じた特色ある実践が創出されるよう情報提供や支援を行う必要があります。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 「人権まなびの発表会」を開催し、県立学校の生徒が各学校で取り組んでいる人権学習活動についての発表及び意見交流を行いました。また、県内 6 地区別に生徒による人権学習活動の交流を行いました。今後も、各学校での取組内容の充実を図るため、実践事例の提供等の支援を行っていく必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 主体的・実践的な人権学習の充実をテーマに、人権学習指導資料等を活用した実践研究に取り組みました。今後も、人権学習指導資料等を活用し、個別的な人権問題に関わる学習を促進する必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 小学校低中学年において、自他の人権を守るための実践行動力を育成する学習活動が積極的に展開されるよう、人権学習指導資料「みんなのひろば」(小学校低中学年)を作成し、全ての小学校に配付しました。平成 27 年度に配付した小学校高学年用の指導資料と併せ、活用方法や実践事例を情報提供することで活用促進を図る必要があります。〔小学校版「人権学習指導資料」作成事業／教育委員会事務局人権教育課〕

## (2) 社会教育における人権教育の推進

- ① 市町等との連携・協働
- ② 住民の主体的な人権学習の促進
- ③ 家庭・地域と協働した取組の推進

- ・ 県内 29 市町に対し、人権教育の実態把握調査を行うとともに、市町を訪問し、推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 「人権が尊重されるまちづくり」に取り組もうとする地域の団体等を支援するため、37 団体 (延べ 43 回) に講師を派遣しました。今後も、「人権のまちづくり研修会」が県内全域で開催されるよう支援していきます。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ 41 中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情や学習意欲の向上を図ることを目的に、学習支援や体験活動を行いました。指定中学校区では、子どもへのアンケート結果から、自尊感情や学習意欲の向上が見られました。〔子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業／教育委員会人権教育課〕

### (3) 企業・民間団体における人権教育の推進

- ① P T A への人権教育の働きかけ
- ② 企業・団体の人権教育の取組促進
- ③ 企業・団体を対象とした人権研修会の開催

- ・ 「人権が尊重されるまちづくり」に取り組もうとする企業・団体を支援するため、35 団体に講師を派遣しました。そのうち、P T A 等には、2 団体に講師を派遣しました。今後も、子どもたちの育ちを支える組織において「人権のまちづくり研修会」が開催されるよう支援していきます。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 42 人／24 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者 51 人／36 社・団体）を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕
- ・ 農林漁業関係団体の役職員等を対象に、人権問題啓発研修会を県内各地域で 15 回実施しました。研修会には 740 人の参加がありました。〔人権問題啓発推進事業／農林水産部農林水産総務課〕
- ・ 三重労働局と連携し、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

### (4) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

- ① 県・市町職員の人権研修の推進
- ② 教育職員等の人権研修の推進
- ③ 警察職員の人権研修の推進
- ④ 保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進
- ⑤ 保育関係者への人権研修の推進
- ⑥ 福祉事務所職員の人権研修の推進
- ⑦ 報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進

- ・ 県の行政職員においては、人権問題に関する県職員意識調査結果をふまえた職階に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。引き続き、人権問題を自らの課題として認識し、その解決に積極的に取り組む職員の育成に努めていく必要があります。〔人権等研修事業／総務部人事課、職員研修センター、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 教育委員会事務局及び県立学校では、各職員が人権感覚や人権意識を高めるため、主体的に人権研修の受講やDVD教材等の視聴を行うなどし、自己啓発に取り組みました。引き続き、職員が自己啓発に取り組みやすいように、さまざまなテーマの研修機会の提示や、各所属の工夫した研修事例について情報提供していきます。〔教育委員会事務局職員及び県立学校事務職員等の人権教育研修／教育委員会教職員課〕

- ・ 小中学校及び県立学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。今後も、教職員の人権意識や指導力の向上を図るため、研修を実施していくことが必要です。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 教職員を対象に、人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」、「みんなのひろば」、「性的マイノリティの人権」、いじめの問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」の活用を促進するための研修講座を開催しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 保健・医療・福祉関係者という人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。今後も、保健・医療・福祉など人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権意識と業務の質を高めるため、研修等を行う必要があります。〔人権問題研究費／健康福祉部健康福祉総務課〕
- ・ 報道機関と県の広報及び人権施策に関わる関係部局による意見交換を「災害と人権」をテーマに実施しました。〔報道機関との意見交換会開催事業／戦略企画部広報課〕

## (5) 人材の養成と活用

### ① 人権教育のリーダー育成

### ② 県職員の人権問題解決に必要な専門知識の習得

- ・ 小中学校及び県立学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、学校における人材育成や組織体制づくり、「人権感覚あふれる学校づくり」や「人権尊重の地域づくり」に係る具体的な実践等についての研修を実施しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 人権啓発、人権教育のリーダー人材の育成を目的として、三重県人権大学講座に職員を派遣しました。〔人権等研修事業／総務部人事課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・推進に取り組み、教育実践研究の成果や手法等、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。同協議会等が主催する「三重県人権・同和教育研究大会」には県内各地より2日間で延べ6,000人の参加がありました。

(事例2) 行政等が主催する人権・同和問題に係る地区別懇談会に協力している団体があります。地元の小中学校や地区学習会の人権学習の講師としても定着しており、中学校卒業後も人権活動を続けていきたいという若者の受け皿にもなっています。

(事例3) 約30年近くにわたって、地域の歴史や子どもたちに部落問題をどのように話すか等を学びあっている会があります。「なかまとのつながり」を大切にして活動してきたこの会は、部落問題についての不安等を本音で話す場となっているとともに、

差別をなくしていくエネルギーを培う場となっています。

(事例4) 人権啓発推進委員会を設置し、階層別研修計画の策定、管理職研修の企画等に取り組んでいる企業があります。

(事例5) 高齢者に対しての偏見をなくしていくため、学校からの依頼に応じ、小学校5・6年生を対象にキッズサポーター養成講座を開催している団体があります。

## (2) 市町の取組事例

- 四日市市の中学校区では、家庭学習の習慣が定着しにくい等の課題解決に向けて、夏季休業中に県営住宅集会所で、希望者を対象とした学習支援を行いました。地域の人等の支援スタッフの関わりにより、学習習慣の定着が図られるとともに、教育的に不利な環境のもとにある子どもたちが地域の人たちと関わることで、安心できる居場所づくりにもつながりました。
- 鈴鹿市では、小学生が、地域住民の支援のもと、人権・平和・防災・多文化共生等について学習を行い、その成果を保護者や地域住民に伝える発表会を行いました。保護者や地域住民との連携により、子どもが安心感をもち、自尊感情を向上させることができました。
- 名張市の小中学校では、教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心に据えて、地域の人びとや文化等と結びついた人権学習を行うとともに、子どもの実態や課題に即した人権教育カリキュラムを作成しました。この取組によって、学校・子ども・家庭の信頼関係が深まりました。
- 尾鷲市では、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図るため、小学校での授業研究の実施と人権教育カリキュラムの見直しを行いました。取組を通して、子どもの学校生活に対する満足度が向上するとともに、共感的人間関係形成力の高まりが見られました。

## ■ 今後の取組方向 (平成29年度以降の取組方向)

- 人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践行動力につながる意欲・態度や技能を育てるため、人権教育カリキュラムの作成・活用に取り組みます。
- 教職員が日々の教育実践に生かせるよう、人権学習教材や人権学習指導資料の活用促進を図る研修講座や実践事例の提示などを行います。
- 人権尊重の地域づくりにおいては、人権教育推進協議会や子ども支援ネットワーク(注)の活動を充実させ、学校・家庭・地域が連携し、子どもの人権意識や自尊感情の向上を図ります。
- 県内の農林漁業関係団体の役職員をはじめ、保健・医療・福祉関係者等の人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修会等を開催し、人権教育を推進します。

\*\*\*\*\*  
注) 子ども支援ネットワーク いじめ等によって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む組織。

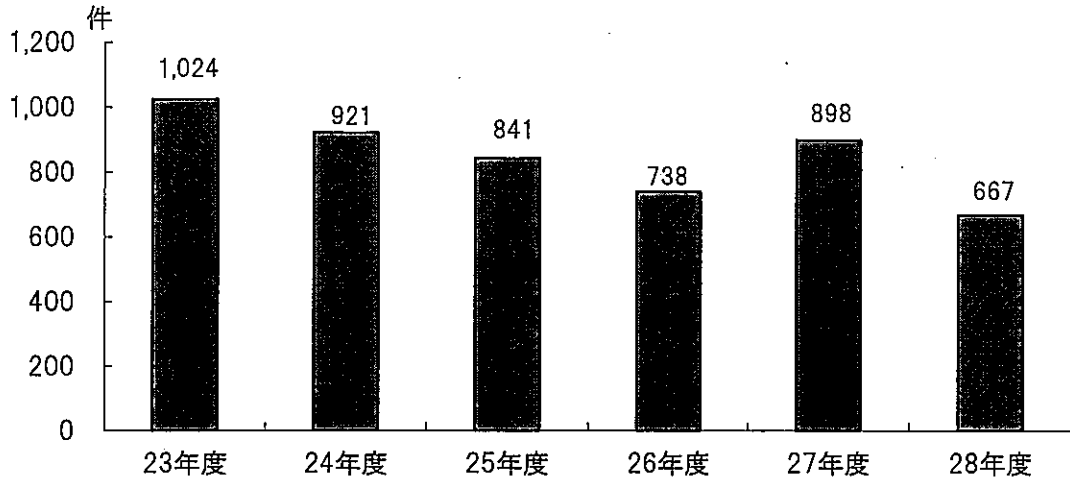
（施策分野3）人権擁護と救済のための施策

人権施策 301

相談体制の充実

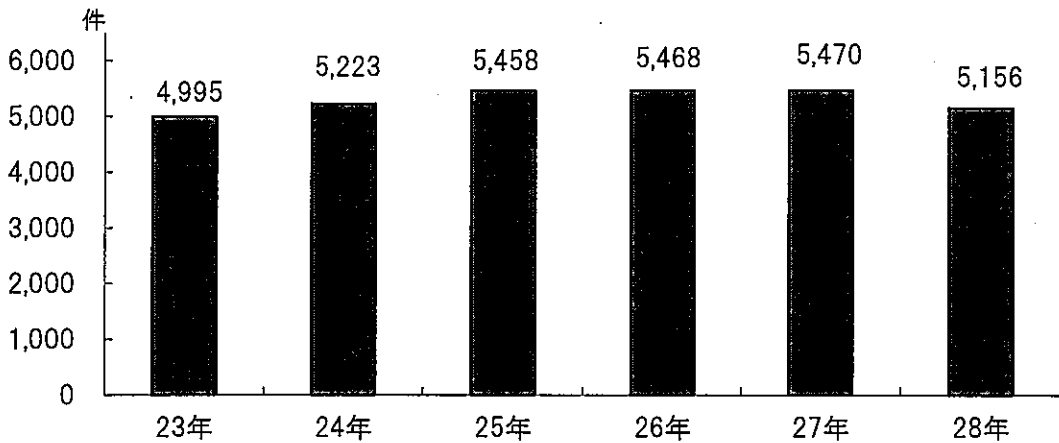
■ データからみた状況

【関連データ1】三重県人権センター相談受案件数



資料：三重県人権センター調べ

【関連データ2】法務省人権相談受案件数（津地方法務局総数）



資料：「法務局及び地方法務局管内別 人権相談件数」（法務省）

データに関するコメント

【関連データ1】 三重県人権センターでは、さまざまな人権問題の相談に応じています。平成28年度には667件の相談があり、平成27年度から231件減少しています。心の問題の相談数の減によるものです。

【関連データ2】 平成28年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受案件数は5,156件（職員取扱2,257件、人権擁護委員取扱2,899件）でした。

## 1 県の主な取組状況（平成28年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

### （1）相談窓口の広報と充実

#### ① 相談内容に応じた相談窓口の充実

#### ② 幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知

- ・ 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しました。相談者のニーズに適切に対応するためには、相談員の資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携を充実させる必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました（13回開催、参加延べ人数1,296人）。また、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の女性相談員による電話相談、面接相談をはじめ、インターネットを利用したメール相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 被害者支援や警察安全相談に従事する職員に対し、巡回教養や専科教養等を通じ、適切で的確な支援、相談業務等が行えるように指導教養を行いました。〔相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕
- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女がともに自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについてサポートするため、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談）や男性のための電話相談等の相談事業を実施しました。また、専門家による相談員研修（スーパーヴィジョン）を実施し、相談員の資質向上と相談体制の充実を図りました。今後も、関係機関と連携を密にしながら、相談者の支援のため、さらに相談事業を充実させていく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 妊娠期からの虐待予防に向けて、電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を実施（相談件数75件）するとともに、高等学校、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等にカードを配布（1,776か所、カード配布数約98,000枚）し、相談窓口を周知しました。〔若年層における児童虐待予防事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ・ DV（ドメスティック・バイオレンス）（注）被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や心的外傷を有する被害女性に対して、心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。〔女性相談事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ・ 労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して、専門相談員が電話や面談等による助言や関係機関の紹介を行うほか、法令に関する専門的な相談には弁護士相談を行いました。相談内容は、年々複雑化し多岐にわたる傾向にあることから、的確な

アドバイスができるよう他の相談機関との連携を図るなど相談体制の充実に努める必要があります。〔労働相談事業／雇用経済部雇用対策課〕

- ・ 交通事故相談窓口において、主に交通事故被害者及びその家族が加害者等からの賠償問題を円滑に進めるための相談業務を実施しました。また、法的手続きが必要と判断されるもの、また希望があった場合は、弁護士会等へ引き継ぐなど被害者支援に努めました。〔交通事故相談事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談内容について、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語（7言語）での窓口及び電話相談に応じました。また、市町、市町国際交流協会、NPO等の外国人住民向け相談員や、外国人住民に直接接する業務を担当する職員等に対して、相談を受けるにあたっての心構えや対応方法について、臨床心理士や実践者からノウハウを学ぶ、外国人相談窓口担当者を対象とした研修を開催しました。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県障害者相談支援センターでは、身体障がい者及び知的障がい者に対して、医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、医療、補装具、個別支援等に関して、専門的な相談を行いました。〔三重県障害者相談支援センター運営／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 福祉サービスに関する苦情の適正な解決を図るため、県社会福祉協議会に対して、利用者等からのさまざまな苦情、相談に応じ、必要な助言や適切な専門機関の紹介等、相談者の立場に立った苦情解決の支援を行う「苦情解決委員会」の設置・運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ・ 医療安全関係研修に医療相談員が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／健康福祉部医療対策局医務国保課〕
- ・ 三重県こころの健康センターでは、「ひきこもり」、「依存症」、「自殺予防・自死遺族」等、センターで行っている精神保健福祉に関する相談の案内だけでなく、県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を作成し、ホームページで公開するなど、幅広く支援機関の情報発信に取り組んでいます。

## (2) 相談窓口機能の強化と支援体制の充実

- ① 身近な地域で気軽に相談できるための環境整備
  - ② 利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備
  - ③ 相談窓口の専門職員の確保・充実
  - ④ 相談内容の検討（分析）によって、各種相談に適切な対応ができる体制づくり
- ・ 県内には 38 館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館が地域福祉と人権啓発の拠点施設として、今後もさまざまな活動を実施していけるよう、支援を行う必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
  - ・ 民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成しました。引き続き、市町とも連携しながら、民生委員・児童委員の活動を支援していきます。〔民生委員組織活動費補助金〕

／健康福祉部地域福祉課]

- ・ 「障害者差別解消法」に基づく相談体制の整備として、障がい者差別に関する障がい者及びその家族その他関係者からの相談等に的確に対応するため、健康福祉部障がい福祉課に相談窓口を設置し、対応しました。また、相談事案の共有等を図るため、関係行政機関や当事者団体等で構成する三重県障がい者差別解消支援協議会を設立しました。〔「障害者差別解消法」に係る対応／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 「障害者差別解消法」に基づく相談体制の整備として、学校教育分野における、障がい者及びその家族その他関係者からの相談等に的確に対応するため、教育委員会人権教育課に相談窓口を設置し、対応しました。〔「障害者差別解消法」に係る対応／教育委員会人権教育課〕
- ・ 犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの支援員を対象とする研修会に職員を派遣しました。〔犯罪被害者支援体制の整備（みえ犯罪被害者総合支援センター）／警察本部広聴広報課〕
- ・ 学校における体罰の問題について、生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、三重県総合教育センターに「体罰に関する電話相談窓口」を設置しています。〔子どもの心サポート事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ・ いじめ問題に対する早期対応が全国的に求められている中、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、「いじめ」に関する電話相談を実施しています。平成28年度は142件の相談がありました。〔いじめ相談電話事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、女性相談員による電話相談、面接相談をはじめ、インターネットを利用したメール相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 児童虐待防止に向け、全ての市町と定期協議を行い、市町要保護児童対策地域協議会へのアドバイザーを派遣するとともに、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者（スーパーバイザー）を定期的・継続的に派遣し、市町の児童相談体制の強化を支援しました。〔児童虐待法的対応推進事業、市町児童相談体制支援推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課・児童相談センター〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の女性相談員について、性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援に係る専門的知識の習得及び資質向上のために、専門機関が実施する研修会に参加するとともに、相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 教職員を主な対象として、人権学習の進め方など人権教育を推進する上での相談に対応しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 三重県人権センターが対応した相談内容を分析すると「心の問題」が多いことをふまえ、統合失調症の当事者を講師として迎えて、当事者に寄り添った相談が行える体制づくりに努めました。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 妊娠期からの虐待予防に向けて、「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイアル』」により、予期せぬ妊娠の相談・支援に取り組むとともに、特定妊婦等への支援の強化を図



ります。〔若年層における児童虐待予防事業/健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

### (3) 相談員等の資質向上

#### ① 相談員等の資質向上と専門性の確保

- ・ 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談員スキルアップ講座(12講座等)」を開催し、延べ686人の参加者がありました。今後とも、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業/環境生活部人権センター〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の女性相談員の、性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援等に係る専門的知識の習得及び資質向上のために、専門機関の実施する研修会に参加するとともに、相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催しました。(37回)〔性犯罪・性暴力被害者支援事業/環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 市町の児童相談対応職員の専門性を高めることを目的として、スキルアップ研修を行いました。さらに、児童相談所職員の専門性を向上させることを目的として、各種研修会を実施するとともに、専門機関の研修に派遣しました。〔市町児童相談体制支援推進事業/健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課・児童相談センター〕

### (4) 相談機関等相互の協働・連携の強化

#### ① 各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築

#### ② 相談ネットワークの構築と支援体制の構築

- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切に支援が行えることを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業/環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 「人権に関わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進を図りました。さまざまな人権問題で悩んでいる相談者の課題解決に向けて、身近な地域での相談支援体制が充実するように努めていく必要があります。〔地域人権相談支援事業/環境生活部人権センター〕
- ・ 人権に係る相談に関し、相談担当者の資質向上や相互の緊密な連携を図り、的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の18相談機関）を開催しています。さまざまな人権問題で悩んでいる相談者に適切に対応するためには、各種相談機関による連携が不可欠であり、ネットワークの充実を図る必要があります。〔人権相談事業/環境生活部人権センター〕
- ・ 妊娠期からの虐待予防に向けて、「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」により、予期せぬ妊娠の相談・支援に取り組むとともに、特定妊婦等への支援の強化を図ります。〔若年層における児童虐待予防事業/健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ・ 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、「人権に関わる相談員スキルアップ講座(12講座等)」を開催し、延べ686人の参加者がありました。今後とも、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上や、相談ネットワークの構築を図る必要があります。〔地域人権相談

支援事業／環境生活部人権センター]

自殺対策事業に取り組む市町、保健所、民間団体との連携をはかるために、ネットワーク会議を開催します。〔地域自殺対策緊急強化事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 鈴鹿市の私立大学では、不登校やひきこもり、学校や家庭、職場での人間関係等の相談に応じる「こころの相談センター」、「こころのクリニック」の平成29年4月、5月開設に向けて準備が進められました。

(事例2) L G B Tについて知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談や就職相談等に取り組んでいる団体があります。また、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、L G B T電話相談を平成29年5月から開始することを発表しました。

(事例3) 外国人との共生が地域づくりに欠かせない課題となってきた中で、日本で暮らす外国人に、住居や雇用、教育、医療等に関する悩みに答えたり、事故や自動車保険等の具体的な手続きの仕方について対応したりすることを通して、外国人住民が安心して暮らすことができるよう取り組んでいる団体があります。

(事例4) 難病患者同士や家族同士が悩みを話し、相談ができるように、ピア・サポート(注)や会員相互の交流会・相談会等を開催している団体があります。交流を重ね、患者同士の経験を出し合うことで、日常の不安や悩みを少しでも軽減したいと考えて活動しています。

(事例5) ハラスメント相談員を置き、ハラスメント相談を受ける体制を整備している学校があります。また、校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めたり、リーフレットを発行したりして、ハラスメントの定義やハラスメントを受けたときの対応について啓発を行っています。

(事例6) 子育て中の母親が相談しやすい環境を行政と協働しながら作っている団体があります。週一度の子育てサークルの時に保健師に来てもらったり、保健師に母親と子育てサークルとをつないでもらったりして連携を図っています。

(事例7) 「三重県で一番・社員に優しい会社」をめざしている企業があります。総務課職員が社員全員と面談し、一人ひとりの社員の話を丁寧に聴き、職場の人間関係などの困り事にも対応する取組をしています。また、「相談窓口一覧」を社員全員に配布して、普段から相談しやすい環境づくりに努めています。

(事例8) がん患者やがん経験者を医療用かつらでサポートしながら、当事者が集まり悩みを出し合える場を作っている企業があります。

(事例9) こころの病を抱える患者を持つ家族が、家族にしか出せない「専門性」を活用し、家族相談(電話相談・面接相談)を実施している団体があります。

## (2) 市町の取組事例

- 独自に専門の人権相談窓口を設けている市町、また、年に数回、人権擁護委員による「特設人権相談」を開設している市町があります。
- 市町の運営する各隣保館において、人権相談、生活相談、職業相談、健康相談、福祉相談等を随時実施し、適切な支援に努めています。
- 津市では、認知症や障がいがあっても、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、成年後見制度に関する相談に対応し、成年後見制度を利用するための手続き、申立、後見活動等を支援するため、「津市成年後見サポートセンター」を開設しました。

### ■ 今後の取組方向 (平成 29 年度以降の取組方向)

- 法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度が早期に確立されるよう、県から国に対し要望を行っていくほか、関係都府県・政令指定都市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」を通じて、国に制度の確立を求めています。
- 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を紹介します。
- 多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図ります。また、国、県、市町の相談機関の連携強化に取り組むとともに、地域における相談ネットワークを充実していきます。
- 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」をはじめ相談ネットワーク機関の紹介や、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」の開催案内等、相談に関わる取組を県民に対し周知していきます。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県内の女性相談員を対象にした講座を開催し、資質向上を図るとともに相談機関同士の連携を深めていきます。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員による電話相談や面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。
- 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による提言をふまえ、児童相談所の組織を強化し、法的対応やリスクマネジメントの向上を図るとともに、市町の児童相談体制の強化の取組を支援し、県全体の相談対応力の強化をめざします。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第5次計画)」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。

\*\*\*\*\*  
注) DV

ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。夫婦や恋人等親密な関係にある又はあった者からの身体的・心理的暴力等をいいます。

注) ピア・サポート

同じ課題や不安等を共有している当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、課題や不安の解決に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組

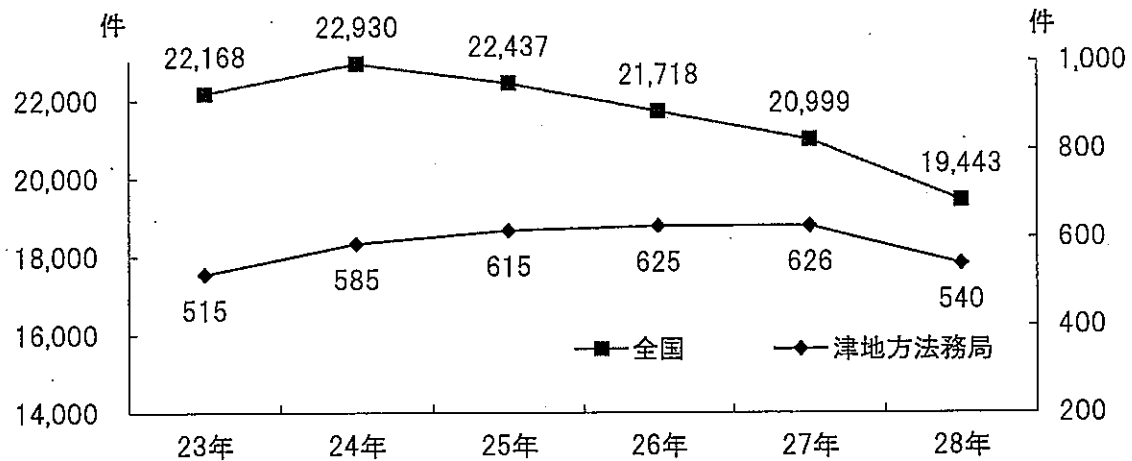
(施策分野3) 人権擁護と救済のための施策

人権施策 302

さまざまな人権侵害への対応

■ データからみた状況

全国及び県内の人権侵害事件の新規受案件数



資料:「法務局及び地方法務局管内別人権侵害事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵害事件の年間受案件数(新規)の推移を示しています。全国の状況は平成24年をピークに減少しています。県内の状況は、平成21年以降増加傾向となっていましたが、平成28年には減少しました。

1 県の主な取組状況 (平成28年度の取組実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 人権侵害に対応するための取組

- ① 人権侵害への対応のための行政等による連携と体制づくり
- ② 差別事象に対する関係機関の連携した取組
- ③ 人権侵害被害者へのケア・支援と関係者への啓発
- ④ 虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実
- ⑤ いじめ等を受けた児童生徒のケアと未然防止への取組
- ⑥ 犯罪被害者の精神的・経済的支援
- ⑦ インターネット等による差別表現の早期把握・削除と防止に向けた取組
- ⑧ 人権に係る相談機関の充実とネットワークづくり
- ⑨ 人権救済制度の確立に向けた取組

人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議(行政・公益法人の18相談機関)を設置しています。多岐にわたる相談者のニーズに対して適切なアドバイスが行われるよう、連携・情報交換の

会議を2回開催しました。さまざまな人権侵害に適切に対応するためには、相談機関相互のさらなる緊密な連携が必要です。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 差別事象の発生の際に、迅速で適切な対応ができるよう、関係機関と連携して、通報連絡体制を整備しています。〔調査・研究事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 複雑化、多様化、深刻化するDV事案の相談に適切に対応できるよう、女性相談員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組みました。また、DV相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。引き続き、相談対応力の充実や啓発に取り組む必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ・ 市町及び関係機関と連携して、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、高校生を含む女性を中心にDV相談啓発ポケットティッシュを、県内の主要駅や商業施設等24か所で配布（街頭啓発）しました。また、DVポスターを作成（1200枚）し、市町、警察及び病院等の関係機関に配布しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害を早期に発見し、直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者の養成に取り組みました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 各種相談事業に従事する相談員に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談員スキルアップ講座（12講座等）」を開催し、延べ686人の参加者がありました。今後も、相談員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 実効性のある人権侵害救済制度が早期に確立されるよう、国に対して要望を行いました。〔人権救済のためのあり方検討／環境生活部人権課〕

## （2）人権侵害への対応に関する啓発と広報

- ① 救済につながる相談窓口、制度の広報
- ② 差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進
- ③ インターネットによる差別表現防止に向けた適正利用のための啓発・広報
- ④ 虐待等に係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり

- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました。(13回開催、参加者延べ1,296人)〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 各地域防災総合事務所及び地域活性化局において、ミニ人権大学講座やトップセミナー等を地域の実情に応じて実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・各地域活性化局〕
- ・ インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに、教育・啓発・広報活動に取り組みました。今後とも、インターネットやSNSにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシー(注)の向上を図るための啓発・広報に取り組んでいくことが必要です。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・各地域活性化局〕
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、市町、警察、関係機関等と連携して街頭啓発(24か所)を実施しました。また、相談窓口を周知するための「DV相談機関一覧」カード(日本語含む7か国語版)を作成し、関係機関に配布しました。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」(参加者52人)を開催するとともに、三重県総合文化センターでは、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を実施し、400人に啓発を行いました。同時に県内9市町と連携し、パネル展示等の啓発活動を実施しました。また、性別役割分担意識にとらわれることなくさまざまな困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」(10回、参加者延べ194人)や高等学校等への出前講座(10回、参加者延べ1,035人)を実施しました。今後もDVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間(企業、住民組織、NPO・団体等)の取組事例

(事例1) 職場でのよりよい人間関係を作ることを基本した、社内人権研修等に取り組んでいる企業があります。

(事例2) 「命、発達・発育、性」のテーマについて学ぶことを通して、子どもや大人の自己肯定感を高めることに取り組んでいる団体があります。

(事例3) DV被害相談専門のカウンセラーによる面接相談や同行カウンセリングに取り組んでいるNPOがあります。

### (2) 市町の取組事例

○ 各市町の施設等において、人権擁護委員による「特設人権相談」が実施されてい

ます。このほか、独自に専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。

- 桑名市では7月から、また、鈴鹿市では10月から本人通知制度を導入しました。本人通知制度は、事前に登録した方に対して、その本人の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。なお、この制度は、交付を拒否したり交付の可否を登録者に確認したりする制度ではありません。住民票の写し等を交付したことを通知することで、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。県内ではすでに伊賀市、四日市市が導入しています。
- 伊賀市では、「あらゆる差別を許さず、互いを尊重するまちづくり」をめざし、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会の中で、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を平成28年4月に施行しました。

### ■ 今後の取組方向 (平成29年度以降の取組方向)

- 三重県人権センターにおいて、多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員の資質向上に努めるとともに、相談機関との連携を深め、必要な情報を提供し、内容に応じた専門機関の紹介を行います。
- 相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員による電話相談や面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。
- インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネット及びスマートフォン等のサイト上における三重県に関連する差別的な書き込みについて、モニタリングを行います。発見した差別的な表現の書き込みについては、国等の関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行います。
- インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人に対しての誹謗中傷による被害を早期発見し、学校・相談機関への通報や直接対応できるような協力者の養成に努め、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守る取組を進めます。
- 差別事象の発生については、関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めていきます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第5次計画)」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 平成24年に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証をふまえ、未然防止や早期発見・対応に取り組むとともに、市町要保護児童対策地域協議会等、関係機関相互の連携を強

化して、児童虐待に的確に対応していきます。

さらに、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンを実施し、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。

\*\*\*\*\*  
注) メディア・リテラシー

メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。



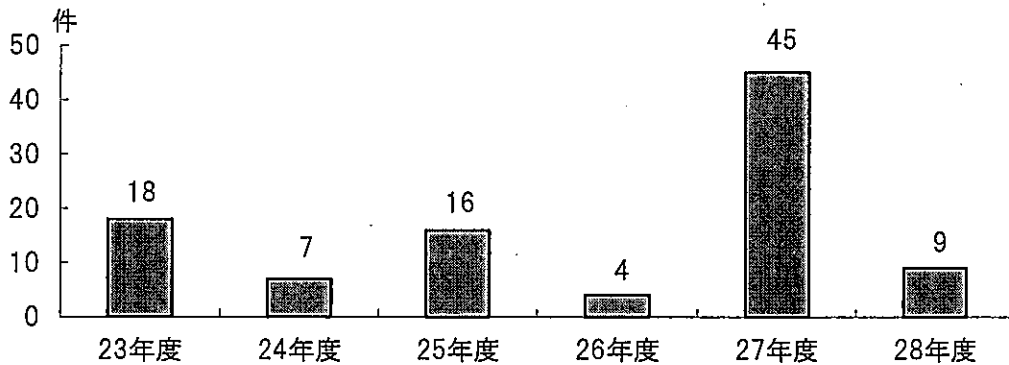
## 〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 401

## 同和問題

## ■ データからみた状況

三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数



資料：三重県人権センター調べ

## データに関するコメント

三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数は、平成27年度においては45件でしたが、平成28年度は9件でした。

## 1 県の主な取組状況（平成28年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

## (1) 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 同和問題の解決に向けた正しい理解が県内に広く定着していくような啓発活動の推進
- ② 各地域における啓発活動の展開
- ③ 地域で啓発を推進する人材の養成
- ④ 企業等における公正採用選考の確保と主体的な研修の推進
- ⑤ 差別事象への対応と啓発への活用
- ⑥ 「えせ同和行為」排除に向けた取組

同和問題をはじめとした人権啓発は、身近に感じ取れることが必要であることから、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポット番組を放映するとともに、2,588点の応募があった人権メッセージから選定した優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。また、啓発ポスターを作成し、県内主要駅やコンビニエンスストア等に掲出するとともに、ポスター図案を使用した手提げ袋を作成・配布しました。土地差別調査問題の解決に向けては、啓発リーフレットを活用した参加型の学習会と講演会を開催しました。今後も、日常生活の中で行動に移していけるような啓発となるよう工夫が必要です。〔同和問題等啓発事業（土地差別研究啓発事業）／環境生活部人権センター〕

- ・ 同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座において、同和問題を題材にした一人芝居「ひかり」の上演等を行いました。また、「身元調査おことわり」についてのパネル及びリーフレットを作成しました。今後とも、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民への啓発と人材育成が必要です。〔同和問題等研修事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 人権センター開設 20 周年記念事業として、書家金澤泰子さんの講演及び金澤翔子さんの席上揮毫を開催し、障がい者の人権等、さまざまな人権課題を自分自身の問題として考える機会とするとともに、人権センターの役割や取組を知らせることで、同和問題の解決に向けた人権意識の向上を図りました。〔人権センター啓発活動推進事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（平成 25 年 4 月）を、業界団体を通じ県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体が実施する研修会等でも周知を図りました。今後、業界団体と連携して、宅地建物取引業者を対象とした研修会等、啓発活動を実施していく必要があります。〔宅地建物取引業者の対応／県土整備部建築開発課〕
- ・ 地域防災総合事務所及び地域活性化局において、ミニ人権大学講座やトップセミナー、講演会等を実施しました。〔人権啓発事業（人権啓発活動推進事業、地域人権啓発事業）／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 地域の福祉向上と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる啓発及び広報活動、地域交流事業等の取組に対して支援を行いました。今後、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必要があります。また、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を実施しました。〔隣保館運営費等補助金、隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 県の行政職員においては、人権問題に関する県職員意識調査結果をふまえた職階に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。また、人権啓発、人権教育のリーダー人材の育成を目的として、三重県人権大学講座に職員を派遣しました。引き続き、人権問題を自らの課題として認識し、その解決に積極的に取り組む職員の育成に努めていく必要があります。〔人権等研修事業／総務部人事課、職員研修センター、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 42 人／24 社・団体）と「人権啓発懇話会総会講演」（参加者 51 人／36 社・団体）を開催しました。引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕
- ・ 三重労働局と連携し、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後、事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

- ・ 社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とともに分析検討を行うとともに、再発防止に向け、学習会や研修会を実施するとともに、事後の取組についても検証するように努めています。今後も、差別事象に関して的確に実態を把握し、分析・研究を行って対策を講じ、効果的な人権啓発手法へ活用する必要があります。〔調査・研究事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「えせ同和行為」の発生について人権センターへ3件の相談・報告があり、対応をアドバイスするとともに関係機関へ周知し、注意喚起しました。「えせ同和行為」については、従来から啓発冊子を県関係機関、市町等に配布し周知、注意喚起に努めていますが、チラシを作成し、雇用経済部と連携しながら各企業等へ配布しました。今後も、国等の関係機関と連携を密にしながら、「えせ同和行為」の排除にむけ取り組んでいく必要があります。〔えせ同和行為への対応／環境生活部人権センター〕

## (2) 同和問題の解決に向けた教育の推進

- ① 同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展
  - ② 学校、家庭、地域等の連携した推進体制の充実
  - ③ 実践力の向上をめざした教職員や指導者の育成
  - ④ 社会教育における住民による主体的な活動支援
- ・ 「同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を継承・発展させるために～各校における実践事例より学ぶ～」をホームページ上（「みえ人権教育 News」）に公開するとともに、指導主事が各校や教育委員会等への指導・助言を行う際に参考として紹介しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
  - ・ 「実践研究事業」において研究した実践報告等を「教職員実践事例集」として、ホームページで公開しています。平成28年度は、「部落問題を解決するための教育」に関わる実践事例を紹介しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
  - ・ 市町等教育委員会に対し、人権教育の実態把握調査を行うとともに、各市町を訪問し、人権教育の推進状況や教育集会所等の活用状況等を把握しました。今後、地域・学校・行政が連携して取り組む必要があります。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
  - ・ 人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」等の活用促進を図るため、教職員を対象にした研修講座を開催しました。教職員のニーズを的確に把握し、指導方法等の研修を充実していく必要があります。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
  - ・ 小中学校及び県立学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。今後も、教職員の人権意識や指導力の向上を図るため、研修を実施していくことが必要です。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
  - ・ 「人権が尊重されるまちづくり」に取り組もうとする地域の団体等を支援するため、37団体（延べ43回）に講師を派遣し、そのうちの12団体で地域でのつながりづくりに係る研修会を実施しました。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕

### (3) 学力保障や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり

- ① 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組
- ② 子どもの健全な育成のための取組

- ・ 三重労働局と連携し、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

### (4) 同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進

- ① 住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進
- ② 人権尊重のまちづくりの取組の支援

- ・ 地域の福祉向上と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等の取組に対して支援を行いました。今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必要があります。また、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を実施しました。〔隣保館運営費等補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 各地域の実情に応じて実施されている隣保館の各種事業に対し支援しました（31館）。隣保館が地域の福祉と人権の拠点施設として、今後もさまざまな活動を実施していけるよう、支援を行っていく必要があります。〔隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 隣保館のバリアフリー化等機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。平成28年度は3市3館で修繕等が実施されました。今後も、計画的な整備が図られるよう、支援していく必要があります。〔隣保館整備費補助金／環境生活部人権課〕

### (5) 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

- ① 三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進
- ② 隣保館における相談活動等の支援
- ③ インターネットによる差別表現の早期把握と防止に向けた対応

- ・ 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、相談機関の紹介等を行いました。今後も、相談員の資質向上を図るなど、相談事業を充実させていく必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 地域で各種相談業務に従事する相談員等を対象として、さまざまな人権課題や知識を拡充し、各種相談に対して人権に配慮した相談対応ができるよう、資質や能力を高める講座「人権に関わる相談員スキルアップ講座（全12講座）」のなかで、同和問題の講座を4講座実施しました。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 市町が設置している隣保館が住民からの各種相談に対応する身近な機関として機能を果たせるよう支援しました。〔隣保館における相談活動等の支援／環境生活部人権センター〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求め

られます。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部では、県と連携して、会員を対象とした土地差別調査問題等に関する人権研修会を開催するとともに、宅地建物取引士の更新時講習の際に、平成24年度から人権学習の機会を設けるなど、人権問題に関する研修機会の充実に取り組んでいます。また、「同和問題に関する啓発ステッカー」を会員事務所に配布し、貼付の依頼をしたり、外国人、障がい者等の入居における差別をなくしていくため、家主向けの普及啓発として、三重県ホームページ「e-すまい三重」内のウェブチラシ「入居における差別をなくす取組にご協力を」を活用した啓発活動など、土地差別の解消に向けた啓発を継続しています。

(事例2) 保育所、幼稚園から小・中・高等学校までの「育ちのプログラム」を通して、教育関係機関と家庭、地域が連携して取組を行っている地域があります

(事例3) 中学校区内の小中学校・幼稚園・保育所・家庭・地域等が連携し、企画・運営を含めた校区ぐるみのイベントを開催し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす地域づくりをめざしている組織があります。人と人との関わりが、参加者の偏見や差別意識を克服することにもつながっています。

(事例4) 約30年近くにわたり、「なかまとのつながり」を大切に、地域の歴史や、家庭で同和問題をどう話すかを学びあっている会があります。会を継続してきたことで、参加者が本音で話せる場所になっています。

(事例5) 「高校生友の会（青少年友の会）」や青年層の活動を束ねている広域ネットワーク組織があります。この組織では、「差別をなくしたい」という思いをもった若者たちがつながりを深め、活動を広げていくことをめざして活動が進められています。

### (2) 市町の取組事例

- 桑名市では7月から、また、鈴鹿市では10月から本人通知制度を導入しました。本人通知制度は、事前に登録した方に対して、その本人の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。なお、この制度は、交付を拒否したり交付の可否を登録者に確認したりする制度ではありません。住民票の写し等を交付したことを通知することで、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。県内ではすでに伊賀市、四日市市が導入しています。
- 法務局において開催されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」には、国や県、三重県人権・同和行政連絡協議会等の関係機関が集まり、えせ同和行為の排除に向けた情報共有等に努めています。
- 市町の設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談

事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に取り組んでいます。

### ■ 今後の取組方向（平成 29 年度以降の取組方向）

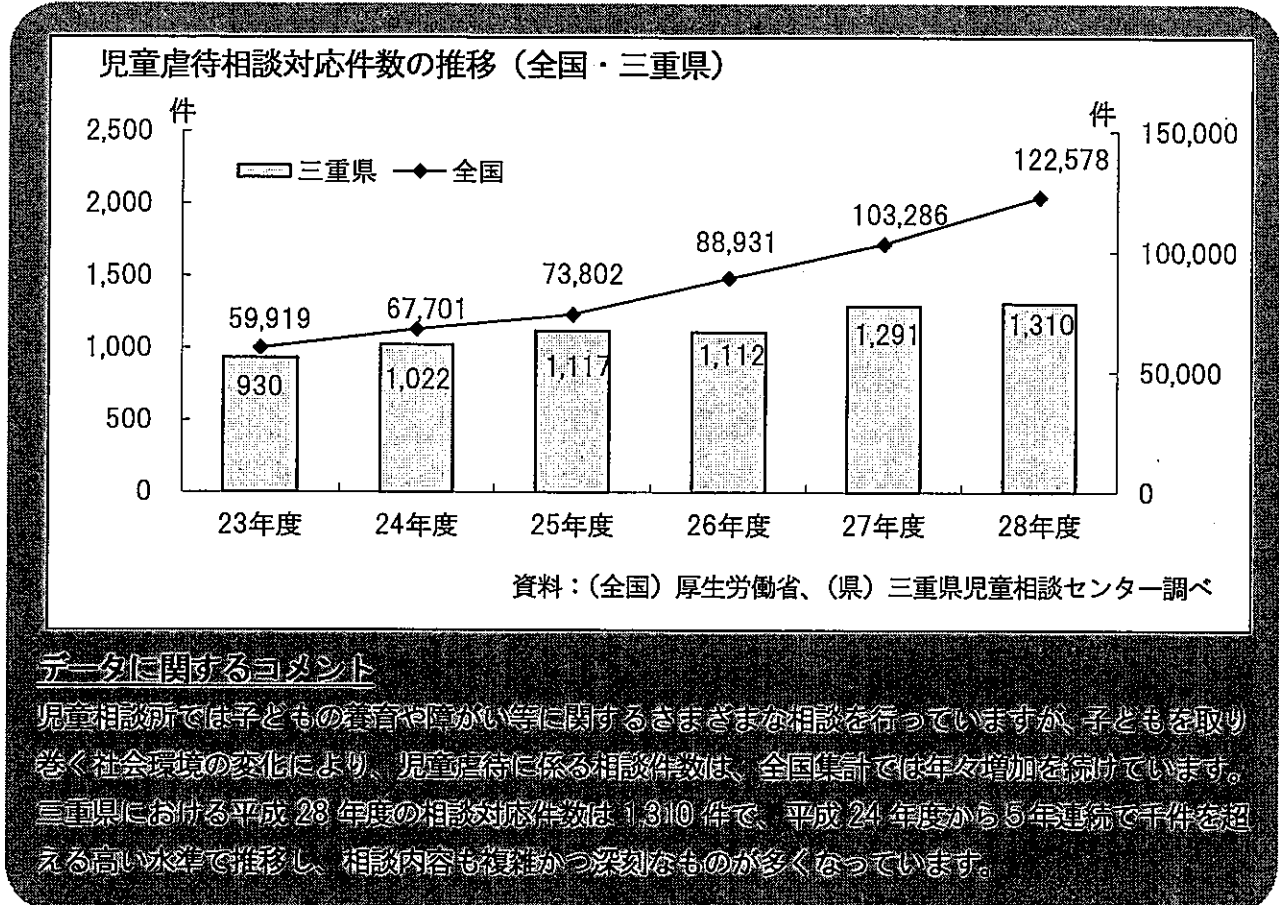
- 平成 28 年 12 月に施行された部落差別解消推進法の趣旨をふまえつつ、同和問題に関する差別意識の解決に向けた取組を、国や市町等と連携して進めていきます。
- 同和問題の解決に向けた取組においても、「差別をしない、させない、許さない」ということを人びとの心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした講座等の開催等に取り組んでいきます。
- 人権問題を自らの問題として考え、行動する人づくりをめざして、年齢層、関心の度合いに応じたさまざまな手法による啓発を進めていきます。また、県内の小・中・高等学校等の児童生徒を対象にした人権ポスターや人権メッセージを募集し、これらを生かした人権カレンダーの作成等を行います。
- 平成 25 年度に策定した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」に基づき、業界団体と連携して、宅地建物取引業者や宅地建物取引士を対象とした人権研修を実施するなど、啓発を推進していきます。
- 県民を対象にした土地差別問題に係る講演会等の開催や参加型の学習会を地域機関や市町等と連携して取り組んでいきます。
- インターネット上における差別的な表現の書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、早期の拡大防止や削除要請に取り組みます。
- 地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を持つ隣保館において、相談事業や人権課題の解決に向けた事業等の市町の取組を引き続き支援します。

## 〔施策分野4〕人権課題のための施策

人権施策 402

## 子ども

## ■ データからみた状況



## 1 県の主な取組状況（平成28年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

## (1) 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 児童の権利に関する条約を子ども、保護者等が学習する機会の充実
- ② 企業や地域等と共に取り組む子どもの育ちの見守りや子育て支援の充実
- ③ 児童虐待に対する啓発活動の充実

・ 「人権が尊重されるまちづくり」に取り組もうとする地域の団体等を支援するため、37団体（延べ43回）に講師を派遣し、そのうちの4団体で、「子どもの人権」についての研修会を開催しました。〔すべての人にやさしい人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕

・ 「三重県子ども条例」については、県庁見学の小学生を対象に着ぐるみを用いた啓発活動を行うとともに、あわせて学校を通じチラシ等を自宅に持ち帰ってもらうことにより、条例の家族への啓発も行う機会としました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕

- ・ 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンとして、街頭啓発や講演会等を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待等相談対応力強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

## (2) 人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進

- ① 「三重県教育ビジョン」、「三重県人権教育基本方針」等に基づいた人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進
- ② 三重県人権保育基本方針等に基づいた豊かな人間性が育まれるような保育の推進
- ③ 発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実

- ・ 「地区別人権学習活動交流会」や「人権まなびの発表会」を開催し、県立学校の生徒が人権学習活動の発表・交流を行いました。今後も、協力・参加・体験を核とした活動を通して、生徒の主体性を育む必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

- ・ 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切に作る心を育てる保育を推進するため、県内11市町で合計25回の人権保育専門講座を開催しました。社会の急激な変化の中では、新たな人権に係る問題への対応が必要であることから、多様な視点から人権感覚を磨くことができる研修内容としました。〔人権保育専門研修事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ・ 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所で取組事例の調査を行い、その調査内容をリーフレットとして作成し、ホームページで公開しました。〔人権保育推進支援事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ・ 発達障がい児等に対する早期支援を目的に市町が設置する「発達支援総合相談窓口」における専門人材育成のため、県立小児心療センターあすなる学園に市町職員（6人）を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として受け入れ、長期研修（1年間）を実施しました。引き続き、市町職員の人材育成を支援するとともに、「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進していくことが必要です。〔発達障がい児への支援事業／健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進PT〕

## (3) 子どもの権利擁護の推進

- ① 家庭や地域住民と学校、児童相談所等の関係機関による連携の強化及び相談体制のネットワーク化に向けた取組
- ② いじめをなくす取組
- ③ 児童虐待防止と社会的養護の推進

- ・ 児童虐待に係る対応強化のため、北勢児童相談所にケースワーカー2名を増員しました。また、法的対応や介入型支援を強化するため、児童相談センターに弁護士や警察官OBを配置しています。〔児童虐待法的対応推進事業／健康福祉部子ども・家庭局、児童相談センター〕

- ・ 市町の児童相談体制の強化支援を目的に、全ての市町と定期的に協議を実施し、その内容に基づき、市町要保護児童対策地域協議会へアドバイザーを派遣するとともに、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者（スーパーバイザー）を定期的・継続的に派遣しました。また、市町職員に対する各



種研修等の充実を図りました。〔児童虐待法的対応推進事業・市町児童相談体制支援推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ・ 子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるような教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、高等学校の計 526 校に配置しました。また、子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決への対応を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを 9 名配置し、学校への支援を行いました。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕
- ・ いじめや不登校の未然防止を図るため、魅力ある学校づくりについての調査研究を名張市で行い、取組の成果を県内の学校や市町教育委員会に周知しました。また、県内 20 か所の教育支援センター（適応指導教室）の活動の充実を図るために、指導員のスキル向上を目的とした実践交流会等を年間 3 回実施するとともに、フリースクール等民間施設との連携を進める取組を支援しました。〔いじめ・不登校対策事業／教育委員会生徒指導課〕

#### （4）子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 相談窓口の整備充実等の子育てを支えるための施策の推進
  - ② 学校と地域等の連携による活動への支援及びネットワーク化に向けた取組
  - ③ 子どもの健やかな成長を支援するための環境づくりの推進
  - ④ インターネット上の人権侵害への取組の充実
  - ⑤ 子どもが幅広い人間性を身に付ける機会の充実
  - ⑥ 地域社会と行政が連携した子どもが健やかに育つための環境づくり
  - ⑦ 子どもの貧困対策
- ・ 41 中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情や学習意欲の向上を図ることを目的に、学習支援や体験活動を行いました。指定中学校区では、子どもへのアンケート結果から、自尊感情や学習意欲の向上が見られました。〔子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業／教育委員会人権教育課〕
  - ・ 子どもを持つ親等に対してネット被害防止の重要性、フィルタリングサービスの必要性のほか、家庭における携帯電話利用のルールづくり等の取組を促進するため、携帯電話事業者や関係機関と意見交換を行いました。〔青少年健全育成条例施行事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
  - ・ 児童生徒一人ひとりが、インターネットの利用に係る設問を自ら解答することにより、基礎知識の習得や情報モラル向上につなげることをめざし、「みえネットスキルアップサポート」を実施（小学校 27 校、中学校 20 校）しました。また、専門業者によるネット上での不適切な書き込みの検索、監視等（ネットパトロール）を実施（15 日間×3 回）するとともに、県内各地で保護者を対象としたネット啓発講座を開催（小中高等学校 38 校 2 団体）しました。さらに、紀北町全 4 中学校において、中学生がスマートフォン等の適切な使用について、主体的に考え、課題を発見し、解決に向けた取組を進める「中学生スマホサミット」を開催しました。今後も、スマートフォン等の適切な使用について、児童生徒の主体的な活動や保護者への啓発を進めていく必

要があります。〔インターネット社会を生き抜く力の育成事業／教育委員会事務局生徒指導課〕

- ・ 子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体に構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」（平成 29 年 3 月末現在 1,500 会員）等と連携し、「子育て応援！わくわくフェスタ」や「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」等を行いました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ・ 子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう支援しています。虐待やいじめ等、子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。地域において多様な主体が子育て家庭を支える人材の育成として、市町と連携し子育て・子育てマイスター養成講座 4 市町（76 人養成）、孫育て講座 6 市町（98 人養成）を実施しました。（平成 29 年 3 月現在）〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ・ 平成 28 年 7 月、県・市町・関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議（事務局：子育て支援課）」を設置し、好事例の収集、情報提供や事例発表、研修、意見交換等を行い、地域の実情に応じた子どもの貧困対策に係る実施体制整備や取組への支援を行いました。〔子どもの貧困対策推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例 1）三重弁護士会子どもの権利委員会では、県内の小中学校を対象に「いじめ予防授業」を実施しています。いじめの未然予防のためには、児童等自身がいじめに関する理解を深め、絶対にいじめが許されないことを理解することが大切です。

（事例 2）子育て中の母親が相談しやすい環境を行政と協働して作っている団体があります。週一度の子育てサークルの時に保健師に来てもらったり、保健師に母親と子育てサークルとをつないでもらったりして連携を図っています。

（事例 3）飛び出し注意喚起看板の設置・維持管理事業に対して企業から協賛金を得て、収益の一部を広域対応型学童保育事業に生かしている NPO があります。シングルで子育てしている保護者たちも仕事に専念できるよう、学童保育の時間の延長や休日の利用等のさまざまなニーズに対応し、働く保護者たちと子どもたちの安心・安全をつくりだしています。

（事例 4）地域で子どもの居場所づくりに取り組む団体があります。「子ども食堂」等の取組で、住民が交流し、助け合いができる地域づくりや、地域の課題解決につなげています。

(事例5) 県内の営業センター30か所のうち21か所に保育施設を設け、従業員の子どもを保育している企業があります。そのうち3か所の保育施設では、民間にも開放しています。保育施設の利用者数が少ない年は、他の施設へバスで送迎するなどの工夫をして、取組を継続させています。

## (2) 市町の実施事例

- 児童福祉法の改正により、市町が第一義的な児童家庭相談の窓口となり、市町で児童相談が実施されています。また、全ての市町で要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関間での連携強化に向けた取組が進められています。
- 各市町において、福祉、教育、保健が連携して発達障がい児等への途切れのない支援に向けた取組が行われています。
- 「子ども人権フォーラム」が各市町で開催され、小学生や中学生がこれまで人権について体験したことや学習したことをふまえて、自分の考えや意見の交流をしています。

## ■ 今後の取組方向 (平成29年度以降の取組方向)

- 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めるため、引き続き「三重県子ども条例」の周知に努めます。また、条例に基づき、子どもの主体的な活動への支援、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材を養成し、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材を養成し、県民が行う活動への支援等に取り組めます。
- 児童虐待相談対応件数は、依然として高い水準で推移しており、引き続き市町を含めた県全体の児童相談体制の強化を図るため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関が連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザー派遣及び児童相談の進行管理等に助言するスーパーバイザー派遣を実施します。さらに、医療機関における児童虐待早期対応を促進するための研修を開催します。
- 児童相談所の児童虐待への早期対応と、その後の再発防止、家族再統合等の家庭支援のため、リスクアセスメントツール(注)やニーズアセスメントツール(注)の精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、市町をはじめ関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化に取り組む市町への支援等を実施します。さらに、関係機関等の協力を得て、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンを行うなど、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。
- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所等の職員を対象に、多様な人権感覚を磨くことができる内容とし、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。
- 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所の取組事例等をまとめたリーフレットを作成し、啓発に努めます。
- 子ども支援ネットワークの取組が充実するよう、市町等教育委員会との連携を一層深め、教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情の向上を図っていきます。
- 「三重県子どもの貧困対策推進会議(以下「推進会議」という)」において、好事例の提供等に加え、市町及び関係団体等の協力を得ながら、県内各地域のさまざまな取組(学

習支援、食の支援等)状況の把握に努めるとともに、推進会議における意見交換も交え、市町等が地域の実情に応じて取組を進められるよう支援していきます。

また、「居場所づくり」に取り組む県内の民間活動団体に対しては、連携を図ることなどを目的に、当該推進会議への参加を呼びかけていきます。

- 発達障がい児等への途切れない支援を行うため、市町の発達支援総合窓口等との連携を強化するとともに、引き続き、専門的な職員の育成を支援します。また、保育所・認定こども園・幼稚園への「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の導入を促進するとともに、大学等の保育士や幼稚園教員の養成施設での研修会の開催等の取組を進めます。さらに、発達支援に関する研修会を開催するなど地域の医療機関とも連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。

\*\*\*\*\*

注) リスクアセスメントツール

児童虐待通告時における児童相談所の初期対応の的確性、客観性を高めるための危険度を評価するシートと使用ガイドライン

注) ニーズアセスメントツール

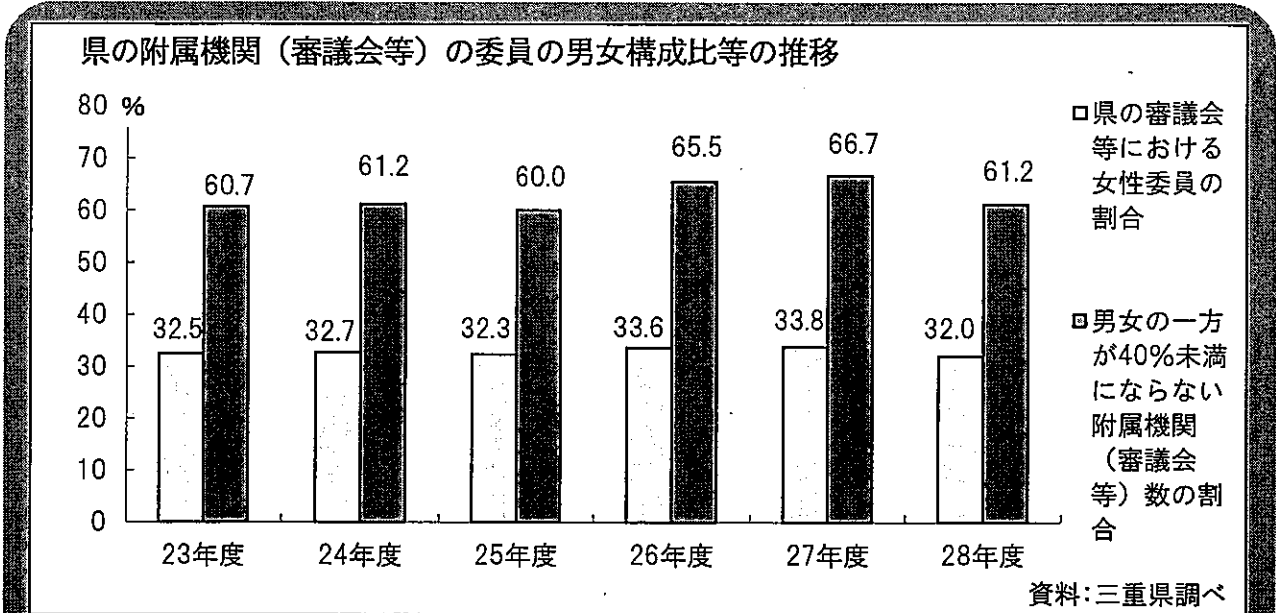
一時保護後、家庭に復帰する場合の中長期的な支援を行うためのシートと使用ガイドライン

（施策分野4）人権課題のための施策

人権施策 403

女性

■ データからみた状況



データに関するコメント

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」（平成 28 年 4 月 1 日改正）に基づき、県の附属機関における委員の男女構成が均衡の取れたものとなるよう取組を進めたものの、平成 28 年度の女性委員の割合、委員の男女構成が均衡の取れた附属機関数の割合はともに前年度を下回りました。

1 県の主な取組状況（平成 28 年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進

- ① 女性の政策・方針決定過程への参画に向けた支援
- ② 市町、民間企業、団体等での女性参画についての理解促進に向けた啓発の推進
- ③ 農林水産業・商工業等における女性の参画に向けた支援
- ④ 女性の就労支援の推進

- ・ 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関等における委員の男女構成が均衡のとれたものとなるよう働きかけました。引き続き、女性登用を働きかけるとともに、女性委員のいない附属機関等の解消を図る必要があります。〔県審議会等への女性委員の登用促進／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県男女共同参画審議会による事業実施課に対するヒアリングを実施し、男女共同参画施策の実施状況について中間評価を取りまとめました。女性の活躍推進が求め

られる中、平成 27 年度の知事への提言・評価に対する取組状況や施策の実施状況を継続して把握し、総合的に施策を推進していくことが必要です。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 市町担当課長会議や担当者研修において、男女の委員構成が均衡のとれたものとなることを目的に県が定める「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」を示しながら、女性委員の割合を高めるよう働きかけを行いました。引き続き、市町等に対して働きかけ、男女共同参画を推進していく必要があります。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 農業改良普及センターが中心となり、農業における女性の経営方針決定の場への参画や女性起業などの促進とともに、各種審議会への女性登用に向け、研修会等を合計 43 回開催しました。〔農山漁村女性の地域や経営における方針決定の場への参加促進／農林水産部担い手支援課〕
- ・ 「みえ・花しょうぶサミット」のネットワークを生かして、構成団体の交流を深めながら、女性の社会進出と活躍を促進するための機運の醸成を図るため、フォーラムを開催し、各団体間でのディスカッション等を行いました。今後も、さらなる女性の活躍を促進し、地域経済の活性化につながる取組を展開していく必要があります。〔女性の就労支援事業／雇用経済部雇用対策課〕

## (2) 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

- ① 男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進
- ② 生涯を通じた男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「男性講座」（3回、参加者 374 人）、「地域リーダー養成講座」（1回、参加者 38 人）、「女性のためのエンパワースクール講座」（全 2 講座、延べ 5 回、参加者延べ 100 人）等、さまざまな講座・セミナーを開催しました。また、「男女共同参画フォーラム」、「男女共同参画週間」等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施し、男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成を図りました。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町や企業、学生・生徒等を対象にセミナー（21 回、参加者 282 人）、出前講座（106 回、参加者 6,695 人）、市町等のイベントに合わせた出前啓発活動（6 回、参加者 941 人）を開催し、広く県民に男女共同参画についての教育・学習の機会を提供しました。今後は、男女共同参画への一層の理解促進、意識浸透のために、引き続き、各種事業への男性、若年層、企業等を含む新規参加者の増加に向けて、新たに発生している課題も含めて、企画内容等を工夫していく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

## (3) 働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

- ① 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進
- ② 雇用の場における男女の均等待遇に向けた普及・啓発の推進
- ③ 雇用の場における妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの防止に向けた啓発
- ④ 育児・介護期の労働者に対する支援

⑤ 農林水産業、商工業等の自営業における女性の経営参画の促進

⑥ 性や妊娠・出産に関する正しい知識の教育、普及・啓発及び健康対策の充実に向けた取組

- ・ 「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマにしたフォーラム「Women in Innovation Summit (WIT) 2016」を開催し、女性活躍のロールモデルの創出に取り組むとともに、経営者や管理職を対象にした男性の意識改革や働く女性のキャリア継続に対するモチベーションの向上につながるセミナー等を開催しました。県内にはまだ働く女性のロールモデルが少なく、今後も継続してロールモデルの創出や男性の意識改革に取り組んでいく必要があります。〔未来へつなぐグッドワーク・グッドライフ創造事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 女性活躍推進法の施行を受け、県内中小企業等を対象に、一般事業主行動計画の策定周知を行うとともに、県内企業・団体等に、「女性の活躍推進三重県会議」への加入や取組宣言の実施について、働きかけを行いました。その結果、一般事業主行動計画の策定数（三重労働局受理件数：平成29年3月31日現在）は、145件にのぼるとともに、三重県会議の平成29年4月1日時点の会員数は350件、自主取組宣言数は117件となりました。今後も引き続き、一般事業主行動計画の策定周知や、女性の活躍推進に賛同いただける企業等の三重県会議への加入促進等に取り組み、女性の活躍推進の機運をさらに高めていく必要があります。〔みえの輝く女子プロジェクト／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 仕事と家庭の両立支援や女性の能力活用、次世代育成支援等に積極的に取り組む県内企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として53法人認証するとともに、特に意欲的な取組を行っている4法人を表彰し、その取組事例を広く紹介しました。また、関係機関と連携してセミナー開催等企業への啓発を行いました。引き続き、働きやすい職場環境づくりに向けて、より多くの企業で取り込まれるよう制度のさらなる周知啓発を行う必要があります。〔働きやすい職場づくり事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 女子学生が将来、妊娠・出産・子育て等で離職せずに、働き続けることができる労働環境づくりについて、企業（人事担当者、ロールモデルとなる女性社員等）と女子学生との意見交換会等を、県内2カ所（高田短期大学、四日市大学・四日市看護医療大学合同）で2回開催しました。今後も、高等教育機関の女子学生等に対して就労継続に関する意識を醸成するとともに、子育て期等においても就労継続に必要な環境づくりを促進する必要があります。〔女性の就労継続支援事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向け、事業主や人事・労務担当者向けの冊子3,000部及び労働者向けのリーフレット7,000枚を作成し、企業や労働者へ配布しました。働く女性が安心して妊娠・出産し、夫婦で子育てしながら仕事を継続できるよう、引き続き啓発に取り組んでいく必要があります。〔マタハラ、パタハラのない職場づくり事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 昼間保護者のいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、児童館などの身近な社会資源を活用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを設置する市町に対し設置や運営の助成を行いました。引き続き、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行い、設置を進めていく必要があります。〔放課後児童対策事業費補助金／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ・ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動を実施しました。引き続き、ボランティアや活動場所を確保していく必要があります。〔放課後子ども教室推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ・ 育児等で離職した女性が農業に出会い、活躍の場となるよう、農業法人等において体験から本格的な就労に至るプログラムを開発し、女性の就農を促進しました。8農業法人等において79人の女性が就労開始プログラム開発、実証に参加、うち10人が農業法人等への採用に結びつきました。〔農山漁村女性の地域や経営における方針決定の場への参加促進／農林水産部担い手支援課〕
- ・ 三重県の母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」に基づき、市町の母子保健体制の整備に向けた取組支援として、保健所単位の情報交換会の実施や、母子保健体制構築アドバイザー等と保健所担当者の市町訪問支援を行いました。引き続き、各市町の実情に応じた母子保健体制整備に向けた支援が必要です。〔健やか親子支援事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ・ 特定不妊治療や不育症、一般不妊治療等への助成を実施しました。また、不妊や不育に悩む夫婦への専門相談に応じるとともに、不妊や不育に対する正しい知識の普及を進めるための講演会を実施しました。今後も、不妊治療に対する各助成制度や専門相談の周知とともに治療を受けやすい環境づくりが必要です。〔不妊相談・治療支援事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

#### (4) 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

- ① あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携の強化及び相談体制の充実
- ② 暴力を許さない意識の醸成及び暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組
- ③ DV被害者の保護及び自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進
- ④ 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切に支援が行えることを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。また、女性相談員による電話相談、面接相談をはじめ、インターネットを利用したメール相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。また、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました。(13回開催、参加延べ人数1,296人)〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ DV被害者からの相談を三重県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相



談事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課]

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、市町、警察、関係機関等と連携して街頭啓発（24 か所）を実施しました。また、相談窓口を周知するための「DV相談機関一覧」カード（日本語含む7か国語版）を作成し、関係機関に配布しました。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」（参加者52人）を開催するとともに、三重県総合文化センターでは、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を実施し、400人に啓発を行いました。同時に県内9市町と連携し、パネル展示等の啓発活動を実施しました。また、性別役割分担意識にとらわれることなくさまざまな困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」（10回、参加者延べ194人）や高等学校等への出前講座（10回、参加者延べ1,035人）を実施しました。今後もDVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ DV被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次計画）」の進捗状況の確保や情報共有を行うとともに、第5次計画を策定しました。今後も、DVを防止するための啓発や被害者支援を一層推進する必要があります。〔DV対策基本計画推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 内閣府が、毎年、子ども・若者の健やかな成長に資することを目的として、顕著な功績があった企業等を表彰する「子供と家族・若者応援団表彰」の子育て・家族支援部門において、「株式会社第三銀行」が内閣総理大臣表彰を受賞しました。「ポジティブアクションプロジェクト『Lady Go!』」を推進し、女性が働き続けられる職場改善に取り組み、女性管理職の登用拡大やワーク・ライフ・バランスの推進においても着実な成果を上げていることなどが評価されました。

(事例2) 三重県が認証を行う「男女がいきいきと働いている企業」に平成28年度は53社が認証されました。なお、平成28年度の認証企業の中から、「株式会社三重銀行」、「一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC」、「株式会社マスヤ」、「イケダアクト株式会社」が知事表彰を受けました。

株式会社三重銀行は、「輝く女性の活躍を加速するプロジェクトチーム」を設置し、女性の視点から女性のさらなる活躍を促進する取組の検討を行っています。

一般財団法人食品分析開発センターSUNATECは、託児所の開設や、ジョブリ

ターン制度(退職者の再雇用制度)、ストック休暇制度(休暇積立制度)などを導入し、働きやすい職場づくりに努めています。

株式会社マスヤは、製造ラインにおいて、チーフ・サブチーフ制度やスキル給制度、メンター制度(注)を導入し、働きがいのある職場づくりに取り組んでいます。

イケダアクト株式会社は、「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」受賞社員の好影響により、他の社員も定時退社に努めるなど、社内全体でワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。

## (2) 市町の取組事例

- 四日市市では、男性の視点からDV問題をとらえ、考える講演会が開催されました。固定化された男性像の社会的定着やストレスから生まれる心理的要因など、その背景を検証することで、パートナーとのよい関係を築くヒントを得ることを狙いとしています。
- 鈴鹿市では、女性の活躍推進から、暮らし方や働き方を考える講演会が開催されました。会場では、地域の防災力向上をめざす講座や、人間関係力を高めるための女性向け講座等も開かれました。
- 東員町では、初めて出産する母親が出産や育児に少しでも不安を感じた時に、いつでも父親がサポートしてあげられるよう、妊娠期から出産、子育ての情報誌として父親のための「パパBook」を作成しました。
- 亀山市では、「亀山市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次亀山市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と市町とで「男女共同参画連携映画祭」を共同開催しています。映画を通じ、県民に男女共同参画について考えてもらい、機運を高める機会を提供しています。

## ■ 今後の取組方向(平成29年度以降の取組方向)

- 「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」の着実な推進を図るため、平成29年度に改訂する第二期実施計画に基づき、さまざまな取組を一層推進していきます。
- 女性の地位向上と政策決定の場への参画促進のため、県及び市町における審議会等への女性の参画を働きかけるとともに、女性のエンパワーメントを促進する各種取組を進めます。
- 「WIT2016」の開催成果を広く根づかせていく必要があることから、共同宣言の趣旨をふまえ、引き続き女性の活躍につながるアワードを開催し、さまざまな分野における女性人材の掘り起しやスキルアップ等を行い、女性活躍のロールモデル創出に取り組めます。また、「女性の活躍推進三重県会議」の活動に引き続き取り組み、賛同いただける企業等のネットワークの拡大や、中小企業等の一般事業主行動計画の周知、男性の意識改革に繋がるフォーラム等を開催します。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消や男女が共に多様な働き方を実現できる環境づくりを推進するため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民の関心の高いテーマでのイベント開催や実践型・課題解決型の講座実施等を通して、男女共同参画意識の啓発に引き続き取り組みます。

- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員による電話相談や面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と協力し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。
- これまでの「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度をリニューアルし、長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度等の導入によりワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録するとともに、特に意欲的な取組を行っている企業等を表彰し、その取組事例を広く紹介します。また、関係機関と連携してセミナーを開催し企業への啓発を行うなど、引き続き「働き方改革」の推進に取り組めます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次計画）」に基づき、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向けて啓発を行うとともに、DV被害者の適切な保護・自立支援等の取組を民間団体、関係機関と連携し推進します。

\*\*\*\*\*

注) メンター制度

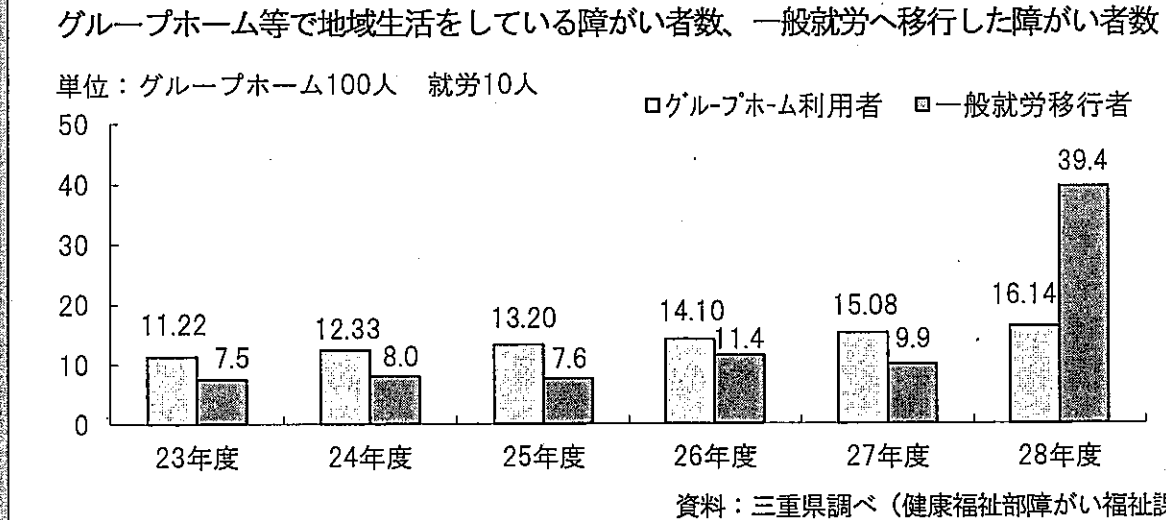
知識や経験の豊かな先輩社員（メンター）と後輩社員が、原則として1対1の関係を築き、後輩社員のキャリア形成上の課題や悩みについて、先輩社員がサポートする制度。

(施策分野4) 人権課題のための施策

人権施策 404

障がい者

■ データからみた状況



データに関するコメント

障がい者の地域生活支援は障がい者福祉施策の中心であり、グループホーム（注）等の整備及び一般就労移行支援が重要です。グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数とも、増加傾向にあります。これらの取組は、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、計画的に進められています。（平成28年度からの一般就労移行者数は、障害者就業・生活支援センターが支援を行って、一般就労へ移行した人を含んでいます）

1 県の主な取組状況（平成28年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 障がいに関する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進
- ② 障がいに関する人権教育等の推進

- ・ 内閣府との共催により、「障害者週間（12月3日～9日）」に関する啓発広報活動として、4月の障害者差別解消法施行に伴い、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」のテーマを同法に関わるものとして幅広く募集し、障がいのある人に関する普及・啓発を行いました。〔障害者週間普及啓発事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 県内各保健所において、精神科医療機関、市町、障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、精神保健連絡協議会を開催しました。その中では地域精神保健福祉体制の課題が協議され、人材育成のための研修会等を開催しました。また、精神科救急に特化した警察・医療・行政等の連携会議（危機連絡会）も県内の複数圏域で開催されつつありますが、今後措置入院患者の退院後の支援体制の整備・充実が次回精神保健

福祉法改正に向けての課題となっています。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ・ 精神障がい当事者の企画・運営・出演による「お笑いこころサミット」を開催し、精神障がい、精神疾患の正しい理解の啓発を行いました。また、「お笑い芸人松本ハウス」さんを「みえ発！こころのバリアフリー大使」として委嘱し、学校、医療機関で啓発パフォーマンスを行いました。〔障がい福祉総務費／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 障がい者の社会参加を保障するための工夫や支援の手立てについて、体験活動を通じて学ぶ学習展開例を掲載した人権学習指導資料（小学校低中学年）を作成し、全ての小学校に配付しました。〔小学校版「人権学習指導資料」作成事業／教育委員会人権教育課〕

## （２）障がい者の社会参加、参画の環境づくり

### ① 障がい者の社会参加が促進される基盤づくり

### ② 障がいのある人もない人も共に働ける社会の実現

- ・ 三重県障害者社会参加推進センターに、障がい者等の移動支援、生活訓練等さまざまな障がいにつながる各種事業の実施を委託して、障がい者の社会参加を促進しました。〔障がい者社会参加促進事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 全国障害者スポーツ大会北信越東海ブロック予選会の誘致・開催を行うとともに、全国障害者スポーツ大会本大会に選手を派遣しました。また、地域において障がい者スポーツの体験会や街頭啓発を実施するとともに、県障がい者スポーツフェスティバルや新たに県全域を対象としたボッチャの交流会を開催しました。水泳、ボッチャ、卓球及びゴールボールの４競技団体の日本代表選手等が県内で合宿を行い、県内の選手と交流する機会を得ることができました。〔障がい者スポーツ推進事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 初めて東紀州地域（尾鷲市）で「障がい者芸術文化祭」（12月開催）を開催するとともに、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に参加し、他県の取組等との連携を図りました。〔障がい者の持つ県民力を発揮する事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（3駅）のバリアフリー化に支援しました。バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バス等のバリアフリー化が進むよう、国、関係市町、事業者等と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ・ 農業分野における障がい者の雇用型就労体験を実施するとともに、研修受入農業者に農業ジョブトレーナーを派遣し、雇用に向けた支援を行いました。また、農福連携を推進している自治体や特別支援学校と連携しながら、農業ジョブトレーナー育成、スキルアップのための研修プログラムについて実施、検証しました。今後、農業経営体が障がい者の雇用を進めやすい仕組みを構築する必要があります。〔園芸産地における障がい者雇用の促進事業／農林水産部担い手支援課〕
- ・ 施設外就労（福祉事業所による農作業請負）について意向調査を実施し、約3割の福祉事業所が、今後、農業分野の施設外就労に取り組みたいとの回答でした。そうし

た結果をふまえ、福祉事業所と労力確保を課題としている農業経営体とのマッチングにより、施設外就労の実証を進めました。施設外就労の拡大のためには、労働力提供に留めるのではなく、産地活性化に向けた取組や新規就農者の経営安定化に向けた取組等に深化させる必要があります。〔農業と福祉の新たな連携創出事業／農林水産部担い手支援課〕

- ・ 森林組合や苗木生産事業者に対し、福祉事業者との連携による苗木生産の勉強会を開催しました。また、「木育」に役立つような木製玩具の試作に係る検討会を開催し、福祉事業所において、木製玩具の一部を製作することになりました。今後も、木製玩具の製作における技術的支援等を中心に、取組を進めていく必要があります。〔林業分野における福祉との連携推進事業／農林水産部森林・林業経営課〕
- ・ 県で実施したモデル事業の成果を生かして志摩市内の福祉事業所がカキ養殖業に新規に参入したほか、福祉事業所の漁労関連作業の受託についてコーディネートを行い、県内8つの福祉事業所で14件（うち新規8件）の作業を受託するなどの成果が得られました。今後は、漁業への障がい者就労を拡大するため、水福連携に取り組む地区の拡大や新たな漁業種類への波及を図る必要があります。〔水福連携による担い手育成事業／農林水産部水産資源・経営課〕
- ・ 障がい者の働く場を拡充するため、県内4か所に設置されている社会的事業所（注）の運営を支援しました。また、障害福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着を支援しました。引き続き、障がい者の働く場の拡充と職場定着を支援する必要があります。〔障がい者就労支援事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、ステップアップカフェ「Cottic菜」を活用し、県民や企業の障がいへの理解を深める講座の開催や、多様な機関で構成する「三重県障がい者雇用推進協議会」において、それぞれの取組に関する情報交換を実施するなど、障がい者の就労への環境づくりに努めました。

また、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークの登録企業等を対象とした企業見学会や、障がい者就労支援機関との意見交換会の開催のほか、障がい者雇用アドバイザーによる雇用支援制度の周知、ハローワークと連携した就職面接会の開催により企業の障がい者雇用への支援に努めました。

さらに、企業や社会福祉法人等の多様な委託先による障がい者の態様に応じた能力開発の機会の提供など円滑な就労に向けた支援、「Cottic菜」における障がい者の就労体験や製作した商品の販売支援などにより障がい者の就労意欲の醸成に努めました。〔障がい者の雇用促進・障がい者委託訓練／雇用経済部雇用対策課〕

### （3）障がい者の権利擁護の推進

- ① 障がいを理由とする差別の解消
- ② 障がい者虐待の防止
- ③ 権利擁護のための体制の充実

- ・ 障害者差別解消法の施行に伴い、相談窓口の設置や「三重県障がい者差別解消支援協議会」の設立を行うとともに、障がい者差別解消セミナーを開催して啓発を行いました。〔障害者差別解消法関連事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 三重労働局や県内のハローワークと連携を図りながら、さまざまな機会を通じ雇用

の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図りました。〔障がい者の雇用促進／雇用経済部雇用対策課〕

- ・ 虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、障がい者虐待防止・権利擁護研修会を開催し、関係者の意識の醸成を図りました。〔障がい者権利擁護推進事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 専門家チーム会議を4回開催し、事例の検討を行いました。また、事案に対する助言をいただき事業所への指導の参考としました。〔障がい者虐待防止対策（専門性強化）支援事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 判断能力が不十分な障がい者や高齢者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／健康福祉部地域福祉課〕

#### （4）地域生活への移行と地域生活の支援

##### ① 地域生活への移行と地域生活の支援

##### ② 地域生活への移行を支える相談支援体制の整備

- ・ 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備を促進しました。〔障がい者の地域移行受け皿整備事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 事業所からの問い合わせ・相談への対応や、新規事業所研修会や集団指導等を通じ、適切なサービスの提供が行われるよう、情報提供を行うことにより事業所を支援しました。〔障がい福祉サービス事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しました。また、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めました。引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、人材育成による相談支援の質の向上に努める必要があります。〔障がい者相談支援体制強化事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 24時間、365日、精神科医療を提供するため、精神科救急医療体制を整備し、精神疾患を有する方の支援を行いました。一方、一般救急との連携を密にすることなどにより、身体合併症患者の医療提供体制を確保していく必要があります。〔精神科救急医療システム運用事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ・ 判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ・ 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／健康福祉部地域福祉課〕

#### （5）インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- ① 障がいのある子どもたちの自立と社会参画を実現するための早期からの一貫した

## 支援の推進

### ② 特別支援学校のキャリア教育の推進

### ③ 交流及び共同学習の推進

特別支援学校のセンター的機能として、小中学校及び高等学校等の要請に応じて指導・助言を行うことにより、各校における支援体制の整備を進めることができました。引き続き、市町教育委員会等の関係機関と連携し、特別支援教育の充実を図る必要があります。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕

各特別支援学校におけるキャリア教育プログラムの作成と活用を促進したことにより、一人ひとりの発達段階に応じた課題が明確になり、授業の改善につなげることができました。また、生徒の職業観や勤労観を育むため、早期からの計画的な職場実習を実施するとともに、企業等と連携した技能検定を実施しました。引き続き、特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、計画的、組織的なキャリア教育を推進する必要があります。〔特別支援学校就労推進事業／教育委員会特別支援教育課〕

各特別支援学校において、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが共に学ぶ機会として、交流及び共同学習を継続的・計画的に実施することができました。引き続き、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶことができる場面の一つとして交流及び共同学習を進めます。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 三重県経営者協会と日本労働組合総連合会三重県連合会で構成する「三重労使雇用支援機構」では、障がい者が地域産業の担い手の一人となることをめざす「障がい者ステップアップ推進運動」に取り組む中で、障がい者雇用推進につなげていくための事例発表会を開催しました。

(事例2) 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会とNPO三重県精神保健福祉会では、精神障がい者が社会の中で自分らしく暮らし、家族が安心して生活できる社会の創生をめざして、「第9回全国精神保健福祉家族大会～みんなねっと三重大会～」を開催しました。

(事例3) 平成29年3月に津市で、平成28年4月に発生した熊本地震の支援活動報告及び三重の防災・取組の現状について、三重県県聴覚障害者支援センターが聴覚障害者災害支援サポーター養成講座を行いました。

(事例4) 地域で生活している障がい者を支援するため、身体障害者相談員及び知的障害者相談員等が一堂に会して、障がい者の人権や最近の諸問題等について情報共有を図り、相談対応能力の向上と相談員間の連携に取り組んでいる団体があります。

(事例5) わが子のことだけに気を取られないで、親も自分の人生を楽しむことに目を向けていただくために人権問題研修を実施し、“親も自分らしく生きるために”と題して参加型の研修を行っている団体があります。



## (2) 市町の取組事例

- 鈴鹿市では、市とハローワーク鈴鹿等が主催し、共生社会実現へ向け、障がい者に就労機会を提供し、福祉事業所の商品、サービスを応援するため、多くの方が出会う場所として、障がい者の就労マルシェを開催しています。企業等の就職説明会で障がい者と企業をつなぎ、福祉事業所の販売やイベントで障がい者と市民をつないでおり、1,000人を超える入場者が集まりました。
- 松阪市では、「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」(平成26年4月施行)に基づき、施策を推進しました。また、伊勢市でも「伊勢市手話言語条例」を平成28年4月に施行し、手話の理解、普及及び地域における手話の使用しやすい環境構築に向けた取組を進めました。
- 伊勢市では、これまで障がいについて知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかったりした皆さんに、障がいへの理解を深めてもらい、障がいのある人への支援につなげる取組として、平成28年12月に県内で初めての取組となる「障がい者サポーター制度」を創設しました。
- 玉城町では、障害者差別解消法に関する講演会を開催するとともに、町民の理解が広がるよう啓発方法を工夫し、子どもたちでもわかる劇を、自立支援協議会・くらし部会が上演しました。
- 名張市では、平成28年3月に「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」を策定し、平成28年度において、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに向けたイベントを開催しました。

### ■ 今後の取組方向 (平成29年度以降の取組方向)

- 「三重県障害者施策推進協議会」等を開催し、意見や助言を得ながら障がい福祉施策の充実を図るとともに、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(平成27～29年度)が最終年度を迎えることから、同プランに基づく取組や実績等をふまえながら、平成30年度から平成32年度を計画期間とする新たなプランの策定に取り組めます。
- 精神保健分野の地域連携体制の充実のため、各種研修会や連絡協議会を開催し、精神保健福祉分野の課題を整理するとともに、人材育成のための取組を進めます。また、次回の精神保健福祉法改正に向けて、措置入院患者の地域定着支援を促進できるよう各圏域で体制を整備します。
- 三重県障害者社会参加推進センターに委託して、さまざまな障がいにつながる各種事業を総合的に実施し、地域と連携して取組を進めることにより、障がい者の理解促進を図ります。
- 障がい者スポーツの裾野の拡大に向けて、地域における普及啓発を進めるとともに、選手の発掘・育成や練習環境の整備等に取り組めます。また、平成28年度に本県で合宿を行った競技団体に対して、継続的な合宿招致を行うとともに、障がい者スポーツへの参加意欲や県民の関心を高めるため、県内での大規模大会の開催誘致に向けた取組を進めます。
- 障がい者団体等と連携して「障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、知事連盟に参加している都道府県との連携を図ること等により、障がい者の社会参加の促進に向けて取り組めます。
- 障がい者の就業と職場定着の支援、社会的事業所の安定的な運営を支援するための取

組を進めます。

- 相談窓口に寄せられた事案への対応、「三重県障がい者差別解消支援協議会」での相談事案の解決事例や合理的配慮に関する優良事案等についての情報共有、フォーラムの開催等による啓発活動等を行います。
- 平成28年度に策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使いやすい環境の整備を進めます。
- より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的な相談支援と広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援します。また、相談支援員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 三重県精神保健福祉審議会精神科救急医療システム検討部会等により、一般救急との連携も含めた精神科救急医療システムの課題について協議します。
- 県内の障がい者の雇用を促進するため、障がい者雇用への理解促進、雇用支援制度の周知、障がい者の職場定着の推進に向けた支援、障がい者雇用促進に係る課題把握と対応策の検討に取り組みます。
- 一般就労を希望する障がい者等を対象に、民間企業等への委託により、職業訓練を実施します。
- 農林水産分野において、福祉事業所等と連携し、生産事業者、加工事業者等での、障がい者の雇用、就労の拡大を図るため、ジョブトレーナーの育成、就労体験やモデル事業の実施、あっせん体制の整備、両者のマッチング支援等を進め、取組事例の情報発信を含め、関係者への普及啓発を行います。
- 幼稚園・認定こども園・保育所、小中学校や高等学校において、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの個別の指導計画の作成と活用、パーソナルカルテを活用した支援情報の引継ぎを行うことにより、一人ひとりの障がいの状態に応じた指導・支援の充実を図ります。
- 特別支援学校においては、児童生徒の自立と社会参画に向けて、各発達段階に応じて育みたい能力や態度を考慮した特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成し、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。

\*\*\*\*\*

注) グループホーム

障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

注) 社会的事業所

障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や就労継続支援事業所等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

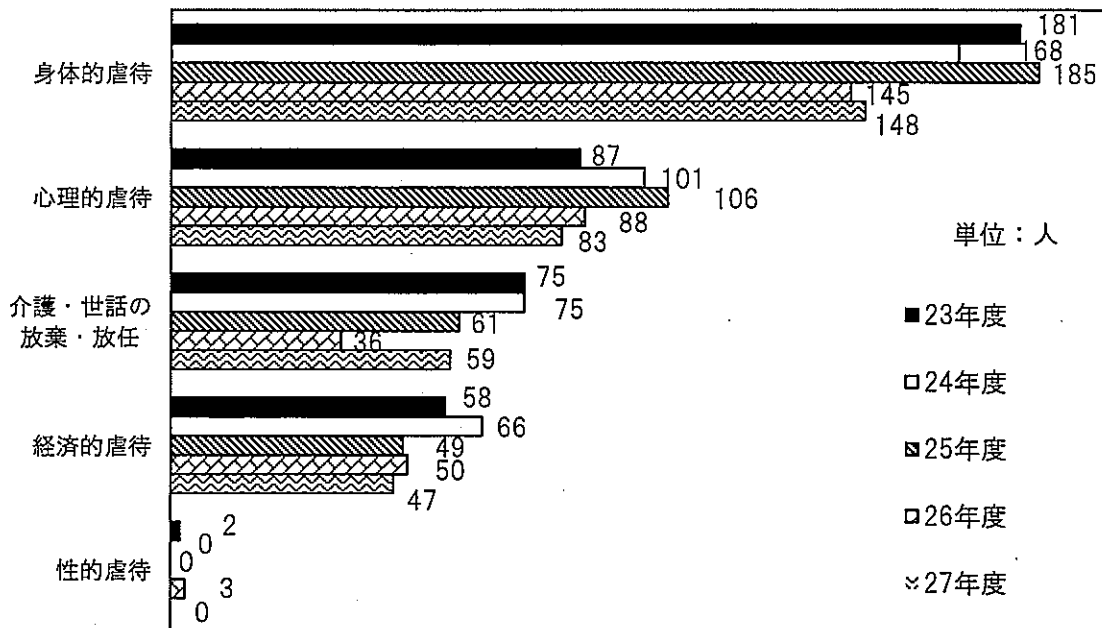
## 〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 405

## 高 齢 者

## ■ データからみた状況

## 高齢者虐待（養護者による）の事実確認状況



(複数種類の虐待を受けている場合は、重複して計上しています。)

資料：三重県調べ（健康福祉部長寿介護課）

## データに関するコメント

県では、平成18年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。県内での平成27年度中の虐待に関する相談通報件数は527件ありましたが、このうち230件が虐待と判断されました。

## 1 県の主な取組状況（平成28年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

## (1) 高齢者の社会参加、参画の促進と交流

- ① 老いや介護に関する正しい理解の普及
- ② 文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動へ参加するための環境整備
- ③ 多様な雇用・就業機会の確保とシルバー人材センターの機能強化

高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、市町を通じて老人クラブ（延べ1,700クラブ）の活動費の助成を行うとともに、三重県社会福祉協議会に委託して地域シニアリーダー養成研修（22団体養成）を実施しました。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ選手・監督

(123人)を派遣しました。一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加し、ゴミ出し等の生活支援サービスのニーズが高まっている中で、元気な高齢者が生活支援の担い手となることが期待されています。〔高齢者健康・生きがづくり支援事業、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金／健康福祉部長寿介護課〕

・公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎(3駅)のバリアフリー化に支援しました。バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バス等のバリアフリー化が進むよう、国、関係市町、事業者等と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／健康福祉部地域福祉課〕

・働く意欲のある高齢者に対して地域生活に密着した就業の機会を提供する、シルバー人材センターの取組を促進するため、三重県シルバー人材センター連合会の運営に対して支援を行いました。今後も、高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を発揮するための就業ニーズに対応していく必要があります。〔シルバー人材センター促進事業／雇用経済部雇用対策課〕

## (2) 高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進

### ① 地域包括ケアシステムの構築と介護保険サービス提供基盤の整備の推進

・「みえ高齢者元気・かがやきプラン(第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画)」(平成27年度～平成29年度)に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めました。高齢化の進行に対応するため、引き続き、計画に基づき取り組んでいくことが必要です。〔介護保険制度施行経費／健康福祉部長寿介護課〕

・地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修(参加者241人)を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣(13人)しました。また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)への円滑な移行に向けての勉強会(8市町参加)や介護予防市町・事業者担当者研修を開催し、市町を支援しました。その結果、平成28年度は8保険者(10市町)が新しい総合事業に移行しました。さらに、在宅医療・介護連携を強化するため、地域別広域調整会議を県内13か所で開催し、市町、地域包括支援センター、郡市医師会と情報交換を行いました。引き続き、新しい総合事業の充実に向けて市町を支援するとともに、在宅医療・介護連携の推進を図る必要があります。〔地域包括ケア推進・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

・特別養護老人ホームへの入所待機者を解消するため、入所基準の適正な運用に向けた施設の訪問調査(20施設)を行うとともに、広域型特別養護老人ホーム(250床)の整備を進めました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型特別養護老人ホーム(3施設)や認知症高齢者グループホーム(5施設)、小規模多機能型居宅介護(2施設)等の地域密着型サービスの整備について、市町を支援しました。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、認知症高齢者や中重度の要介護者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを整備する市町を支援する必要があります。〔介護サービス基盤整備補助金／健康福祉部長寿介護課〕

- ・ 軽費老人ホーム（35 施設）の運営に対して補助を行いました。今後も居宅での生活が困難な高齢者が、低額な料金で安心して生活できるよう、安定した施設運営を支援する必要があります。〔軽費老人ホーム運営費補助金／健康福祉部長寿介護課〕
- (3) 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実
  - ① 質の高い介護サービス提供への取組
  - ② 福祉人材の安定的確保
  - ③ 健康づくり活動の展開と効果的な介護予防事業の実施
- ・ 平成 28 年度から拡充した研修制度に基づき、介護支援専門員専門研修（参加者 708 人）や新設された主任介護支援専門員更新研修（参加者 203 人）等を実施しました。また、認定調査員の育成のため、新任認定調査員研修を実施するとともに、要介護認定の適正化を図るため、介護認定審査会運営適正化研修を実施しました。さらに、介護サービス情報の公表や苦情処理体制の整備に取り組みました。引き続き、介護支援専門員の資質向上や、要介護認定の適正な実施に向けて取り組む必要があります。〔介護支援専門員資質向上事業、認定調査員等研修事業、介護サービス情報の公表推進事業／健康福祉部長寿介護課〕
- ・ 介護保険を利用する低所得者の利用者負担を軽減することにより介護サービスを利用することができるよう、ホームヘルプサービス、通所介護サービス等の利用者負担の軽減を行う社会福祉法人（143 法人）を支援しました。利用者負担の軽減を実施する法人をさらに増やしていく必要があります。〔ホームヘルプ等利用者負担軽減事業費補助金／健康福祉部長寿介護課〕
- ・ 判断能力に不安のある高齢者等が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ・ 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ・ 介護従事者を確保するため、県福祉人材センターにおいて無料職業紹介やマッチング支援等の事業を実施しました。〔福祉人材センター運営事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ・ 平成 28 年度から拡充した研修制度に基づき、介護支援専門員専門研修（参加者 708 人）や新設された主任介護支援専門員更新研修（参加者 203 人）等を実施しました。また、認定調査員の育成のため、新任認定調査員研修を実施するとともに、要介護認定の適正化を図るため、介護認定審査会運営適正化研修を実施しました。さらに、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員の養成にも取り組みました。引き続き、介護支援専門員の資質向上や、要介護認定の適正な実施等に向けて取り組む必要があります。〔介護支援専門員資質向上事業、認定調査員等研修事業、介護施設等職員研修事業／健康福祉部長寿介護課〕
- ・ 地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修（参加者 241 人）を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣

(13人)しました。また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)への円滑な移行に向けての勉強会(8市町参加)や介護予防市町・事業者担当者研修を開催し、市町を支援しました。引き続き、効果的な介護予防事業の充実に向けて市町や地域包括支援センターを支援する必要があります。〔地域包括ケア推進・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

#### (4) 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

##### ① 高齢者虐待の防止と適切な対応

##### ② 認知症総合対策の推進

- ・ 家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設職員等を対象とした権利擁護研修等を実施しました。今後も、高齢者の権利擁護のための取組を強化する必要があります。〔認知症地域生活安心サポート事業／健康福祉部長寿介護課〕
- ・ 認知症の早期発見・早期治療を図るため、専門医療を提供する認知症疾患医療センターの運営や、認知症サポート医の養成研修への助成を行うとともに、従来のかかりつけ医に加え、新たに歯科医師・薬剤師を対象とした認知症対応力向上研修を実施しました。引き続き、医療と介護の連携強化を進める必要があります〔認知症ケア医療介護連携事業／健康福祉部長寿介護課〕
- ・ 認知症コールセンターを設置するとともに、認知症サポーターを養成(平成28年度末現在142,300人)することにより、認知症の方や家族への相談・支援体制の充実に取り組みました。引き続き、地域での相談・支援体制の整備を図る必要があります〔認知症地域生活安心サポート事業／健康福祉部長寿介護課〕
- ・ 「認知症サミット in Mie」の開催を支援しました。今後は、同サミットの提言である「パール宣言」もふまえて、認知症施策のさらなる充実を進める必要があります。〔認知症ケア医療介護連携事業、認知症地域生活安心サポート事業／健康福祉部長寿介護課〕
- ・ 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／健康福祉部地域福祉課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間(企業、住民組織、NPO・団体等)の取組事例

(事例1) 伊勢市のNPOが、病気や障がいがあっても最期まで住み慣れた地域で暮らせるようにと、三重県で初となる空き家を活用したケア付きの共同住宅(ホームホスピス)を開所しました。

(事例2) 「認知症サミット in Mie」が、四日市市で開催され、サミットの成果として、「認知症の国際連携」、「認知症のひとへの地域支援」等の5項目で構成される「パール宣言」が発表されました。

(事例3) スーパーマーケットを経営する企業では、新店舗のオープンに向け、認知症

の方及びその家族をサポートすることができるよう、従業員が認知症サポーター養成講座を受講し、認知症への正しい理解に基づく対応等を学んでいます。

(事例4) 高齢者の日常生活支援と孤立化防止のための交流促進を目的として、地域の高齢者が主体となって、外出支援や家事等のちょっとした生活の困りごとへの対応や地域の美化活動等を活用した交流イベントの実施等、同世代の支え合い活動に積極的に取り組んでいるNPOがあります。

(事例5) 金融機関やJAをはじめ地域に本社や営業所等を置く企業等では、高齢者が暮らしやすいまちづくりを目的とした取組や、高齢者の見守り等活動に関する協定を地元自治体と締結し、行政・地域と一体となり、高齢化地域の活性化に取り組んでいます。

## (2) 市町の取組事例

- 津市では、認知症の方が徘徊等のために行方不明になったときに、その早期発見・保護につなげ、認知症の方や家族の負担を軽くすることを目的に「徘徊SOSネットワーク津」を設置し、平成28年4月から運用を開始しました。また、尾鷲市でも同様の取組を7月から開始するなど、こうした取組が県内各地に広がっています。
- 伊勢市では、認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方本人やその家族が利用できる市の制度やサービスを中心に、知っておきたい認知症の基礎知識等の情報をまとめた「認知症あんしんガイドブック」を作成し、配布しています。
- 名張市では、15の地域に「まちの保健室」を設置し、住民の福祉総合窓口として、社会福祉制度や健康づくり、見守り等の生活課題への対応を行っています。

## ■ 今後の取組方向 (平成29年度以降の取組方向)

- 元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献等の活動を支援します。また、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に三重県選手団を派遣します。
- 「みえ高齢者元気・かがやきプラン(第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画)」(平成27～平成29年度)に基づき、地域包括ケアシステムの整備を着実に進めるとともに、同計画に基づく取組や実績等を検証し、保健医療計画との整合性も図りながら、平成30年度から平成32年度を計画期間とする新たな計画の策定に取り組めます。
- 在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣します。また、平成29年度から全ての市町で実施される新しい総合事業の充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の一層の推進に向けて、研修の実施や好事例の情報提供等により市町を支援します。
- 施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い人が適正に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- 介護サービスを充実させるため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修

を実施するとともに、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。また、介護サービス情報の公表等に取り組みます。

- 認知症の方や家族を支援するため、関係者間の情報共有ツールの普及・活用や、認知症疾患医療センターの充実、認知症サポート医の養成等により、認知症の早期発見・早期治療のための体制整備を図ります。また、認知症コールセンターの利便性の向上、認知症サポーターの養成とさらなる活躍の場の創出、民間企業・団体との協力関係の強化等により、地域における相談・支援体制の充実を図ります。さらに、県内のものづくり産業と連携し、介護現場や家族のニーズに沿った介護機器の普及を進めるなど、ソフトとハードの両面から認知症施策の拡充を図ります。

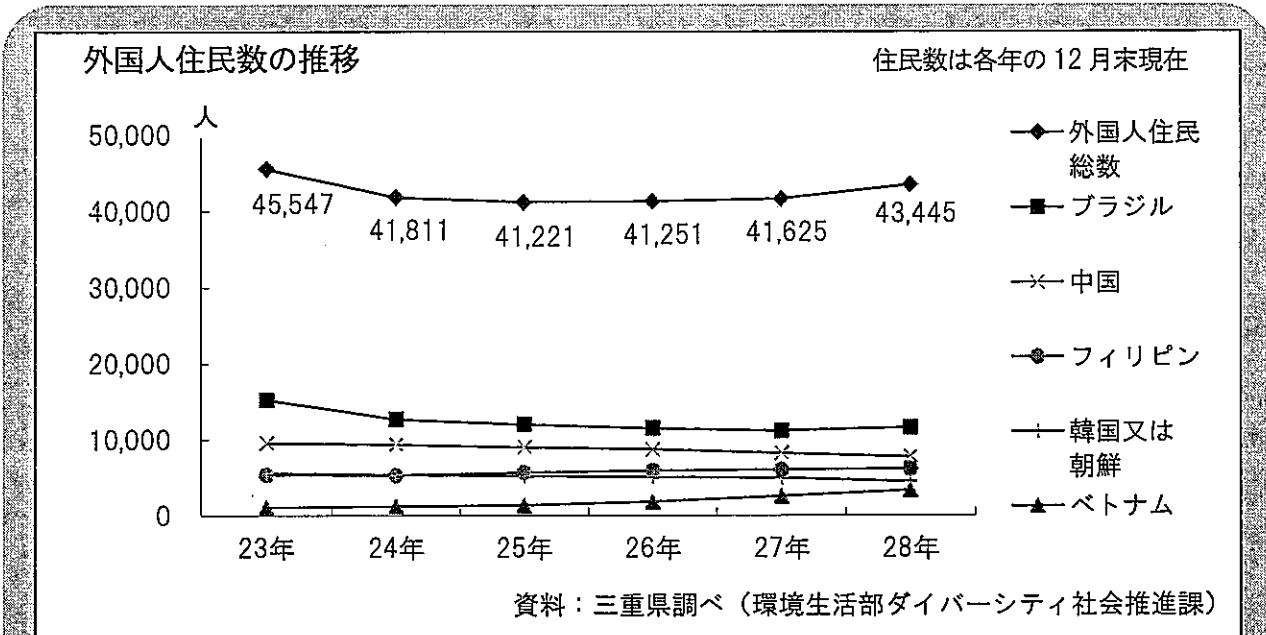


## 〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 406

## 外国人

## ■ データからみた状況



## データに関するコメント

平成28年12月末現在の三重県の外国人住民数は、43,445人（前年比1,820人、4.4%増）で3年連続の増加となりました。県内総人口に占める外国人住民の比率は、2.36%となりました（法務省統計では平成27年12月現在で全国第4位）。本県の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジルが11,578人で全体の26.6%を占め、以下中国、フィリピン、韓国、ベトナムと続いており、上位5か国で76.5%を占めています。（平成23年12月以前は外国人登録法に基づく外国人登録者数）

## 1 県の主な取組状況（平成28年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

## (1) 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 多文化共生への環境づくり
- ② 国際理解教育及び国際理解等に関する啓発の推進
- ③ 外国人住民に関する歴史や現状等についての学習・啓発の推進

- ・ 市、経済団体、NPO等、さまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベント等に取り組み、多文化共生社会づくりを進めました。多文化共生社会づくりに向けて、新たな団体等との協創の充実に取り組む必要があります。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 東海4県1市が連携して開催する「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナーを、四日市市で開催しました。日本で働く外国人が増えていることから、外国人労働者の適正雇用について企業に働きかけていく必要があります。

ます。〔多文化共生がもつ力の活用事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 多文化共生や国際貢献を推進するキーパーソンとなりうる学校等の職員の人材育成を目的として国際理解研修を実施しました。伊勢志摩サミットを契機に県民に芽生えた国際理解の意識を、多文化共生社会に導くものとするため、外国の文化を理解するのみでなく、県民と身近にいる外国人住民との交流を通じて、異なる文化を対等なものとして認めあい、理解しあう機会を提供します。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 多文化共生啓発イベントでは、外国人住民による発表やワークショップでの各国の文化紹介、多文化共生を考えるセミナーを行ったことで、地域住民の多文化共生への理解につなげることができました。多文化共生のための啓発イベントを新たな地域で開催し、さまざまな主体に参画していただくことで、多文化共生の意識の浸透を図ります。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

## (2) 文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援

- ① 外国人労働者の相談窓口の充実
- ② 外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備
- ③ 外国人住民への情報提供、相談窓口の充実
- ④ 外国人住民の居住の安定確保に関する支援
- ⑤ 外国人住民への防災に関する支援

- ・ 三重県労働相談室において、外国人住民から寄せられるさまざまな労働相談に対してアドバイスを行うとともに、ポルトガル語・スペイン語通訳による電話相談に対応しました。引き続き、外国人住民向け労働相談の効果的な周知に努めていく必要があります。〔中小企業労働相談事業（ポルトガル語・スペイン語通訳による相談等）／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語及び中国語の医療通訳者を養成する研修を、病院での実地研修も加え開催しました。研修受講者には実際に通訳者として活動できるよう、通訳ボランティアの派遣を行っている団体等を紹介しました。また、「外国人への医療を考えるセミナー」を開催することで、医療従事者等による医療通訳への理解を深めることができました。育成した医療通訳者が活躍する場（医療機関等）を広げる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人エイズ患者の診療が円滑に行われるよう病院に通訳を派遣する体制を整えました。平成28年度の利用実績はありませんでしたが、今後も継続していく必要があります。〔エイズ等対策事業／健康福祉部薬務感染症対策課〕
- ・ 外国人住民の地域社会への参加・参画を進めるため、健康、安全、教育、文化等の行政・生活情報を、多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）で提供しました。外国人住民数の増加に伴い、日本での生活ルールについての文字情報や、年金制度について説明する映像情報を提供したところ、多くの閲覧がありました。より多くの国籍の外国人住民に対して、より関心が高い話題を取り上げていく必要があります。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイ

バーシティ社会推進課]

- 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談内容について、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語（7言語）での窓口及び電話相談に応じました。また、市町、市町国際交流協会、NPO等の外国人住民向け相談員や、外国人住民に直接接する業務を担当する職員等に対して、相談を受けるにあたっての心構えや対応方法について、臨床心理士や実践者からノウハウを学ぶ、外国人相談窓口担当者を対象とした研修を開催しました。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- 市民活動の一環として開設されている日本語教室の日本語指導ボランティアが、学習者の多様なニーズに対応できるよう、市町等と連携して、研修を実施しました。すでに日本語教室で教えているボランティアを対象にスキルアップ研修を実施しました。また、必要な情報を外国人住民にもわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図るため、国際交流員による出前講座を行いました。〔情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- 外国人入居者に共同生活ルールを理解してもらえるよう「県営住宅だより」の外国語版（ポルトガル語、スペイン語版）を配布しました。また、外国人入居者からの問い合わせ等に対して迅速な対応ができるよう、「通訳付き電話相談窓口（3者通話可能）」を1回線設けました。〔公営住宅管理事業／県土整備部住宅政策課〕
- 大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うため、各市町単位で外国人住民への支援活動を行う「災害時外国人サポーター」を養成する研修と、外国人住民を主な対象とした避難所訓練を、市町、市町国際交流協会、NPO、企業等さまざまな主体と連携して開催しました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

### (3) 外国人の権利擁護と社会参画の促進

① 外国人住民による行政への参画の促進

② 外国人児童生徒への教育支援

③ 学習内容・指導方法及び教材の開発・普及、研修の充実

- 有識者、NPO、経済団体、外国人住民、市町等で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催して、多文化共生社会づくりに向けた取組の成果を検証しました。また、外国人住民等が地域住民の一員としての認識を持ち、責任を果たしていく土壌をつくるとともに、外国人住民等の意見を取組に反映させるため「三重県外国人住民会議」を新たに開催しました。外国人住民には、アクティブシチズンとして、地域への参加・参画が求められています。〔多文化共生がもつ力の活用事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけ、自己実現が図られるよう、県内7市において、「初期適応指導教室」を開設し、日本語指導を行うとともに、進路ガイダンスを開催し、外国人児童生徒やその保護者に進路の情報を提供しました。また、外国人児童生徒の学力及び社会参画の育成のため、「JSLカリキュラム」の考え方をもとにした事例の普及や研修を行いました。〔外国人児

童生徒教育への支援事業／教育委員会小中学校教育課]

外国人の先輩のメッセージを紹介するキャリアガイドDVDを学校現場でも活用していただくため、外国人児童生徒教育担当者会議において説明し、希望者に配布しました。外国につながる子どもたちや保護者が、職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や日本語、母国語の習得に意欲的に取り組めるよう、啓発事業等さまざまな機会を通じて活用していきます。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

三重県総合教育センターと連携して、「JSLカリキュラム」に係る研修会を実施するとともに、「JSLカリキュラム」の考え方を生かした授業の成果を外国人生徒対象のアンケートを活用して検証しました。〔社会的自立を目指す外国人生徒支援事業／教育委員会事務局高校教育課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 外国につながる親子を対象に、日本語習得及び母語保持のための多言語による読み聞かせ教室を開催している団体があります。その団体では、志摩地方の民話「だんだらぼっち」を素材にした、日本語及び母語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語）で読み聞かせることができる教材を制作しています。

(事例2) 外国につながる子どもたちの適切な進路保障のために、特に知っておく必要がある、国籍・在留資格に関する知識をまとめた「外国につながる子どもたちを見守るためのハンドブック」を作成して、県内の公立保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に配布している団体があります。

(事例3) 国際交流の推進を目的とする団体が、行政等と連携し、来場者が一体となり、歌や踊りを楽しんだり、さまざまな国の食べ物を食べたりして、外国人住民と日本人住民及び外国人住民同士の親睦を図り、それぞれの文化を理解し交流を深めるイベントを開催しました。

(事例4) 地元の工場で働く外国人の技能実習生が講師となり、地元住民等を対象に、中国語講座を設けています。互いのコミュニケーションを兼ね、学び合いながら交流を深めています。

### (2) 市町の取組事例

○ ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び国際交流協会により平成13年に設立された「外国人集住都市会議」では、外国人住民に係る施策や活動状況の情報交換や国、県及び関係機関への提言等を行っています。三重県でも、津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市が参加しています。

○ 伊賀市は、平成28年8月に、外国人住民の生活相談や多言語による情報提供を行うほか、日本人住民と外国人住民の交流ができるスペースを備えた「伊賀市多文化共生センター」を開所しました。

## ■ 今後の取組方向（平成 29 年度以降の取組方向）

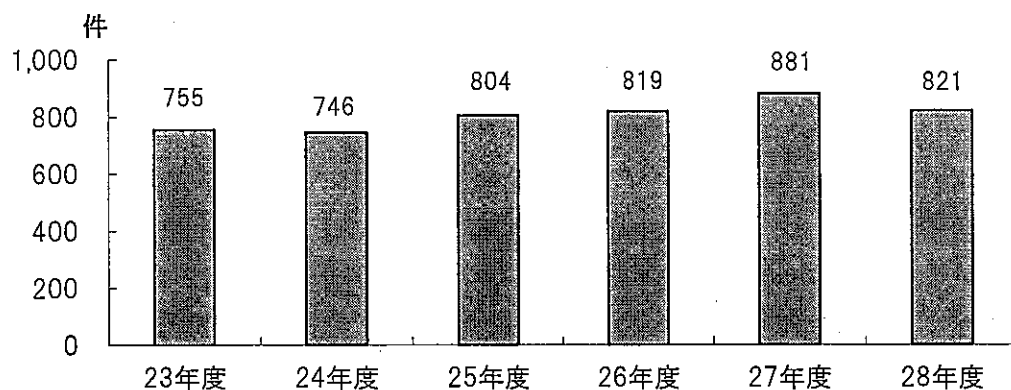
- 「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、外国人住民等が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参画する仕組みづくりなどに取り組みます。ダイバーシティという新たな観点から関係部局と連携して取り組むことで、多文化共生社会づくりをより一層進めます。
- 外国人住民が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、必要な情報の多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）での提供や、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに向けた啓発イベント等を開催します。また、伊勢志摩サミットの成果を次世代につなげるため、外国人住民による国際理解事業に取り組みます。
- 外国人住民が多く在住する市町を中心に、日常的な生活支援を行う体制が整ってきていることから、広域で解決すべき、医療通訳の計画的な育成や防災意識の向上、新たな課題である消費者被害の防止等について、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組みます。
- 外国人児童生徒の在籍状況の広域化が進む中、多文化共生の視点に立った教育の充実を図り、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう支援を行っていきます。また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。

## 〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 407 **患者等** (患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等)

## ■ データからみた状況

医療相談件数の推移



資料：三重県調べ（健康福祉部医療対策局医務国保課）

## データに関するコメント

医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高さから、平成28年度の相談件数は、821件でした。

## 1. 県の主な取組状況（平成28年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

## (1) 患者本位の医療体制づくりの推進

- ① インフォームド・コンセントの推進
- ② 患者本位の切れ目のない医療提供体制の構築
- ③ 医療情報の提供による医療機関の適切な選択の支援
- ④ 医療従事者への啓発の推進

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／健康福祉部医療対策局医務国保課〕
- ・ 三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族の悩みや不安等の相談に対応するとともに、県内の各がん診療連携拠点等の病院や患者会等との連携を進めました。社会保険労務士によるがん患者の就労相談を実施するとともに、企業の人事担当者に対してがん患者の就労支援に関する説明を行うなど、仕事とがん治療の両立を支援する体制の充実に努めました。

今後は、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療に係る医療機関の情報等の提供体制を充実していきます。〔がん患者等相談支援事業／健康福

祉部医療対策局健康づくり課]

- ・ 救急医療情報システムの充実を図るため、新規開業者を中心にシステムへの参加を働きかけました。新たな参加医療機関はあるものの、廃業等による医療機関の減少もあり、全体としてはほぼ増加はありませんでした。〔救急医療体制推進・医療情報提供充実事業／健康福祉部医療対策局地域医療推進課〕
- ・ 医療機関従事者等の医療安全意识や、医療安全対応力の向上を図るため、医療安全に関する研修会の開催等により、患者の視点に立った医療の安全・安心に関する情報を関係機関に提供しました。〔医療安全支援事業／健康福祉部医療対策局医務国保課〕

## (2) 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ① HIV感染症・エイズに対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ② ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③ 難病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ・ 「HIV検査普及週間」(6月1日～7日)及び「世界エイズデー」(12月1日)等に、研修会、展示会、街頭キャンペーンの実施やラジオ、ホームページ、広報紙等によって、県民に対し正しい知識の普及、啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。

今後、効果的な普及啓発活動を行っていく必要があります。〔エイズ等対策事業／健康福祉部薬務感染症対策課〕

- ・ ハンセン病問題の歴史と三重県との関わりなども含めたハンセン病の理解啓発に関するパネル展示、写真集、パンフレットの掲示等を県庁舎や県立図書館で行い、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めました。また、菰野町において、証言記録映像の上映とハンセン病問題のシンポジウムを開催しました。

今もなお、多くのハンセン病元患者が家族や友人、地域から分断されたまま過ごしているように、依然として差別は残っており、引き続きハンセン病の正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔ハンセン病に対する理解の推進／健康福祉部医療対策局医務国保課〕

- ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、各患者会との協力のもと、難病患者を対象とした学習会及び交流会を開催しました。また、「三重県難病医療連絡協議会」では、医療従事者及び介護従事者を対象とした、難病研修会を平成29年3月に開催し、難病への理解を深めました。引き続き、難病に対する正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔難病相談・支援センター事業費／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

## (3) 医療・生活支援体制の充実

- ① 医療相談体制の充実
- ② HIV検査体制・エイズ相談及び患者への医療・社会生活支援の充実
- ③ ハンセン病元患者のための療養生活の支援
- ④ 難病患者への医療・生活支援

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／健康福祉部医療対策局医務国保課〕

- ・ 県内各保健所(四日市市保健所を含む)において、感染の心配のある方に無料・匿

名の検査・相談を実施しました。平成 28 年度の検査件数は、1,337 件、相談件数は 284 件でした。受検者が減少傾向にあるため、今後は、普及啓発活動や検査体制の整備が必要です。〔エイズ等対策事業／健康福祉部薬務感染症対策課〕

- ・ ハンセン病元患者への生活支援のため、県出身者が入所している療養所への訪問や集団里帰りを実施しました。また、療養所退所者等に対する相談窓口の設置や専門医による診察・相談を実施するとともに、療養所入所者家族に対して生活援護を行いました。療養所入所者等の高齢化に伴うニーズの変化をふまえた支援が必要となっています。〔ハンセン病元患者への生活支援事業／健康福祉部医療対策局医務国保課〕
- ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、平成 28 年 1 月より難病相談支援員を 1 名増員し、在宅難病患者等の相談・支援、患者会活動の促進及び就労支援等を行い、難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安解消に努めました。引き続き、地域の医療機関、市町との連携のもとに、難病患者等の療養上の不安解消を図り、適切な難病在宅支援を行っていく必要があります。〔難病相談・支援センター事業費〕／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例 1) 外国人患者の人権に配慮した医療通訳のノウハウについて研修を受けた方を医療パートナーとして登録し、医療機関や保健センターに派遣する事業を行っている団体があります。

(事例 2) 難病患者が抱える医療助成の支給が一部であったり、難病認定に時間がかかったり、患者数が少なく薬の開発につながりにくかったりするといった課題の改善に取り組んでいる団体があります。

## ■ 今後の取組方向（平成 29 年度以降の取組方向）

- 難病対策については、関係機関との連携強化を図りながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、難病についての正しい知識の普及啓発を行っていきます。また、相談支援や情報提供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。
- がん対策については、県内の拠点病院、準拠点病院及び推進病院を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施します。
- 引き続き、エイズに関する正しい知識の普及啓発、相談、検査、医療体制の充実等の取組を進めていきます。
- ハンセン病に対する地域における偏見・差別を解消するため、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を引き続き推進します。

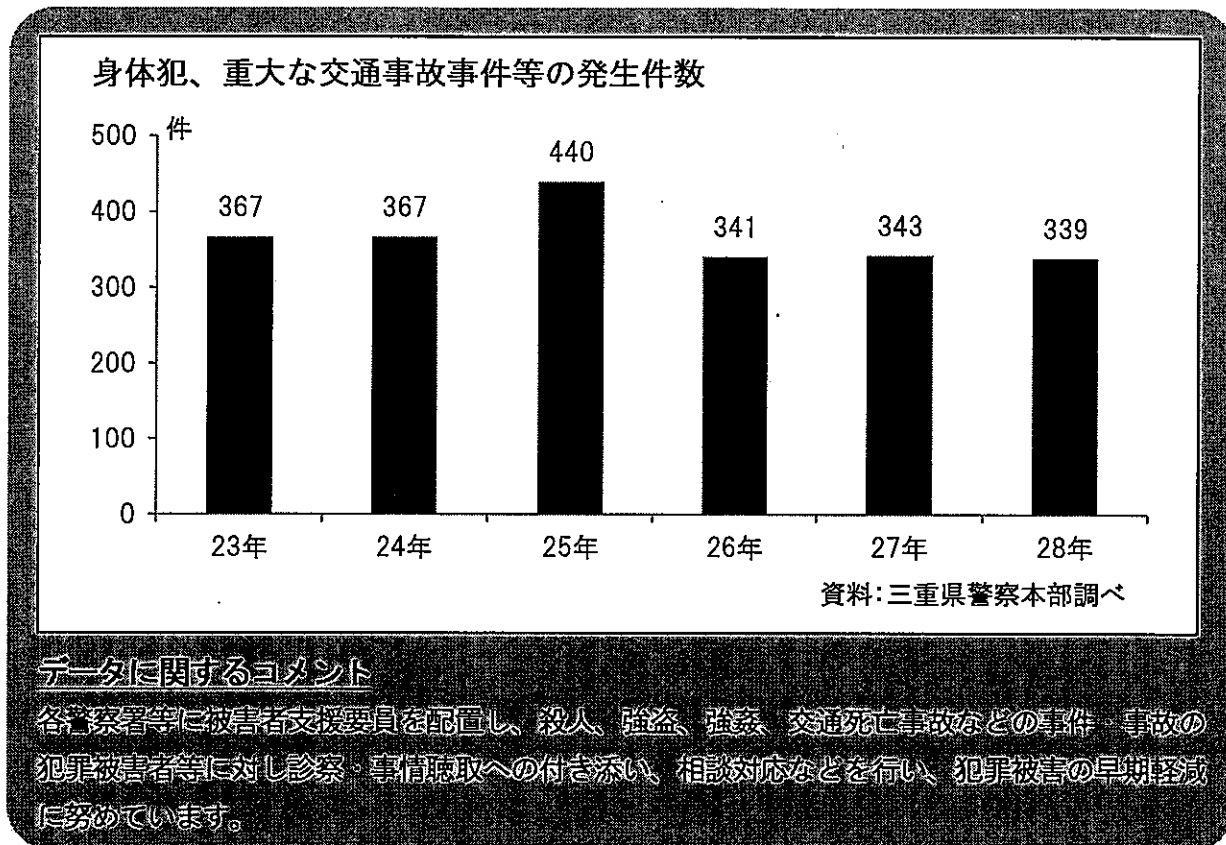


## 〔施策分野4〕 人権課題のための施策

人権施策 408

## 犯罪被害者等

## ■ データからみた状況



## 1 県の主な取組状況（平成28年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

## (1) 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

- ① 関係機関相互や民間団体との連携推進
- ② 相談窓口の充実と広報の実施
- ③ 犯罪被害等の早期軽減

- ・ 関係機関、団体と協働し、被害者支援活動が効果的に行えるよう「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」を開催しました。〔三重県犯罪被害者支援連絡協議会の運営／警察本部広聴広報課〕
- ・ 法に基づき、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに被害者情報の提供を行い、犯罪被害者等が速やかに支援を受けられるよう配慮しました。今後も被害者等のニーズに応じた支援が講じられるよう関係機関、団体が連携していく必要があります。〔民間支援団体への情報提供等／警察本部広聴広報課〕

## (2) 犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進

- ① 幅広い啓発と情報提供
- ② 犯罪被害者等による講演等を取り入れた研修会の開催
- ③ 積極的な広報啓発活動の推進

- ・ 犯罪被害者遺族が中学校、高等学校、大学において被害者の置かれている立場や遺族としての思いを語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催しました。〔犯罪被害者の心情に対する理解の推進／警察本部広聴広報課〕
- ・ 犯罪被害者支援に関する県民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を高めるため「犯罪被害者支援を考える集い」を開催し、市町における被害者支援を主題としたパネルディスカッション等を行いました。〔犯罪被害者支援の充実／警察本部広聴広報課〕
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会をめざし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性について、さらに広報啓発を行う必要があります。〔犯罪被害者支援の充実／警察本部広聴広報課〕

## (3) 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

- ① 各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援
- ② 犯罪被害者への経済的支援
- ③ 犯罪被害者等の安全確保
- ④ DV被害者への県営住宅入居の配慮

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、平成27年6月から「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、女性相談員による電話相談、面接相談をはじめ、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めています。平成28年度は、328件の相談件数がありました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 犯罪被害者等に対し、臨床心理士のほか、カウンセリング資格を有する者によるカウンセリングを実施し、犯罪被害等の早期軽減を図りました。犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、関係機関・団体が連携し、付添支援等の直接支援を継続していく必要があります。〔犯罪被害者に対する精神的支援／警察本部広聴広報課〕
- ・ 犯罪被害等による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等が支払った診断書料、司法解剖遺体の搬送費用等の一部を公費で負担しました。また、犯罪により不慮の死を遂げた方の遺族や障がいが残ることとなった被害者に対する犯罪被害者等給付金制度の案内を実施しました。〔犯罪被害者に対する経済的支援／警察本部広聴広報課〕
- ・ DV被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や心的外傷を有する被害女性に対して、心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談

事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課]

- ・ DV被害者からの優先入居希望はありませんでしたが、引き続き、DV等犯罪被害者が県営住宅へ優先入居できる制度の周知に努める必要があります。〔公営住宅管理事業／県土整備部住宅政策課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、相談対応、付添支援、各種啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員に対しては、ボランティア支援員の養成講座及び同継続研修会を開催し、相談機能の充実に努めています。

(事例2) 県内の5大学が連携して、交通事故被害者やその家族の人権を訴え、生命の尊さを伝える「いのちのキャンパス」を三重大学で開催しました。

(事例3) 犯罪被害者遺族等で構成する「いのちの言葉プロジェクト」は、小学生を対象に、家族を交通事故で亡くした遺族の現状を人形劇で訴えました。

(事例4) 犯罪や非行をした人の就労を支援し、その改善、更生を援助するとともに、再犯、再非行を防止し、法秩序の維持に寄与することを目的として活動している団体があります。

### (2) 市町の取組事例

- 四日市市では、犯罪被害者等の置かれた立場や心情を理解し、犯罪被害者支援についての認知度を高めるため、市民及び市職員を対象に犯罪被害者遺族、みえ犯罪被害者総合支援センター職員による講演会を開催しました。
- 鈴鹿市では、重大事案が発生した際に犯罪被害者等の置かれた事情を考慮して相談や支援に関して関係課が連携したワンストップ・サービスを行うための臨時窓口を設置することとしました。

## ■ 今後の取組方向（平成29年度以降の取組方向）

- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員による電話相談や面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復などが図れるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の産婦人科的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。
- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターが開催している研修会に警察職員等を派遣し、被害者支援全体をマネジメントできるコーディネーターの役割を果たせる人材の育成に協力します。
- 地域において犯罪被害者が偏見などの被害を受けず、身近な方々が被害者を支援する社会となるには、地域の住民が犯罪被害者の心情等を理解することが重要なことから、さらに効果的な啓発手法の検討を行っていきます。

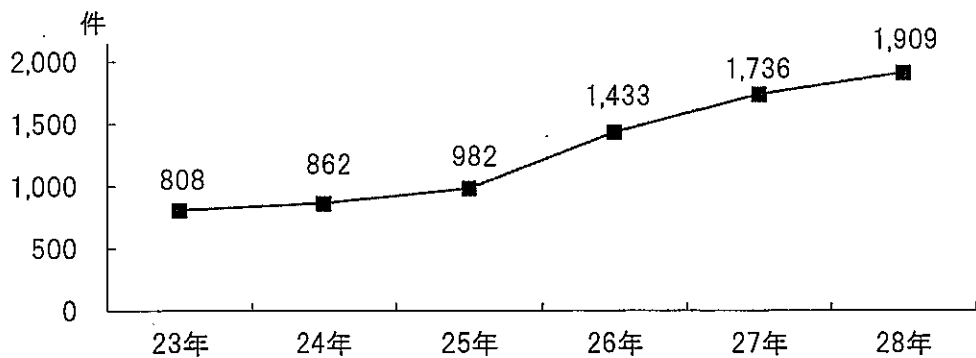
- 地域で孤立し悩んでいる犯罪被害者を支援するため、拠点施設である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、さまざまな制度や支援策について情報提供を行います。
- 県警察本部では、被害者支援要員が犯罪被害後間もない時期から、被害者に付き添い、被害者の悩みや不安等について話を聞き助言をするなど、被害者の精神的被害の回復や軽減を図っていきます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。

## 〔施策分野4〕 人権課題のための施策

## 人権施策 409 インターネットによる人権侵害

## ■ データからみた状況

インターネットによる人権侵犯事件（プライバシー）～法務局人権侵犯事件の受理件数（総数）



資料：「人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

## データに関するコメント

インターネットによるプライバシーに関する人権侵犯事件の受理件数は、全国的に増加しています。

## 1 県の主な取組状況（平成28年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

## (1) インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

## ① インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握

## ② インターネット上での差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組

- インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合は、県内に関わる事象は津地方法務局、他府県にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を進めています。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

- インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害を早期に発見し、直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者の養成に取り組みました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業（ソーシャルウォッチャー）／環境生活部人権センター〕

## (2) インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

### ① インターネット上における人権尊重の意識を高める啓発の推進

### ② インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラル等についての教育の推進

- ・ 児童生徒に対する情報モラル教育を行うとともに、小中学校を対象に、情報モラル・リスクに対する能力を把握する「みえネットスキルアップサポート」を実施するとともに、公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、問題のある書き込みなどの現状把握等を進めました。

また、保護者等による「ネット啓発チーム」を編成し、県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図りました。さらに、中学生がスマートフォン等の適切な使用について、主体的に考え、課題を発見し、解決に向けた取組を進める「中学生スマホサミット」を開催しました。〔インターネット社会を生き抜く力の育成事業／教育委員会生徒指導課〕

- ・ インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに教育・啓発・広報活動に取り組みました。今後とも、インターネットやSNSにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシーの向上を図るための啓発・広報に取り組んでいくことが必要です。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 児童生徒のネットモラルを育成するための学習展開例を教職員に対してホームページで情報提供しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 津市の私立短期大学の学生等が、サイバー防犯ボランティアとして、会員制交流サイト（SNS）等で犯罪被害につながる恐れのある情報を見つけ、警察に通報する活動に取り組んでいます。

(事例2) 総務省の保護者、教職員及び児童生徒を対象とした、子どもたちの安心・安全なインターネット利用のための啓発講座「e-ネットキャラバン」を活用し、インターネットの安心・安全利用についての講習会を開いている学校や保護者組織があります。県内では47回が開催されました。

(事例3) 小学校、中学校に出前授業を行い、インターネット、電子掲示板等による誹謗中傷、ネットオークションに関わるトラブル等、さまざまな問題を伝えている企業があります。安心してインターネットを利用する方法を提案することで、人権が尊重されるインターネットの利用を呼び掛けています。

(事例4) インターネット掲示板上の差別書き込みに対し、削除要請活動に取り組んでいる団体があります。これらの取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者により削除された事例もあります。

(事例5) インターネットについての基本的な事柄や、子どもたちの間でどんなことが

起こっているかを学び、子どもたちの支援に生かしています。

## (2) 市町の取組事例

- 桑名市では、職員自らが、毎月1回にインターネットでの差別書き込みモニタリングをしています。また、事業委託先である外部の事業者もモニタリングを実施しており、その結果について報告を受けています。
- インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市及び名張市と伊賀地域防災総合事務所が連携する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」で、「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでいます。
- 紀北町内にある中学校の生徒が、スマートフォンを使う上での問題点とその解決方法について考える「紀北町中学生スマホサミット」を開催しました。

## ■ 今後の取組方向 (平成29年度以降の取組方向)

- インターネット上の差別的な表現の書き込み等に対してモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止、国等と連携した早期削除活動に努めます。また、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守るためにインターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害の早期発見、子どもたちに対しての直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者を養成します。
- ネット被害から児童生徒を守るため、インターネットやスマートフォン等の適切な使用方法等について保護者等に啓発していきます。
- 児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を継続し、学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、保護者等による「ネット啓発チーム」の活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をめざします。また、児童生徒に対する情報モラル教育を行うとともに、小中学校を対象に、情報モラル・リスクに対する能力を把握する「みえネットスキルアップサポート」を実施して、児童生徒のインターネット利用等に対する知識・態度を育成します。
- インターネットと人権に関する学習が小中学校、義務教育学校、県立学校で積極的に行われるよう支援し、子どものネットモラルの育成を図ります。

## 〔施策分野4〕 人権課題のための施策

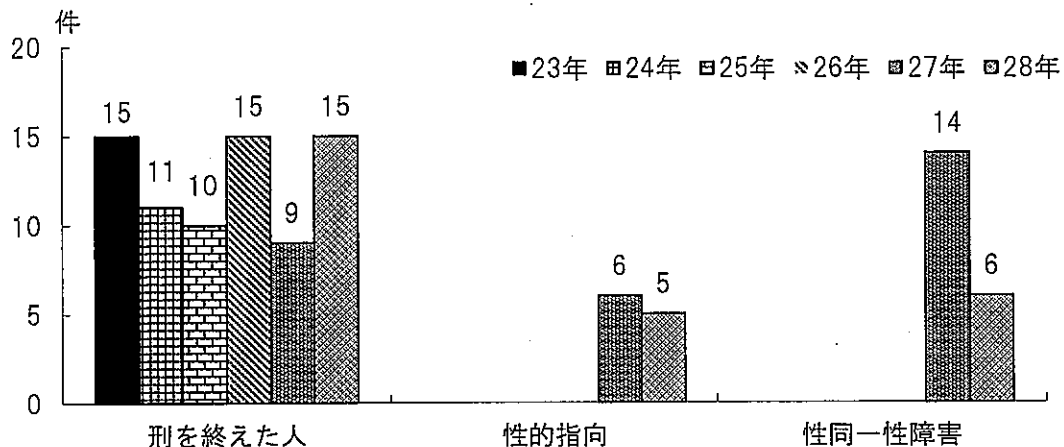
人権施策 410

## さまざまな人権課題

(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に  
係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

## ■ データからみた状況

人権侵犯事件の差別待遇受理件数



性的指向、性同一性障害について、26年以前のデータはありません  
資料「法務局及び地方法務局管内人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

## データに関するコメント

平成 28 年の法務省人権擁護機関の人権侵犯事件における差別待遇受理件数は、新規救済手続開始  
19,443 件のうち、刑を終えた人が 15 件、性的指向が 5 件、性同一性障害が 6 件でした。

## 1 県の主な取組状況 (平成 28 年度の取組実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

## (1) さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進

- ① 多様な人権課題の現状と課題認識のための取組
- ② 自殺者やニート・ひきこもり等、人権と密接に関わる社会問題への取組
- ③ 性的マイノリティの人びと（注）が自分らしく生きることができる環境づくり
- ④ 生活困窮者の自立を支える取組の推進

・ 人権をめぐる社会の状況を把握し、現状への理解と課題認識を深めるため、各市町及び県内 12 の企業、NPO・団体等を訪問し、活動状況の収集・整理を行いました。今後も、民間の取組等の幅広い情報収集が必要です。〔人権をめぐる状況把握／環境生活部人権課〕

・ 人権に関する県民の意識の概要を把握するため、e-モニターによるアンケート調査を 10 月 17 日～11 月 2 日の期間で実施し、880 人から回答を得ました。その結果、「三重県は人権尊重社会になっている」と感じている方は 29.8%でした。今後も、人



権に関する県民の意識について把握していく必要があります。〔人権に関する県民意識の把握／環境生活部人権課〕

- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みのモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、関係機関への通報等により対応しました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 平成 28 年 4 月 1 日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律において、3 月を「自殺対策強化月間」と位置づけ、国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものと新たに規定されました。これを受け、県においても、関係団体、民間団体等が連携し、啓発活動やこころの健康相談会の開催等に取り組みました。
- ・ 三重県自殺対策情報センターを中心に、うつ病等こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域における人材育成や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築に取り組みました。また、地域の絆を生かした自殺対策を推進していく必要があります。〔地域自殺対策緊急強化事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕
- ・ 高齢又は障がい有する矯正施設の入所者が、退所後に適切に福祉サービスを受けられるよう支援するため、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、受入施設等のあっせん、福祉サービス等にかかる申請支援等の援助を行いました。〔地域生活定着支援事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ・ ひきこもりの方への支援として、専門相談の実施や家族教室や家族のつどいの開催、また、支援者への人材育成としてスキルアップ研修会や支援者ネットワーク会議の開催等に取り組みました。〔ひきこもり対策推進事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕
- ・ 性的マイノリティの人びとの人権問題について、相談員等スキルアップ講座のほか、地域防災総合事務所主催の啓発セミナーでも取り上げ、理解を深めるための取組を進めました。〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ・ 生活困窮者の自立促進を図るため、福祉事務所設置自治体（県、14 市、多気町）において、生活困窮者を対象とした相談窓口を設置し、生活困窮者の個々の状況に応じた自立支援を行いました。〔生活困窮者自立支援事業／健康福祉部地域福祉課〕

## (2) さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進

### ① さまざまな人権課題の認識を深め、正しく理解を進める人権教育・啓発の取組

- ・ さまざまな人権問題への正しい理解を図るため、パネル展やパンフレットの配布を行いました。〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ・ 教職員を対象に、人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」「みんなのひろば」「性的マイノリティの人権」、いじめの問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」の活用を促進するための研修講座を開催しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 避難所運営における男女共同参画の視点や障がい者や外国人など災害時要配慮者への対応など避難所単位の「避難所運営マニュアル」の作成支援に取り組みました。〔緊急避難体制整備事業費／防災対策部防災企画・地域支援課〕
- ・ 大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うため、各市町単位で外国人住民への支援活動を行う「災害時外国人サポーター」を養成する研修と、外国人住民を主な対

象とした避難所訓練を、市町、市町国際交流協会、NPO、企業等さまざまな主体と連携して開催しました。外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。〔安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、ポスターの県施設等への掲示のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）」を中心にパネル展示、DVD上映、テレビ・ラジオ・広報紙による啓発等に取り組みました。〔北朝鮮による日本人拉致問題に係る啓発／戦略企画部戦略企画総務課〕

### (3) 人権侵害に対応するための取組の推進

#### ① 人権侵害に対する適切な対応

- ・ 三重県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。また、人権に関わる相談員の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、相談員スキルアップ講座等（12講座、686人参加）を開催しました。今後も、相談員等の資質向上を図る支援と他の相談機関との連携が必要です。〔人権相談事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 学校が人権侵害（差別事象）に関わる課題の解決を図れるように指導・助言を行いました。今後も、学校における人権侵害（差別事象）の発生や対応状況を把握するとともに、課題解決や未然防止のための取組が適切に行われるよう、指導・助言をすることが必要です。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ インターネット上にある三重県に関わる差別的な書き込みについてモニタリングを行い、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動を行うとともに、これら差別事象の実態把握を行いました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 三重県議会において、国会及び政府に対する「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書」が平成28年10月19日に可決されました。

## 2 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

### (1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）「LGBT」について知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談等に取り組んでいる団体があります。この団体が中心となり、実行委員会を立ち上げ、平成28年9月に伊勢市で「みえレインボーフェスタ2016」を開催しました。

（事例2）三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」では、LGBT電話相談を平成29年5月から開始することを発表しました。

（事例3）食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品を企業や個人から寄附を受け、フードバンク事業により生活困窮者等の支援を必要としている人に対して生活支援

を行い、地域の福祉環境の向上と相互扶助の社会づくりに寄与することを目的とするNPOが平成29年1月に設立されました。

(事例4) 東日本大震災など、過去の大災害時における福祉避難所の設置・運営に関する課題をふまえ、福祉避難所運営マニュアルを作成している社会福祉法人があります。このマニュアルは、福祉避難所の設置・運営を円滑に行うことを目的に、交代要員や介護スペース等を勘案・検証し、内閣府のガイドラインで設定された人員配置や必要面積等の基準を独自に改善しています。マニュアルに基づいた避難所運営訓練を繰り返し行い、発見した新たな課題に対しては、改善を図るなどして、継続した取組を進めています。

## (2) 市町の取組事例

- 津市では、平成27年7月に施行した「津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成、完成させ、自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿を提供し、実効性のある避難支援がなされるよう取組を進めています。
- 松阪市では、江戸時代にアイヌ民族と深く交流した松浦武四郎にちなんで、松浦武四郎記念館においてアイヌ文化を紹介する展示や、アイヌ文化体験教室を開催しています。また、毎年2月には、北海道からアイヌ民族の伝統文化保存会の皆さんを招くなどして、「武四郎まつり」を開催しています。平成30年には、生誕200年を迎えることから、偏見をもたずアイヌ民族の文化を大切にしたい武四郎の精神を全国に発信したいとさまざまな取組が計画されています。
- 伊賀市では、「あらゆる差別を許さず、互いを尊重するまちづくり」をめざし、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会の中で、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を平成28年4月に施行しました。
- 複数の市町にて、性的マイノリティの人びとの人権に関する講演会が開催される等、性的マイノリティの人びとの人権問題に対する取組が推進されています。

## ■ 今後の取組方向 (平成29年度以降の取組方向)

- 平成27年12月に改定した「三重県人権施策基本方針」や、平成28年3月に策定した「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいて、施策を推進していきます。引き続き、人権をめぐる社会の動向やさまざまな人権課題の把握に努め、現状への理解と課題認識を深めるとともに、啓発・広報に取り組んでいきます。
- 平成28年熊本地震の課題をふまえ、避難所開設訓練やHUG(避難所運営ゲーム)の実施について、市町とともに各地域における取組を進め、「避難所運営マニュアル」の作成を支援します。

\*\*\*\*\*  
注) 性的マイノリティの人びと

生物学的な性(からだの性)と性の自己認識(こころの性)が一致しない性同一性障がい者、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向にかかる同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な方等をいいます。

### Ⅲ 人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

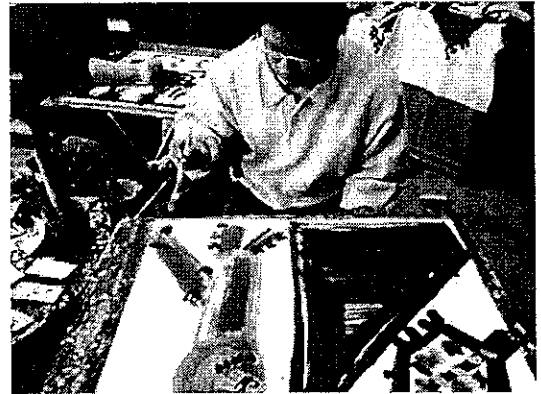
#### みんなの取組① アトリエ・エレマン・プレザン

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策301 相談体制の充実 人権施策404 障がい者
まとめ	アトリエ・エレマン・プレザンでは、ダウン症の人たちが自分たちのリズムで制作できる環境を整え、ダウン症の人特有の「調和的感性」や、「ダウン症の人たちの感性やリズムを守ることは、彼らの命を守ること」といったテーマを、作品や講演等を通して社会へ発信しています。

##### ①作品そのものの力を伝えたい

アトリエ開設当初、「チューリップの絵をちゃんと描けるようにしてほしい」と願う保護者に連れられて来る子どもたちもいました。その背景には、ダウン症にコンプレックスを持つ親たちの「『普通』に近づきたい」という切実な願いがありました。

アトリエ・エレマン・プレザンでダウン症の人たちを見てきた佐藤さんは、「何を描いているか分からないと言う人がいますが、制作するプロセスを通して彼らの見え方、感じ方を学びました。誰でも自分の見ている世界が全てだと思いがちですが、他の人から見れば違うかもしれない、と想像することはとても大切だと思います」と話します。



##### ②アトリエは、みんなが「その人らしさ」を出せる場所



学校や家では描かない人も、アトリエでは伸び伸びと描きはじめます。「周囲の人が『この人はどんな世界を持っているのかな』と見守っていると、その人の世界を見せてくれる。絵を描くことは誰にも強制されることではないですから」と佐藤さんは言います。アトリエはリフレッシュ出来る場であり、誰もがその人らしさを出せる場となっています。

また、保護者からの相談にのったりもするそうです。学校や作業所で無理にがんばった結果、心と身体のバランスを崩してしまう子どもも多く、「ダウン症の人たちの感性やリズムを守ることは人の命を守ることなのだ、関わる大人に機会をとらえて伝えさせていただいています」と佐藤さんは話します。

##### ③「ダウンズタウン」～まちづくりに向けて

アトリエ・エレマン・プレザンでは、作品を障がい者アートというアプローチではなく、作品そのものの持つ力を伝えたいと、国内外の展覧会や講演会で発信しています。

現在、アトリエやギャラリーを中心に、カフェやゲストハウスをしながら、ダウン症の人達の文化を発信する場「ダウンズタウン・プロジェクト」が進行しています。

## みんなの取組② 株式会社石吉組

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策301 相談体制の充実 人権施策403 女性
まとめ	育児・介護休業制度等の整備や、社員の体調や事情に配慮した勤務時間の設定、社員全員への「相談窓口一覧表」の配付等が社員にやさしい会社づくりにつながります。

### ① 「社員には長く勤めてもらいたい」

株式会社石吉組は、スポーツの振興等で地域貢献を進めてきました。また、社長の「社員には長く勤めてもらいたい」という強い思いから、働く人の立場に立ち、社員の働きやすさに配慮する取組を行ってきました。建築技術者は男性が多い業種ですが、石吉組では女性技術者の養成に努めています。現在では、建築技術者24名のうち3名が女性で、自社目標の女性技術者10%を達成しています。



2012(平成24)年には老人ホームも開設。介護職の離職率は一般的には高いことから、「三重県で一番・社員にやさしい会社」を掲げ、誰もが働きやすい職場づくりを推進してきました。また、障がい者雇用率も5.5%(2017(平成29)年4月1日時点)となっています。

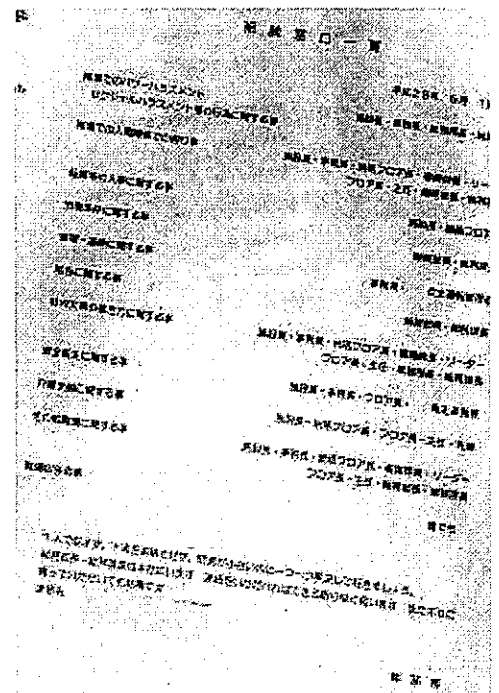
### ② 「三重県で一番・社員に優しい会社」は、まず社員の話を聴くことから

石吉組には、子育てをしながら長く勤務している女性がいます。それは、育児休業等の制度整備や勤務時間等で融通を利かせているからだそうです。総務部では、「制度は作るだけでなく行使されてはじめて値打ちが出る。制度のよさを実感してもらい、制度を利用しやすい雰囲気をつくるのが大事」と考えています。制度の周知も兼ね、社員との面談をこまめにとるにも取り組んでいます。面談では人間関係も含めた多くの悩みが話されます。また、悩みを小さいうちに解決できるよう、「呼んでもらえればすぐ行く」と発信し、顔を見て話を聴くことを大切にしています。些細なことが離職に結びついてしまう危機感を感じるからこそ、相談してもらいやすい環境や雰囲気づくりに努めています。

### ③ 「相談窓口一覧」を配布して、相談への敷居を下げる

総務部では、相談窓口を整理した「相談窓口一覧」を全社員に配っています。相談窓口として、「管理職」や「先輩」も挙げられています。これを配付することで、困りごとの種類と相談相手の周知に加えて、気軽に相談しやすい雰囲気の醸成にもつなげています。また、育休中の社員とは、メールで関係性を保っています。

これらの取組の原点には、「自分も社員としてこの会社にたくさんのことをしてもらってきたから、自分がやれることはしていきたい。地域の企業としての看板を背負っているからこそ、地域や社員のためにできるだけのことをしたい」という意識があります。



## みんなの取組③ 大山田反差別村民ネットワーク

関連する県の人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策201 人権啓発の推進    人権施策202 人権教育の推進 人権施策301 相談体制の充実    人権施策302 さまざまな人権侵害への対応 人権施策401 同和問題                    人権施策402 子ども 人権施策403 女性    人権施策404 障がい者    人権施策405 高齢者
まとめ	1992(平成4)年の差別事件をきっかけに住民等が「ネットワーク」を結成し、人権講演会の実施や地区懇談会への参加による啓発を進めてきました。取組を継続してきたことで、認知度が上がったのと同時に、地元を離れても人権活動を続けたいという若者たちの活動のステージにもなっています。

### ①結成のきっかけ

1992(平成4)年、大山田村(現伊賀市)議会議員による差別事件が起こりました。これをきっかけに、村外で人権教育等に取り組む村内在住の教職員や行政職員たちが集まりました。「大山田に住み、あるいはこの地域で働く私たち一人ひとりの人権を確立し、一切の差別をなくしていくことであらゆる差別的なものの見方や考え方から解放され、真に一人ひとりが自由に、幸せに、安心して暮らしていける人権のまちづくりを進めていく」ため、「反差別村民ネットワーク」を結成しました。



### ②実態に合わせた活動を

これまでの活動は4つの時期に分けられます。第1期は、自分たちができることを始めた時期です。村内を全戸訪問し、チケットを売って人権講演会を開催したり、意識調査を行い、手作業で集計したりしました。第2期は、意識調査の結果、地域に誇りが持てない人や、子どもや女性、高齢者で生きにくさを感じている人がいることが分かったことから、「誇れる地域づくり」のための取組を進めました。地域のよさを再発見する学習や、安心安全な地域づくりのためにバス停等の改善を行いました。また、この頃から、小中学校の人権学習の講師として活動を始めます。第3期では、子どもたちと共に人権学習を重ねたことで、卒業後も地元で活動続ける若者が育った時期です。現在の第4期では、そんな若者たちと共に活動を展開しています。日常的に、それぞれの場所で思い等を発信したり、小中学生の学習等で自分の経験を話したりしています。また、人権カレンダーの発行や、夏祭りアンパンマン等のキャラクターねぶたの製作を行ったりしています。



### ③持続の秘訣は、所属感や帰属意識のあるつながりを保つこと

大学進学等で地域を出た若者にとって、このネットワークは「いつでも帰れる、相談のできる場所」になっています。現在、全国各地に140名を超えるメンバーがいます。メンバーには、月2回のメールでの情報発信、年4回の会報を送り、各自が所属感や帰属意識を持つようにしています。今後も、部落差別をはじめとするあらゆる差別をしない・させない・許さない人権のまちづくりを継続していきたいと考えています。

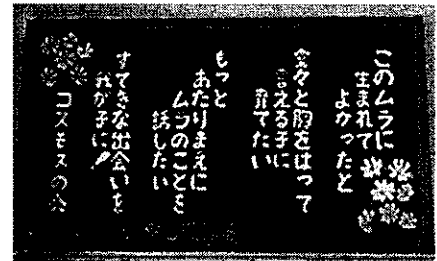
## みんなの取組④ コスモスの会

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	人権施策202 人権教育の推進
	人権施策201 人権啓発の推進	人権施策401 同和問題
	人権施策301 相談体制の充実	人権施策403 女性
	人権施策402 子ども	
まとめ	子育てについての悩みを話すことや、差別の解消に向けて自分ができること等について共に考えあっていくこと、また、一つの目的を持った共同制作を重ねることは、人と人とのつながりをつくとともに、差別をなくす仲間づくりにつながります。	

### ①「人権教養講座」から「コスモスの会」へ

深谷地域では、住環境や教育等の地域課題を行政と共に改善し、人権が尊重されるまちづくりを推進してきました。また、貧困が世代を超えて継承される「負の連鎖」がおこらないように、そして、子どもたちに差別にまけない力をつけることや、確かな仲間づくりをめざして、「コスモスの会」として、保護者や教職員等が共に学びあっています。

その活動は1989(平成元)年ごろから始まります。当初は、教育集会所の「人権教養講座」として、保育所の保護者等と地域の歴史や「子どもたちと部落問題でどう話をするか」等について学び始めました。初めは参加者も少ない状況でしたが、学習を継続していくことで徐々に参加者が増えました。



1992(平成4)年ごろには「親しみやすい名称に」と、会を「コスモスの会」と名づけます。この名前には、「太い茎をもち束になって美しく咲き誇る『コスモス』のように、仲間と共に生きていく子どもたちを育てたい」という願いが込められています。

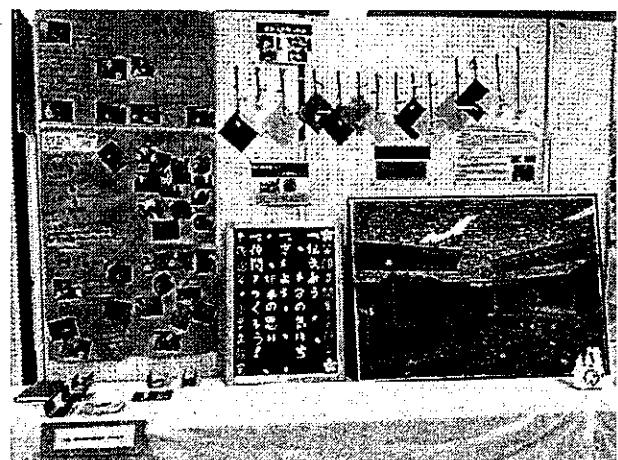
その後、「コスモスの会」では、子どもたちに自立と共生の力を育むために保育にかかる書籍を輪読したり、学校での部落問題の学習内容について学んだりしました。また、人権カルタや文字パネル等の共同制作にも取り組みました。長い取組の中では、活動内容や参加者にも変化がありました。その時々状況に応じた活動のスタイルをとってきました。

### ②「仲間とのつながり」を大切に

現在「コスモスの会」は、深谷小学校の教員OBも参加し、月1回、1時間程度の会を開いています。

参加者からは、「『子どもが部落問題に出会ったときにどうするのか』について先輩の保護者の話がききたい」等の声が上がっています。

今後も、「コスモスの会」の活動を広め、参加者を増やしていきたいと考えています。また、保護者の仕事にも配慮した開催時間の工夫をしていく必要があることも感じています。



## みんなの取組⑤ たまきのつどい場「協」(かなう)

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策301 相談体制の充実      人権施策405 高齢者 人権施策407 患者等
まとめ	認知症の人や家族の居場所、認知症を自分事にとらえて関わっていける場を作り、それぞれの力を発揮しながら、お互いを認め合うことは、生活への意欲を取り戻すとともに、人と人とのつながりを作っていくことにつながります。

### ①地域ケア会議の「居場所づくり部会」で話し合いを重ねて誕生した「協」(かなう)

「協」(かなう)は、2015(平成27)年10月、認知症の人たちやその家族、高齢者、障がい者等の居場所として、玉城町内の空き家を活用して開設しました。週2回、午前中に開いており、オープンから半年の利用者数はのべ1,000人を超えました。



「協」は、玉城町地域包括支援センター主催の地域ケア会議「居場所づくり部会」で、認知症の人や家族の居場所、認知症を自分事にとらえて関わっていける場所を作る取組が原点です。居場所とは、認知症の人や高齢者、家族や地域の人がそれぞれの力を発揮し、つながる場所のことです。

「協」は、本人、家族、地域住民の力を+ (プラス) して、夢や想いをかなえようという願いをこめられて名づけられました。

### ②「自分にもできた」「人の役に立つことができる」経験が、生きる意欲や尊厳を取り戻す

「協」では集った人たちがそれぞれの過ごし方を楽しんでいます。その中には、生きる意欲を取り戻した人もいますそうです。

ある人は、認知症になって園芸の意欲を失っていましたが、「協」で庭の手入れを周りの人からも認められたことで、家での園芸も再開したそうです。他にも、手芸作品づくりに打ち込むようになった人や、家庭ではお茶等を入れてもらっている人が、おもてなしをする側として生き生きしたり、家具等の修繕をしたりする人などいるそうです。お互いが持つ智恵や技術に感嘆しあっているようです。「協」に来れば新しいつながりもできます。孤立させないために「つながりを

利用の心得 (一部抜粋)

- ・各々が持てる力を発揮すること
- ・主客はその都度入れ替わること
- ・それぞれの自由な時間の過ごし方を認めること
- ・みんなのつどい場が継続的に運営されるように協力を惜しまないこと
- ・すすんで家屋の修繕、庭の手入れ、備品の清潔・補修をおこなうこと
- ・誰をも排除せず、互いに受け入れること

どう作っていくか」は大切な課題です。

現在、「協」へは元気バスや車で来る人も多いのですが、他の場所にも、「協」が広がっていけば、認知症の人歩いている、近所に知り合いがいるというメリットも生まれます。

今後、田丸1番地の「協」を1号店として「モデル」とし、さまざまな課題を克服しつつも、認知症の人をはじめとしたさまざまな人が集える居場所を地域に広げていきたいと考えています。





## みんなの取組⑥ 子育て応援！0. 1. 2. 3サークル

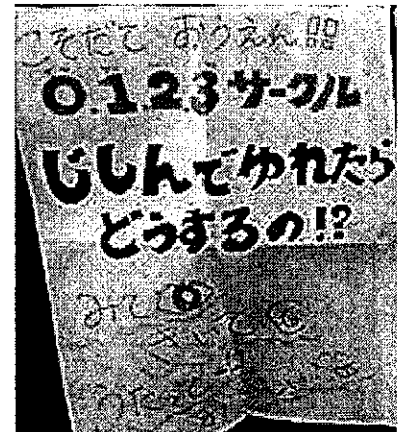
関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策301 相談体制の充実 人権施策402 子ども 人権施策403 女性
まとめ	子どもや親の居場所づくり等の子育て支援に取り組み、参加者の特技等を生かした参画を促すことは、参加者をエンパワーメントすることにつながります。また、避難訓練には、乳幼児やその保護者が参加しにくいことから、子育て支援の活動に防災教育の視点を盛り込むことが有効だと考えます。

### ①観光地で、転勤族が多いなか、孤立しがちな母親たち

代表の山本さんは、結婚後に鳥羽に住み始めた頃、知り合いも少なかったのですが、2か月に1回の母親教室に2年間通うことで仲間ができました。2000(平成12)年、母親教室は新装された保健福祉センターで開かれるようになりました。山本さんは、開催回数の増加を要望したところ、「自分たちでもやってみたら」と声をかけられます。毎週木曜日に同センターの一室を借り、母親教室での仲間たちと「子どもの遊び場」サークルを始めました。山本さんは、「観光地ならではの子育て事情や海上保安庁職員の転勤等もあり、母親たちは孤立しがちになる」と言います。サークルがそんな母親たちの気分転換やストレス発散の場になればと考えました。また、サークルの日に検診や相談日を重ねるなどして、保健師との連携も図っています。

### ②子どものいる家庭に防災意識を持ってもらうために

山本さんたちは、「津波警報が出たとき、子どものいる家庭で避難行動をとったのは1%未満だった」という記事を見て、防災意識を高める必要があると考えました。県や市、社協、志摩市の子育てサークルと共に防災研修を始め、学んだことを他の母親たちに還流しました。このことがきっかけで、多くの保育所や小学校の学習会に招かれるようになりました。防災学習では、緊急地震速報に慣れることや新聞紙スリッパづくり、割れたガラスに見立てた卵の殻を踏む体験、被災時の調理体験や非常食試食等、五感で感じる内容にしています。



また、地域での避難訓練には、乳幼児がいると迷惑をかけるのではないかと考える保護者が参加しにくいことをふまえて、託児つきの学習会や子ども向けの防災教育にも取り組んでいます。

### ③自分たちの手で、市民の森公園を子どもが遊びやすく集いやすい公園へ

市民の森公園を、より子どもが遊びやすい場所にしようとバザーを開きました。その収益をもとに、市へ公園のリニューアルを要望。「鳥羽市民の森公園の未来を創る会 P-smile(ピースマイル)」という組織を立ち上げ、公園の環境改善やヤギ等の動物を増やすなどに取り組みました。現在では多くの人を訪れるスポットになっています。

子育て支援サークルや防災学習会、公園の保全活動等の取組を通して、お互いの関係をつくり、メンバーそれぞれの特技や趣味を生かして活動を盛り上げることは、母親たちをエンパワーメントすることにつながっています。



## みんなの取組⑦ 特定非営利法人どんぐりの会

関連する県の人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策301 相談体制の充実 人権施策403 女性	人権施策402 子ども
まとめ	仕事と子育ての両立ができる環境づくりのために、広域対応型学童保育事業と、企業と連携した飛び出し注意喚起看板の設置・維持管理事業を行い、保護者と子ども、企業それぞれがWin-Winの関係で結ばれるシステムを作っています。	

### ①親が安心して仕事に打ち込める環境があつてはじめて、安心して子育てできる

自らもシングルマザーとして仕事と子育ての両立に苦勞してきた経験がある代表の木崎さんは、「他にも同様の苦勞をしている人がいるはず、その人たちが安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりをしたい」と考えました。子どものことを優先させると仕事の選択肢は限られ、低収入となる場合もあることから、親が安心して働くことができる環境をつくるのが大切だと考え、広域対応型学童保育事業として「どんぐりの家」を運営しています。



放課後になると、遠方の学校にも「お迎え」に行き、校区が遠くでも通えるようにしています。また、急な残業等で遅くなる場合や、土日祝等も利用できるようにしています。長期休業中には、子どもたちと共に食事を作ることもしています。

これまでの学童保育等では行き届きにくかったサービスも提供しており、保護者には、「空いた時間ができたら子どもに関わってほしい」と呼びかけています。

### ②飛び出し注意喚起看板の設置・維持管理で企業とタイアップ

木崎さんは道路に設置されている飛び出し注意喚起看板が、十分に管理されていない実態が気になっていました。そのことは、無許可のままの設置や地域の治安の問題に関係しています。

「どんぐりの会」では、看板の設置許可申請、設置、定期的なメンテナンス等を行っています。2017(平成29)年4月の時点で約95社が協賛金を出し、305体を設置・管理しています。看板による収益の一部は、どんぐりの家の運営に充て、保護者の負担軽減につなげています。



企業にとって看板設置は、社会貢献となるのと同時に、どんぐりの家を割引で利用できるようになることから、従業員への福利厚生にもつながります。

### ③今の時代にマッチしたあり方をめざしたい

木崎さんは、「子どもを預けて思う存分働けるなら、子どもを産みたいという人は多くいるはず。環境さえ整えば、少子化も食い止められる。今の時代にマッチした保育の形が求められている」と話します。今後は、地域の保育園や学童保育とも連携をとりながら、小児科外来等も含めた複合施設を各地に作っていきたいと考えています。

## みんなの取組⑧ フードバンク多文化みえ

関連する県の人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策402 子ども 人権施策410 さまざまな人権課題(貧困等に係る人権問題)
まとめ	貧困等に係る人権問題に対して、フードバンクによる支援は大切な取組の一つです。物資の提供や配付にかかる課題等をクリアするためには、さまざまな主体の連携が必要です。

### ①貧困の問題は、外国人だけではなく日本人も同じ

代表の中村さんはブラジル人学校を開設していた頃から、ブラジルやペルーの人に生活物資を配る活動をしていました。2013(平成25)年に学校は閉鎖を余儀なくされたのですが、食料品等への需要があることから、「フードバンク多文化みえ」を立ち上げ、外国人や障がい者施設、児童養護施設等に生活物資を配る活動を続けています。

フードバンクの運営は年々厳しくなっていますが、配る範囲は拡大していることから、ニーズは高くなっていると感じています。



### ②進みつつある取組への支援と理解、そして、現実...

現在は津市を拠点に活動するエスペランサと共に取組を進めています。倉庫を借りて食料品を備蓄し、45の登録団体(2017(平成29)年4月時点)が必要な時に物資を取りに来れるようにしたり、子どもがいる団体等から配付したりしています。物資は企業だけでなく、個人からも提供してもらっています。なかでも、農家からの米の提供は重宝していますが、需要も高いことから不足しがちです。

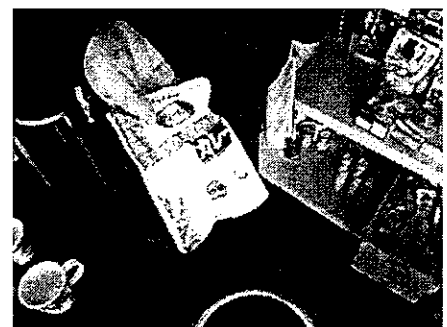
物資を配付していると、「どうして外国人に物資を配るのか」という声が日本人から聞かれます。「子どものいる家庭が優先しています」と答えても、理解されない現実があります。また、生活が厳しい家庭への支援が必要だと感じています。

この活動は単に物資を配付すればよいというものではありません。支援物資の中には、調理が必要なものもあります。そのようなものは、調理器具やライフラインが揃っていないと食べるできません。届ける対象の家庭状況を確認することも必要になります。また、レトルトカレーがあっても米がない等、フードバンクに届けられる物資には偏りがあります。そこで、おいしく食べられる工夫を考え、紹介もしています。

### ③取組への理解者を増やしていくこと

フードバンクは、配付物資に限界があることから、支援が必要な個人や団体に物資が行き渡るような工夫が必要です。また、ボランティアで運営しているため、理解者を増やし、運営につなげていくことが大切です。

今後は、行政も含めたさまざまな主体との連携を進めていくことが、取組を継続させていくために必要だと感じています。



## みんなの取組⑨ ヘア・クオーレ三重サロン

関連する県の 人権施策	人権施策301 相談体制の充実 人権施策302 さまざまな人権侵害への対応 人権施策407 患者等	人権施策403 女性
まとめ	抗がん剤治療を受けながら働いたり、日常生活を送ったりすることについての周囲の理解に加え、抗がん剤治療などで脱毛した患者のサポート等も必要な支援です。	

### ①医療技術の進歩により、がんの治療をしながら日常生活を送る人が増えている

「ヘア・クオーレ三重サロン」でがん患者のサポートをしている山口さんは、以前勤めていた美容室で、若い世代の女性たちにがんが見つかる事実には衝撃を受けました。抗がん剤治療では、しばしば吐き気や嘔吐、脱毛などの副作用を伴います。山口さんは、美容師として患者さんが治療中も自分らしく生活できるようにサポートしたいと思い、自身の店舗を開いたことをきっかけに、医療用かつらについて専門的に学び始めました。

### ②がん患者さんの気持ちに寄り添うこと

患者さんからは、かつらをつけていると周りの視線が気になるということや、小さい子どもに病気のことを伝えるかどうかという悩み、病気がことが知れ渡るのが嫌で、理由を言えなかったことから、学校や地域の役員を断れなかった経験、治療しながら仕事を続けることの大変さなどが話されます。山口さんは「もっともっと、がんになっても自分らしく過ごせる環境が整っていけば」と話します。



### ③自分の経験を生かして

山口さん自身もがん治療を経験しました。山口さんは、「それまでに情報は得ていたにもかかわらず、実際に治療を受けると不安を感じたり、戸惑った」と言います。現在は、患者さん同士が話せる場として茶話会を行っています。つらさを理解しあえる、同じ病気を経験した人同士が話すことで、心が軽くなったり、役に立つ情報が得られたりして、『私一人じゃない』と感ぜられるからです。



茶話会は、メイクやアロマの講習等と合わせたり、開催曜日をさまざまに変えたりと工夫をしています。自分のことを話すことのためにためらいを感じる人は、まずは講習に参加して、その後の茶話会は様子を見てから決めることができるようにしています。今後は、がんが再発した人を対象にする等、さまざまなニーズに対応できるよう、会場費等の捻出の課題はあるものの回数を増やしていきたいと考えています。

また、今後はがんにかかっていない人への啓発も行いたいと考えています。がん治療は、心と体に苦痛を伴い、経済的にも大きな負担を伴います。がんになっても自分らしく過ごすために、早くからがんの情報を得て、どこに相談すればよいのか、どんなサポートがあるのかを知っておくことが大切です。

## みんなの取組⑩ まおちゃんのおつかい便

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策405 高齢者
まとめ	買い物弱者は交通の不便な場所にいるとは限らないことから、地域の顧客の様々な生活実態を把握し、ニーズやリクエストに細やかに対応しています。そのことが、安心して食料品等が確保できるまちづくりにつながっています。

### ①「うちのおばあちゃんも買い物弱者だ」

「まおちゃんのおつかい便」を営む東さんは大学3年生の時、買い物弱者のための移動販売を取りあげたニュースを見ました。東さんの祖母も長い距離を歩くことが困難なことから、「うちのおばあちゃんも同じだ。また、周りにもそんな人がたくさんいる」と気づき、移動販売を始めようと考えました。このことを家族に相談したところ、「もっている能力を最大限発揮しないと生きていく値打ちがない」と信念を持つ父が後押ししてくれ、大学3年生の2月に起業しました。



### ②一人ひとりのニーズやリクエストにきめ細やかに応える



「おつかい便」には食品全般やお客さんのリクエストに応じた日用品等を積んでいます。高齢者の利用が多いことから、調理に手間がかからないものや、すぐに食べられるもの等を「食べきりサイズ」で販売しています。また、「同じ物ばかりだと飽きられる」と品ぞろえにも工夫をしています。

朝に商品を仕入れ、夕方まで15~20か所で移動販売を行います。その都度に商品を陳列。お客さんの生活状況やニーズに合わせて経路も変えています。

### ③たとえ近くにスーパーがあっても、移動販売を必要とする人がいる

紀北町では過疎化が進み、高齢者のみの世帯が多くなってきました。買い物は運転ができない高齢者にとって大きな問題です。東さんは、「始めた頃は市街地から遠い地域を回ることを想定していました。しかし、比較的小店の多い地域でも需要があるんです。店が近くても、自分で行けなかったり、スーパー等で多くの商品から選ぶことが負担になったりする方もいるんです」と言います。

起業当初はなかなかうまくいかなかったこともあったものの、今では固定客もでき、信頼される存在になっています。家に上がり込んで話をしたり、ストーブの灯油を入れたりするなどの家事を頼まれることもあるそうです。東さんは、「やめたいと思ったことはないです。仕事にはまっていますし、待ってくださる人がいますから」と話します。

今後は移動販売の拠点店舗を開くなどして、ますます発展させていきたいと考えています。



## みんなの取組⑪ 特定非営利法人マザーズライフサポーター

関連する県の 人権施策	人権施策101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策301 相談体制の充実 人権施策403 女性	人権施策402 子ども
まとめ	人と人とのつながりが希薄になっている地域では、孤独感や育児ストレス等による児童虐待等が起こりやすくなっています。母親たちの居場所をつくり、楽しく子育てができるような情報提供やネットワークづくり、就業復帰支援等を行うことが人にやさしいまちづくりにつながります。	

### ①「ママだからこそできる」ことがあるはず

代表の伊藤さんは、昼夜問わず仕事をして充実した生活を送っていました。子どもが授かった時、子育てに専念するために仕事を辞めます。「社会との接点がなくなったと感じるとともに、自分の価値もなくなったと感じました。また、仕事にいつ復帰できるかが不安になったり、子どもに対しては、いい母親にならなければとプレッシャーを感じたりしました。育児ストレスが大きくなってきて、孤立していると、いつ児童虐待を起こしてもおかしくない状況になるんです」と伊藤さんは話します。「マザーズライフサポーター」では、育児中の母親のためにニコママカフェを平日に開いています。伊藤さんは、「母親たちは、いつの間にか疲れをためこんでいたり、育児ストレスを感じたりしています。ですから、お茶を飲み、仮眠室を利用してもらって、少しゆっくりする時間と場所を提供しています。先が見えないと感じている母親たちをサポートしたいです。子どもがかわいいと思える瞬間があれば、また前に進めますから」とも話します。

### ②「ニコラボワーク」は“インターンシップ”

2014(平成26)年には、子育て中の母親たちがグループで支え合う就業事業「ニコラボワーク」を始めました。8～10人のグループで、2～3人が農繁期の農家の手伝いや介護などで働き、他の人が託児をする仕組みです。子どもの病気や急な発熱にも、グループで助け合って対応しています。母親にとっては、子どもを預け、人に助けってもらう経験になると同時に、子どもにとっては預けられる経験となります。このことは、保育園への通園や、母親の仕事再開に向けた、“インターンシップ”であると考えています。



### ③企業とのイベント共催からはじまる、子育てにやさしいまちづくり

地域での子育てを応援する60の企業等と共に活動も進めています。また、子育て中の母親は重要な消費者であることから、子育て世代に必要なサービスを企業に提案しています。「サービスが向上すれば、必然的に子育てにやさしいまちづくりになります」と伊藤さんは話します。また、写真、取材、印刷等の特技を活かし、「ママたちでつくる育児情報誌nico\*mama」を発行しています。社会の中で自分自身の価値を認められることが、このような活動を広げる原動力になっています。



## みんなの取組⑫ 三重ヤクルト販売株式会社

関連する県の 人権施策	人権施策402 子ども 人権施策410 さまざまな人権侵害への対応	人権施策403 女性
まとめ	子どもがいても安心して働くことができる環境をつくるために、事業所内に保育施設を設けている企業があります。保育施設の運営にあたっては、利用者の立場に立ち、「預けたいと思える保育」としていくことやさまざまな主体と連携した制度づくりが大切です。	

### ①子どもがいても安心して働けるように

三重ヤクルト販売株式会社は、子どもをもつ女性が安心して働けるよう、県内の30か所営業センターのうち、21か所に保育施設を設置しています。そのうちの3施設については一般にも開放しています。また、定年を設定していないことから、どのようなライフステージでも、女性が働き続けることができるようにサポートしています。

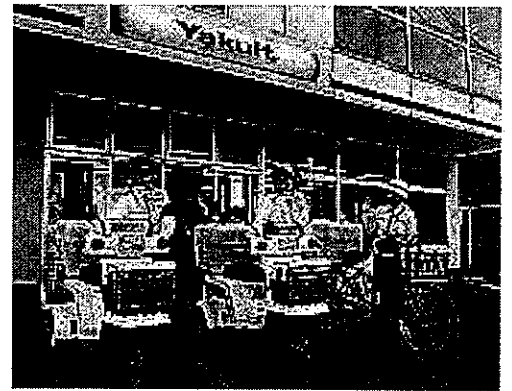
保育施設を利用することで、母親たちは短時間でも働くことができます。また、保育施設が事業所内にあることで、保育所経由で出勤することに伴う時間的な無駄が少なく、出勤前後の多忙な時間を有効に利用することができます。さらに、子どもの学校行事や急病のときにも、職場の仲間で支え合うなどのつながりができやすくなっています。

現在、保育士を約90人配置。「預けたいと思える保育」をめざした運営を行っています。



### ②女性が活躍できるシステムづくり

三重ヤクルト販売株式会社では、ヤクルトレディから社員へ登用するステップアップ制度を採用しています。現場を知っている人が、各営業センターのマネージャーとなることで、新しく採用された人たち等に向けて具体的なアドバイスをすることができます。そのことが、信頼関係を生むことにつながっています。また、マネージャーを統括するリーダーは本社に5人いますが、そのうちの3人はヤクルトレディの経験者です。福利厚生の方でも、勤務年数20年以上の従業員等に、5日連続の休暇制度を作って、社員が意欲を持って働くことができるようにしています。この休暇制度の取得率は100%を達成しているそうです。



### ③取組を持続させるために

保育施設の利用者数は、子どもの成長と利用者の変化に伴って増減します。利用者が少なくなった場合でも閉所せずに、会社側で近隣の事業所に併設している保育施設へ送迎を行っています。そうすることで、従業員たちが働き続けることができます。

総務課の吹田さんは、「このような保育施設を運営することで、従業員が働き続けられるメリットがありますが、企業としては費用面での負担が大きい実態があることから、子育て支援にかかる助成等との連携が必要だと感じています。」と話します。





2017（平成 29）年度版  
第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告

2017（平成 29）年 10 月発行

三重県環境生活部人権課  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
T E L 059-224-2278 F A X 059-224-3069  
E-mail [jinken@pref.mie.jp](mailto:jinken@pref.mie.jp)

